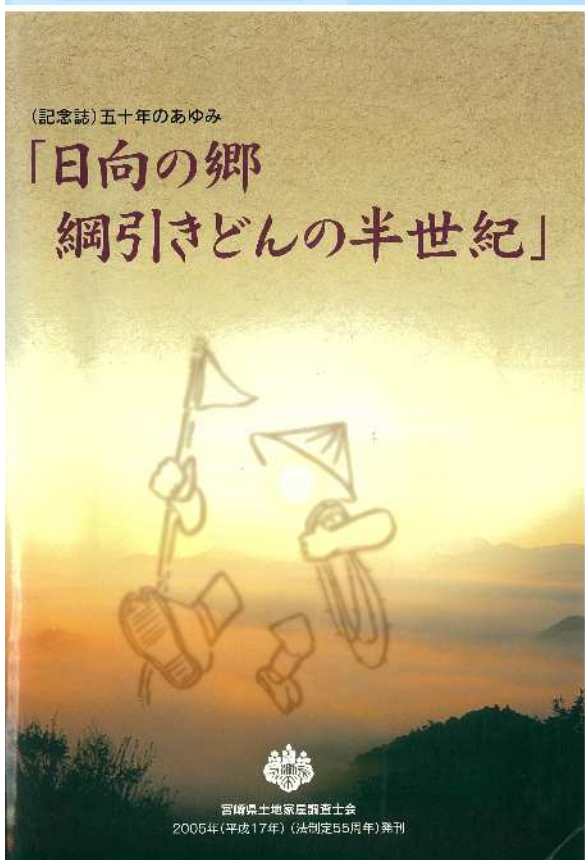


7年後に後悔しない ために必要な 調査士の一般常識！

宮崎版



宮崎県土地家屋調査士会
鎌田 隆光



はじめに

昨年、41年間土地家屋調査士業務を行ったことへの永年業務功勞により福岡法務局長表彰を受けました。土地家屋調査士には一応「定年」はないので、やろうと思えばいくつまでも出来る！思えば高齢化社会向けの資格だと思います。

只、これには2つの壁があります。

一つ目は当然乍ら「健康」であること。古希が近くなりさすがに杭打ちは辛い！と実感します。又、調査士業務では人のトラブルを背負う部分もあり、ストレスを抱え込まないようなハートが併せて求められます。

二つ目はいつまで「適正な業務」を行えるか？です。土地家屋調査士が作成する地積測量図は、地積更正登記で除かれる場合を除き永久保存されます。

私は二代目なので亡父の地積測量図に悩まされたり、自分自身の地積測量図についても間違いはない自信はありません。

残念乍ら「人は間違ふもの」です。で、若気の至り九州ブロックの会合で「何で調査士業務に時効は無いんでしょうか？」と連合会総務部長にお尋ねして激怒された苦い経験もあります。

調査士業務で多くの間違い、勘違いは5年後、10年後に問題が表面化します。業務を行った時点で問題化するのとは「良かった！」と思うべきで、業務を行った当時としては適正な業務、地積測量図であっても後日に大問題、大事件に発展することは往々にしてあります。

平成14年8月1日施行された土地家屋調査士法の改正において、研修と地域における土地の境界を明らかにするための方法に関する慣習等の知識を深めるようとの規定が設けられました。（土地家屋調査士法第25条第2項）

この地域の慣習等の知識には過去の地積測量図を時系列的に適正に判断、評価出来ることが求められますし、当時の調査士業務、併せて法規制を知ることが不可欠で、慣習と呼べないような当時の一般的な取り扱いを含めて土地家屋調査士業務は「新しい」ことだけでなく「古い」ことも識る必要があります。

実際に日々の業務で現況の測量結果に申請地と四周の法務局保管の地積測量図を重ねると色んなことが見えてきます。只、間違い探しばかりじゃなく、逆に古い地積測量図の正確さに驚かされることもあります。

私が調査士業務を始めた頃（昭和58年）には道路の拡幅部分は分筆して、寄付、移転するのではなく、民有地側の地積更正登記で対処するように官公署から求められていた時期もありました。

その後、昭和61年に宮崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が設立され、漸く道路の分筆未登記処理も適切に行えるようになりました。（只、悲しいかな業

務として受託出来るのは未だに宮崎市、延岡市、都城市だけですか？違っていたら御免なさい！)

又、制度面からも平成11年10月の土地建物実施要領の改正により従来の部分測量から全地測量となって25年を迎えます。

更に、平成17年の不動産登記法の改正で筆界に関する規定が新設されると共に世界測地系での測量、オンライン申請、筆界特定制度等々が新設されました。

何と、令和2年には調査士業務の懲戒に除斥期間(7年)が設けられ、法務局の地図情報がG空間情報として公開される等、今も多くのことが変わっています。

只、私の頭の中では全てのことが未だつい最近のことのよう感じます。で、ロートル会員としてこの業務変遷等を時系列的に何とか伝えたいとの想いと共に、古くは「公法上の境界」と云っていたものが「筆界」となり、私達土地家屋調査士が改正後20年を経て、真に筆界に対応した業務が出来ているのかという素朴な疑問についても今一度考える機会になればと想う次第です。

話が長くなりましたが、3年前から司法修習生の方の研修を受け入れました。たった1日だけの研修ですが今年も一名が来られ、弁護士の卵の方に少しでも土地家屋調査士の業務を知って頂きたく冊子を作成しました。

併せて、森宮崎支部長、殿所企画部長から研修の要請があり、加筆して本新人研修の準備をしました。

私自身も数々の業務上での失敗をしています。失敗により多くのことを学びました。只、要らぬ失敗はしないに越したことはありません。

後半では過去の実例を参考に「罪を憎んで人を憎まず！」転ばぬ先の杖として失敗を憎んで、調査士を憎まぬように事例を紹介しました。

ロートル会員として新人会員の皆様が「土地の筆界を明らかにする業務の専門家」として更なる活躍をされることを大いに期待しています。ヨロシク！

鎌 田 隆 光

目 次

□好きな言葉 (P1)

□仕事は覚えるよりも「調べる」「考える」 (P2)

□土地家屋調査士の業務について (P3-4)

□土地家屋調査士の使命の明確化 (P5-6))

□日本の土地制度の歴史を学んでみよう！ (P7)

◇境界線は一つじゃない！

◇宮崎における原始筆界は何？

◇公地公民制って覚えてる？ (P8)

◇尺貫法の話について (P9-10)

◇資料の出典元は大事。 (P11)

□府県地租改正紀要をみる (P12)

◇「府県地租改正紀要」って何？ (P13)

◇「地租改正委任状」について (P14-15)

◇「地租改正名寄簿」について (P16-19)

◇「地券」を見てみよう！

地券を土地台帳、登記簿と比較しました。 (P20-22)

□地押調査(じおしちょうさ)について (P23)

◇「地押調査委任状」にみる地押調査 (P23-24)

◇「地押調査日記」にみる地押調査 (P25-27)
地押調査日記の検証

◇「地押調査日記」のまとめ (P28)

◇ついでの話「枝番イロハの話」 (P29-32)

□地図調整及び更正手続について (P33)

◇法務局の公図の縮尺 (P34)

◇「土地丈量心得書」における間竿について (P35)

◇間竿の検証 (P36)

□村図、一村図について (P37-38)

□字限図（あざぎりず・あざかぎりず）について (P39)

◇字限図の凡例について (P40-41)

◇「土地丈量心得書」にも似た規程が・・・ (P42)

◇字限図、和紙公図、マイラー図について (P43-47)

◇内緒の話し「ホントに更正図？」 (P48-50)

□地券、土地台帳、登記簿、登記情報の変遷について (P51)

◇地券、土地台帳、一元化後の登記簿 現在の登記情報の比較 (P52-56)

◇意外と見過ごしがちな「旧表題部」 (P57-60)

◇ここで質問です！「所有者履歴を辿る意味は何でしょう？」 (P61)

◇道路に囲まれた土地で起きたこと (P62)

□公図の正確性について (P63-67)

◇字図を見誤るとはこんな事例にも、明らかになる過誤分筆！ (P68-72)

◇字図の筆自体を見落とすとこんな事態に！ (P73-74)

◇ここで問題です！「境界立会は何のためにするのでしょう？」 (P75)

□耕地整理、区画整理について (P76)

◇鴻巣（こうのす）耕地整理の概要 (P77)

◇宮崎県文書センターで見つかった「耕地整理設計書」 (P78-80)

◇法務局耕地整理図と地区予定図、地区確定図、現形図との比較 (P81-85)

◇耕地整理地の境界確定方法について（1） (P86)

◇耕地整理地の境界確定方法について（2） (P87)

◇旧土地台帳の内畦畔について (P88-90)

□区画整理の概要 (P91)

◇区画整理の道路は尺貫法？メートル法？ (P92-97)

◇宮崎県文書センターで見つかった「浄土江土地区画整理設計書」(P99-100)

□土地台帳法時代の分筆登記について (P101)

◇昭和31年当時の土地分筆登記申請書 (P102-107)

◇昭和36年作成の分筆測量図 (P108)

□知らんよね！平成14年の「宮崎発！調査士改革！」 (P109)

◇調査士業務の一般的な流れ (P110-111)

□罪を憎んで人を憎まず (P112)

◇字図上にある里道・水路が地積測量図にない！ (P113-116)

◇消えた一筆の謎？ (P116-121)

□宮崎土地家屋調査士会の50年誌に見る業務変遷 (P122-130)

◇土地台帳法から不動産登記法に (S25)

◇不動産登記法改正 (S35)

◇メートル法の完全実施 (昭和41年4月1日)

◇住民基本台帳法の公布 (昭和42年7月25日)

◇宮崎県内での表題部改正、台帳一元化完了 (S45)

◇不動産登記施行細則、準則改正 (S52))

◇法務局の土地・建物実施要領(昭和58年7月1日)制定

◇コンピュータ、光波測距機が一般的に使われはじめた (S60))

◇宮崎局での地図整備作業完了、登記事務のコンピュータ化作業が開始 (H4)

◇法務局の土地建物実施要領(平成11年10月)改定

・立会証明書添付、全地測量の義務化

- ◇宮崎県内での登記事務コンピューター化完了、
登記情報提供サービス始まる（H13）
※一部地積測量図は横伸びが見られ、横伸びした地積測量図は窓口に持参
すれば、原本のコピーを再交付してくれる取り扱い
- ◇オンライン申請、基本三角点からの測量、筆界特定制度が開始（H17）
- ◇法務局の土地建物実施要領(平成19年4月)改定
・不動産調査報告書
- ◇法務局の土地建物実施要領(平成23年11月10日)改定
- ◇土地家屋調査士法(令和2年8月1日)改正
・土地家屋調査士の使命の明確化
・土地家屋調査士業務に対する懲戒に除斥期間(7年)の導入
- ◇法務局の土地建物実施要領(令和4年9月12日)改定
・不動産調査報告書、筆界確認情報の取り扱い指針
- ◇G空間情報の提供が始まる（R5）

□好きな言葉

「打つ手は無限」

すばらしい名画よりも、

とてもすてきな宝石よりも、

もっともっと大切なものを私は持っている。

どんな時でも、どんな苦しい場合でも、

愚痴を言わない。

参ったと泣き言を言わない。

何か方法はないだろうか、

何か方法はあるはずだ、

周囲を見回してみよう。

いろんな角度から眺めてみよう。

人の知恵も借りてみよう。

必ず何とかなるものである。

何故なら打つ手は常に無限であるからだ。

～滝口長太郎

□仕事は覚えるよりも「調べる!」「考える!」

「土地家屋調査士」

土 地 =

(人が耕地・宅地などに利用するものとしての) 地面。地所。

家 屋 =

地方税法上は、住家・店舗・工場・倉庫その他の建物をいう。

調 査 =

ある事項を明確にするためにしらべること。

士 =

一定の資格・役割をもった者

【広辞苑】

「調査士業務は100件あったら100件ちゃう、

同じ仕事なんてあらへんで!」

西田 寛 先生

□土地家屋調査士の業務について

【平成14年改正後】

(業務)

第三条 調査士は、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量
- 二 不動産の表示に関する登記の申請手続
- 三 前号の手続に関する審査請求の手続

(研修)

第二十五条 調査士は、その所属する調査士会及び調査士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

- 2 調査士は、その業務を行う地域における土地の筆界を明らかにするための方法に関する慣習その他の調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。

【現 在】

(業務)

第三条 調査士は、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量
- 二 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理
- 三 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五号において同じ。）の作成
- 四 筆界特定の手続（不動産登記法第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。次号において同じ。）についての代理
- 五 筆界特定の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成

六 前各号に掲げる事務についての相談

七 土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続（民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。）をいう。）であつて当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものが行うものについての代理

八 前号に掲げる事務についての相談

- 2 前項第七号及び第八号に規定する業務（以下「民間紛争解決手続代理関係業務」という。）は、次のいずれにも該当する調査士に限り、行うことができる。この場合において、同項第七号に規定する業務は、弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り、行うことができる。
 - 一 民間紛争解決手続代理関係業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了した者であること。
 - 二 前号に規定する者の申請に基づき法務大臣が民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者であること。
 - 三 土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）の会員であること。
- 3 法務大臣は、次のいずれにも該当するものと認められる研修についてのみ前項第一号の指定をするものとする。
 - 一 研修の内容が、民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力の習得に十分なものとして法務省令で定める基準を満たすものであること。
 - 二 研修の実施に関する計画が、その適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 三 研修を実施する法人が、前号の計画を適正かつ確実に遂行するに足りる専門的能力及び経理的基礎を有するものであること。
- 4 法務大臣は、第二項第一号の研修の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、当該研修を実施する法人に対し、当該研修に関して、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な命令をすることができる。
- 5 調査士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

□土地家屋調査士の使命の明確化

【令和 2 年 8 月 1 日以前】

（目的）

第一条 この法律は、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もつて不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする。

【現 在】

（土地家屋調査士の使命）

第一条 土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向上に資することを使命とする。

第 1 条においては、目的規定から使命規定に改正され、「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」と言い改められ、「土地の筆界を明らかにする業務の専門家」という文言が追加されたことは、今後の土地家屋調査士の進むべき道を示していると感じています。また、「国民生活の安定と向上に資する」ことが私たちの使命として明記されたことは、業務を通じて社会に貢献していく姿が評価されたものであり、将来は国民から更に期待される職業となることを示唆しています。

□懲戒手続の適正・合理化

（調査士に対する懲戒）

第四十二条 調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、**法務大臣は**、当該調査士に対し、次に掲げる処分をすることができる。

この改正は、懲戒権者を「法務局又は地方法務局長」から「法務大臣」に変更することで、多様な事案について、法務大臣の一元的な指揮の下で、より適正・迅速な懲戒を実現することを目的としています。

(除斥期間)

第四十五条の二 懲戒の事由があつたときから七年を経過したときは、第四十二条又は第四十三条第一項の規定による処分の手続を開始することができない。

この改正は、懲戒事由の発生から7年経過後は、懲戒手続を開始しない制度(除斥期間)を新設し、防御のための長期にわたる資料保管等の負担を軽減することを目的としています。

(懲戒の手続)

第四十四条

3 法務大臣は、第四十二条第一号若しくは第二号又は前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

この改正は、戒告処分(※)においても聴聞手続を必須にすることで、戒告処分の影響に鑑み、手続保障を充実することを目的としています。

(※)戒告処分とは、再びあやまちのないよう戒める処分であり、業務停止等の効果はありません。

□日本の土地制度の歴史を学んでみよう！

宮崎における地域の慣習 初歩の初歩（第1編）

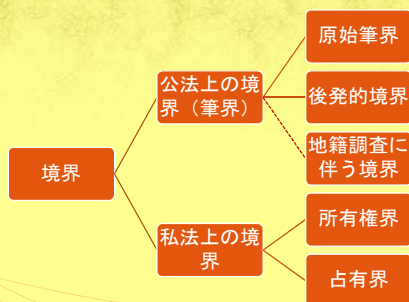
地租改正以前の土地制度

業務資料研究会

1. 土地家屋調査士法 第25条第2項

「調査士は、その業務を行う地域における土地の筆界を明らかにするための方法に関する慣習その他の調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。」

2. 境界線の分類



3. 原始筆界のルーツは？

- 宮崎では明治4年7月に着手され、明治14年7月に整頓した「地租改正」（府県地租改正紀要）、明治18年から明治22年に亘って行われた「地押調査」がそのルーツとなる。
- ルーツを理解するには、まず地租改正以前の土地制度の理解が必要。

4. 明治以前の土地制度

- 大化の改新の詔
- 三世一身法
- 墾田永年私財法
- 荘園の拡大
- 各種の荘園整理令
- 武士の台頭
- 太閤検地
- 米本位制

5. 改新の詔（646年）

1. 従前の天皇等が立てた子代の民と各地の屯倉、そして臣・連・伴造・国造・村首の所有する部曲の民と各地の田荘はこれを廃止する。
2. 初めて京師を定め、畿内・国司・郡司・関塞・斥候・防人・駅馬・伝馬の制度を駅・鈴・契を作成し、国郡の境界を設定することとする。
3. 初めて戸籍・計帳・班田収授法を策定することとする。
4. 旧来の税制・労役を廃止して、新たな租税制度（田の調）を策定することとする。

◇公地公民制って覚えてる？

6. 公地公民制

- 645年の乙巳の変により即位した孝徳天皇は、それまで天皇・王族・豪族が各自で私的に土地・人民を所有・支配していた私地私民制を廃し、全ての土地と人民は公すなわち天皇に帰属するとした制度（改新の詔第1条）
- 朝廷は班田収授法に基づき人民に口分田を与え、租税を納める義務を課した。

7. 班田収授法

- 班田収授法の本格的な成立は701年の大宝律令制定による。
- 班田収授は6年に1度（6年1班）、戸籍も同様に6年に1度作成され、戸籍により新たに受田資格を得たものに田が班給、死亡者の田は収公された。
- 口分田（1段＝360歩）良民男子＝2段、良民女子＝1段120歩・・・

8. 三世一身法（723年）

- 灌漑施設（溝や池）を新設して墾田を行った場合は、三世（本人・子・孫）までの所有を許し、既存施設利用の墾田は本人一世の所有を許した。
- 食糧増産を目的として新たに100万町歩の農地を開墾するという壮大な計画。（当時、国全体の農地を足しても100万町歩無かった。）
- 一部の大寺院・貴族のみが私有地を拡大。

9. 墾田永年私財法（743年）

- 三世一身法により墾田は孫まで三代の間で私有が認められていたが、三代後に国に返さねばならず農民の墾田意欲を増大させることが出来なかったため、本法により永年の私有が可能にした。
- 墾田永年私財法の施行は、公の土地という大前提を覆すものと捉えられ、律令制度の崩壊の兆候として考えられている。
- 荘園発生の基礎となった法令。

10. 公廩稲制度（745年）

- 公廩稲（くげとう）制度
- 不作等で年貢に不足が生じないように年貢の一部を積み立てておいて不足分をそこから充当する制度
- 一見結構な制度だが、その積み立てが余ればそれは役人（＝藤原氏）の収入になった。つまり、藤原氏に有利になるように作られた法律

11. 条理制

- 条理の基本単位は約109m四方の正方形

長地型		半折型	
1町＝60歩（間）＝109m	1段 6歩	1段	12歩
		30歩	
1町＝60歩（間）＝109m		1町＝60歩（間）＝109m	

◇尺貫法の話について

12. 尺貫法の話

- 1 坪（歩）は 1 間 × 1 間
- 1 坪は 1 日に食べる米がとれる広さ
- 30 坪 = 1 畝
- 1 畝は 1 ヶ月に食べる米がとれる広さ
- 昔は 12 畝 = 1 段（1 反）
- 1 段は当時 1 年に食べる米（1 石）がとれる広さ
- 1 段（反）= 360 歩（坪） ???
- 当時は 1 反で 1 石、江戸時代は 2 石、現在は 4 石程度の収穫量

13. 加墾禁止令（765年）

- 日本三大悪人の一人「道鏡」は、藤原氏や一部大社寺にだけに有利な制度を改めようとした。
- 寺院の墾田と百姓の 1 ~ 2 町歩以外の墾田開発を禁止。
- 道鏡の失脚により、墾田私有を許可する（が百姓を苦しめないように）という太政官符が発布された。

14. 荘園の拡大

- 荘園とは「別荘の庭園」で、農地ではないので年貢は課せられない。「不輸不入の権」
- 荘園の増大は摂関家などの有力貴族や彼らに保護された寺社に莫大な収入をもたらす一方、国司などによる税の徴収が不可能（すなわち公領の減少）となり国家財政に深刻な打撃を与えた。

15. 各種の荘園整理令

1. 延喜の荘園整理令（902年）醍醐天皇
 2. 永観の荘園整理令（985年）花山天皇
 3. 長久の荘園整理令（1040年）後朱雀天皇
 4. 寛徳の荘園整理令（1045年）後冷泉天皇
 5. 天喜の荘園整理令（1055年）後冷泉天皇
- しかし、藤原摂関政治の全盛期だったのでどれも巧くいかなかった。

16. 延久の荘園整理令

- 非藤原系の天皇（後三条天皇）の登場。
- 従来の荘園整理令では地方の国司達に依存していた職務を全て中央で行うようにした。
- 登録抹消の対象となる荘園を、摂関家領まで拡大した。
- 本整理令はそれなりの成果を収めたが、院政が始まると院に荘園が集中して荘園整理政策は破綻する。

17. 武士の台頭

- 鎌倉幕府の成立
- 御成敗式目（1232年）北条泰時
土地、相続、訴訟等に関する慣習法。相続時に長子優先でなく、自由に相続人、相続分を決定出来たので、財産の分割により御家人の力は徐々に衰えていった。その打開策として「惣領制（優秀な子を承継人にして全ての財産を相続させる。）」が普及した。

18. 惣村（そうそん）

- 中世初期は名主百姓が管理する「名（みょう）」がモザイク状に混在、住居が密集する村落という形態はなかった。しかし、鎌倉後期から地頭が荘園、公領支配に進出してきたため従来の名を中心とした形態が姿を消し、百姓は水利配分、水路、道路の修復、境界紛争、盗賊からの自衛等を契機として地縁的な結合を強め、畿内・近畿周辺で耕地から住居が分離して住宅同士が集合する村落（惣村）が形成された。九州では惣村より広い範囲の村落結合である「郷村」が形成された。
- 惣村の形成後、惣村が一括して年貢納入を請け負う「地下請（じげうけ）」が広く行われる。

19. 指出（さしだし）検地

- 戦国大名により行われた検地
- 領国内の田畑の面積、収量、作人の詳細を把握する目的で行われた。これによって戦国大名は国人や地侍らの収入額を銭に換算した貫高（かんだか）という単位で統一的に把握し、農民を直接支配することに成功した。
- 家臣にも同様な報告をさせ、家臣達の地位、収入を保障する代わりに貫高に見合った軍役を負担させた。

20. 豊臣秀吉の太閤検地

1. 1反（360坪）を300坪に改めた。
2. 村と村との境界を決めた（村切）
3. 平安時代からの荘園を「寺領」とした。
4. 貫高制を石高制にした。
5. 「一地一作人の原則」により土地耕作者を土地所有者とした。
6. 正確な土地台帳を作り、枒の大きさを統一した。
7. 以前からの上田、下田の考え方、基準を統一した。
8. 戸籍を整備した。

21. 貫高制と石高制

- 貫高制は農産物の収穫高を金銭に換算して表す方法。（500貫文の土地持ちとえば一年の税金が500貫文であるということ）
- 石高制は農産物の生産高を基準とする方法。

22. 米本位制の江戸時代

- 大名達には米を給料として配る。
- 大名は米を換金して生活。
- 惣村・村請け（宮崎での納税システム）
代官←（大庄屋）←村（庄屋）←門（弁指）
←組（組頭）←高請・百姓
- 享保検地（1726年）徳川吉宗
享保検地の際に「検地帳」が作成され、これに土地の所在、等級、面積、所持者が一筆（一行）で記載されていたので、一つの土地を「一筆」と呼ぶようになった。

23. 「府県地租改正紀要」をみる

- 「紀要」とは報告書のこと
- あれ？宮崎県がないぞ！
- 府県地租改正紀要にみる地租改正直前の宮崎県の状況。
「・・・飢肥藩ハ豊臣氏ノ時・封ヲ受ケ・其耕地ハ一村人民ノ割替作付地ニシテ定主ナシ・延岡高鍋及幕府領各々小異アリト雖トモ大抵飢肥藩ト同一・・・」

[illegible]

-11-

□「府県地租改正紀要」を見る

大蔵省

府県地租改正紀要(全)

岡山縣	在來所轄備前國
備前縣	舊北條縣美作國
備後縣	舊小田縣備中國六郡 內備後國六郡ハ現今 備後國八郡外備後國六郡ハ舊小田縣ニ合記ス
安藝縣	備後國八郡外備後國六郡ハ舊小田縣ニ合記ス
山口縣	備後國八郡外備後國六郡ハ舊小田縣ニ合記ス
和歌山縣	紀伊國六郡及本斐郡ノ内若干
德島縣	高知縣ノ内阿波國
高知縣	土佐國
愛媛縣	在來所轄伊豫國
香川縣	舊香川縣讚岐國
福岡縣	在來所轄筑前國
大分縣	舊小倉縣豐前國 內二郡現今大分縣所轄タリ
熊本縣	舊三潁縣筑後國
鹿兒島縣	豐後國外豐前國下毛字佐二郡ハ舊小倉縣ニ合記ス 薩摩國日向國

地租改正紀要

鹿兒島縣

本縣ノ地租改正ハ明治七年四月ニ著手シ同十四年七月ニ至リ整頓ス其總反別
四拾四萬千貳百町五反貳畝八歩三合七勺地價金四千九百五拾萬四千五拾貳圓
四拾三錢九厘地租金百貳拾三萬七千六百拾壹圓五拾錢五厘ナリ今其管内ノ景
況實施ノ順序ヲ左ニ掲記ス

第一項 管内ノ景況

第一條 管轄

薩摩國鹿兒島縣山給黎掛嶺、顯娃、河邊、阿多、日置、薩摩、伊佐、出水、高城、甌島十三郡大
隅、國始、羅菱、刈桑、原肝、屬、噓、嶺、大隅、熊毛、馭、謨、大島、九郡日向國那珂、宮崎諸縣、兒湯、白
杵五郡ヲ管轄ス其村町數千六百六拾七戸數貳拾五萬六千貳百四拾人口百拾九萬
七千七百六拾三ナリ

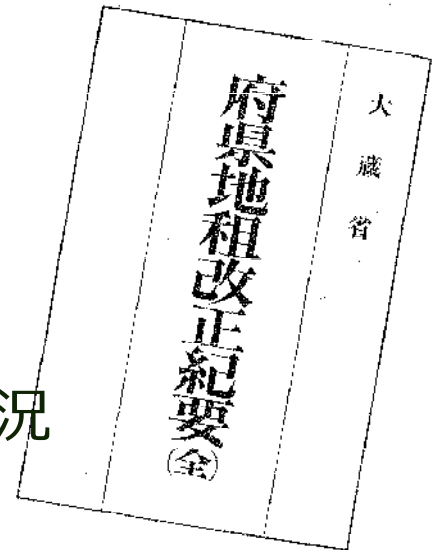
第二條 地勢及氣候

本管ハ西海道ノ南端ニ位シ東南西三面海ヲ繞ラシ尖角南海ニ斗出ス日向ハ東
海岸ニ沿テ南北ニ長ク其北ハ豐後ニ接シ西ハ肥後ト峻山ヲ隔テ腹背ノ狀ヲ爲
シ西南ハ薩摩大隅ニ交リ九州第一ノ大國タリ薩摩ハ西海岸ニ位シ北肥後ニ交
リ東北邊僅ニ日向ニ接シ東大隅ニ隣ル大隅ハ薩日ノ中間ヨリ南海ニ突出シ其
北半ハ薩摩ト犬牙疆ヲ接ヘ其南半ハ兩國分レテ一大灣ヲ開ク甌島灣ト稱ス灣
中櫻島アリ熊毛島馭謨久屋大島永良部島與論島ノ三郡ハ亦南方海中ニ點在
スル島嶼タリ其山岳ハ日向ニ可愛岳行藤山祖母嶽黑峯國見山鷹巢山猪鼻越正
カ峯住吉山霧島山小松山鈴ヶ峯等ノ數峯アリテ河流亦多シ就中霧島山ハ管内
第一ノ高山ニシテ東肥ノ諸山ト連亘ス大隅ハ日向ニ比スレハ山卑ク水淺シ然
レモ北方ハ深山重嶺國境ニ連リ峻峻ヲ極ム其高山ノ舊名ナルモノヲ高隈山ト
ス薩摩ニ紫尾山矢筈山薩摩山野間岳鹿籠ノ金山海門嶽アリ其他嶺峯多ク河流
少シ之ヲ概スルニ皆山國ト稱シテ可ナリ其最モ邊僻ナルハ兒湯郡米良白杵郡
椎葉ノ山郷トス稍々平坦ナルハ霧島山東ナル諸縣郡一部ニ過キス氣候ハ之ヲ

◇「府県地租改正紀要」って何？

18. 府県地租改正紀要をみる

- 紀要とは報告書のこと
- 本県（鹿児島県）ノ地租改正ハ明治7年4月に着手シ同14年7月二至リ整頓又・・・。
- 第1項 管内ノ景況
 - 第1条 管轄
 - 第2条 地勢及氣候
 - 第3条 水利及土地ノ沃瘦
 - 第4条 旧封土及旧税ノ概況



「府県地租改正紀要」に
宮崎県が無いのは何故？

14. 官有と民有との区別

- 明治6年3月太政官布告第114号「地所名称区別」
- 明治7年11月7日太政官布告第120号「改正地所名称区別」
- 林野の地租改正は「官民有区分」の形をとって進められた。近代的所有觀念の馴染みの薄い林野を官有地・公有地・民有地に分け税の徴収の有無を規定した。

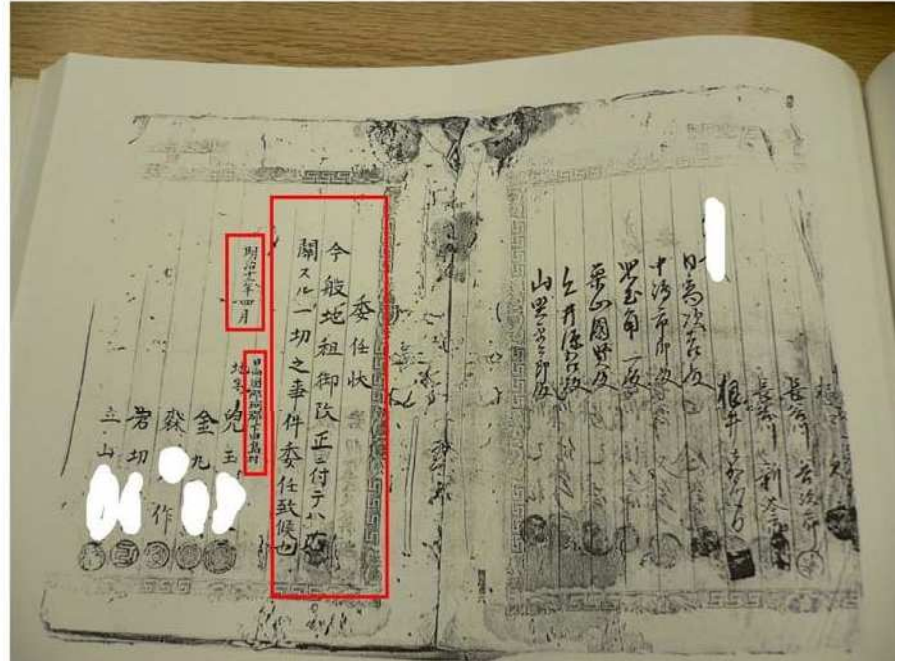
15. 宮崎県の特殊事情

- 府県地租改正紀要に宮崎県がない理由
- 廃藩置県(明治4年11月14日)
- 現在の宮崎は「美々津県」と「都城県」
- 宮崎県誕生(明治6年1月15日)
- 鹿児島県へ併合(明治9年8月21日)
- 西南戦争勃発(明治10年2月15日)
- 地租改正の再着手(明治12年1月25日)
- 宮崎県再設置(明治16年5月9日)

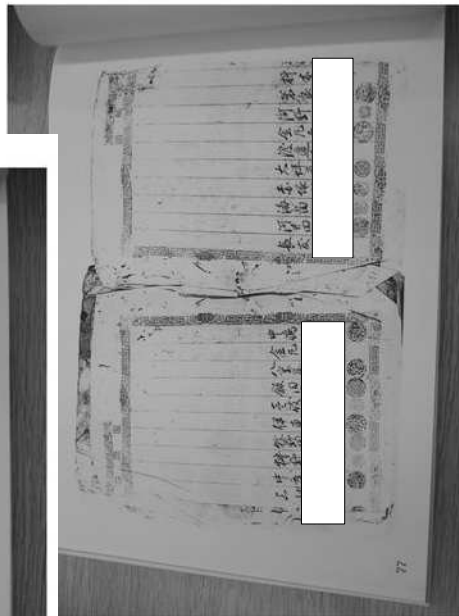
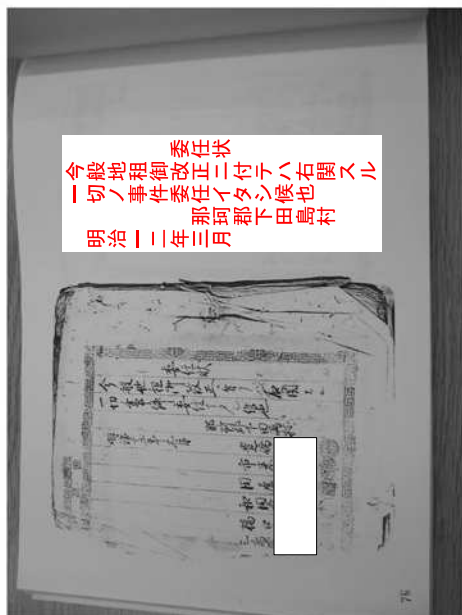
◇「地租改正委任状」について

19.宮崎県文書センターで見つけた 「地租改正委任状」と「名寄簿」

明治12年4月、日向国那珂郡下田島村（現宮崎市
佐土原町）の地主が惣代に宛てた地租改正委任状



地租改正委任状：明治12年3月
那珂郡下田島村（現：宮崎市佐土原町下田島）



19-1.ここでも布達

【鹿兒島県布達】明治一〇年一

41 地租改正再着手の布達
明治一二年一月三日

丙第拾六号

日向国 諸県郡
今般地租改正再着手候ニ付テハ係官
員派出為致候条、総テノ調査ハ旧宮
崎県ニ於テ取調候手續ヲ追ヒ整理可
致、此旨布達候事

クヘキ書

50 地租改正につき村総代人届出の
布達
明治一二年一月三日

丙第二十四号

薩隅両国 日向国諸県郡

地租改正之儀ニ付丙第十五号ヲ以テ
及布達候ニ付テハ、正副戸長ニ於テ
該務ヲ担当スルハ勿論、又各村ニ於
テモ右事務負担スヘキタメ壹ケ村ニ
付七名以内之総代人ヲ撰択シ、其人
名地租改正掛ニ可届出、此旨布達候
事

但撰択方法之如キハ其地方エ派出
之役正掛官員ニ付其系合旨單ヲ可
ルニ付

41 地租改正再着手の布達
明治一二年一月三日

丙第拾六号

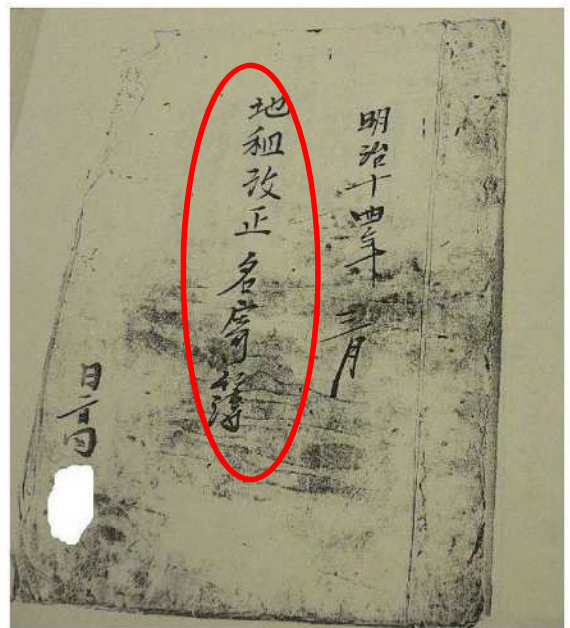
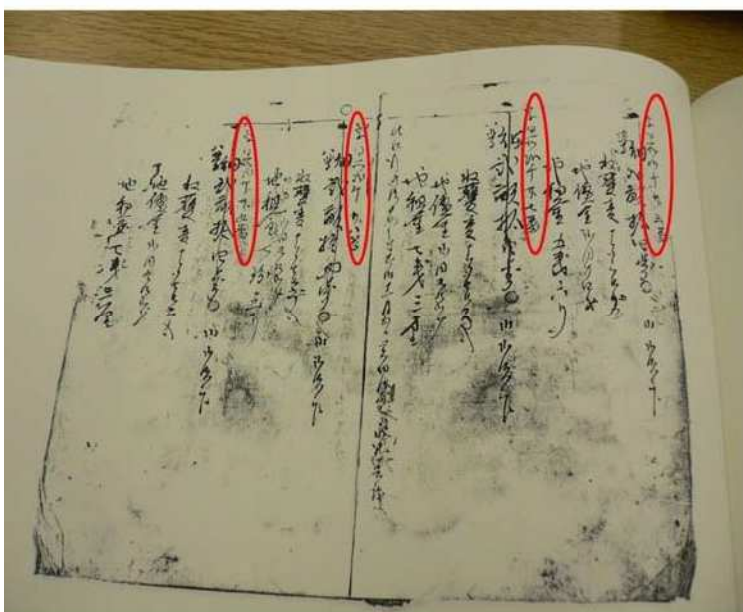
今般地租改正を再び着手
係官員を派出させるので、
宮崎県に於いて、取り調
理するようにこの旨通知す

50 地租改正
明治一二年一月三日

丙第二十四号

地租改正の件
布達した件に
の職務を担当
右事務を負担
七名以内の総
改正掛りに届
但し、撰択
正掛り官員に
ルニ付

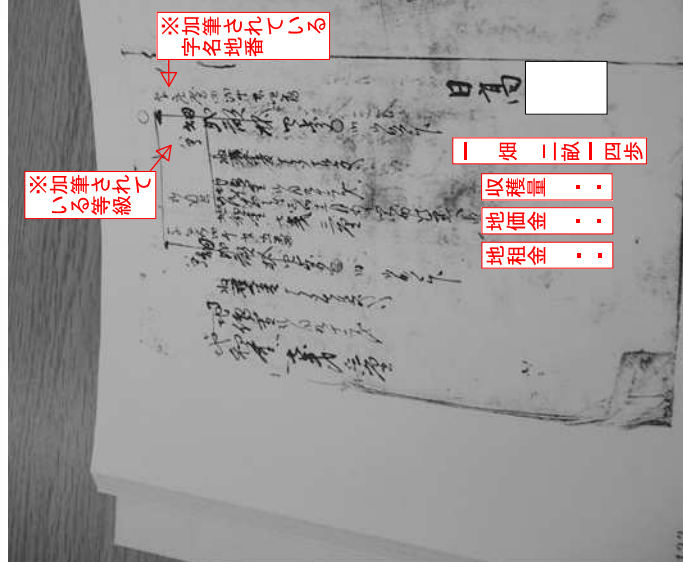
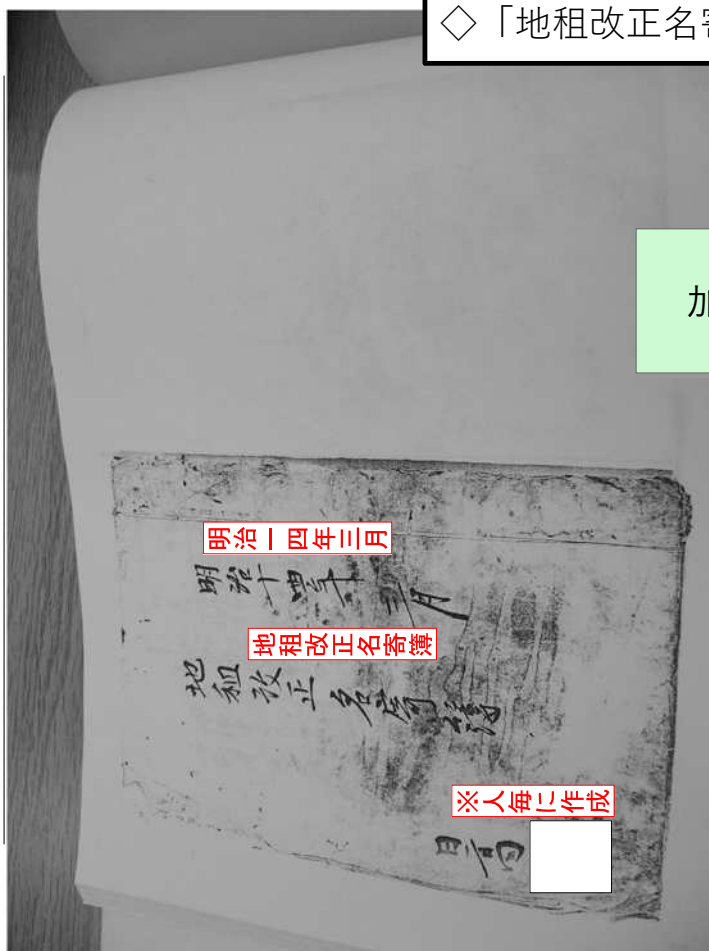
20.地租改正名寄簿（明治14年）



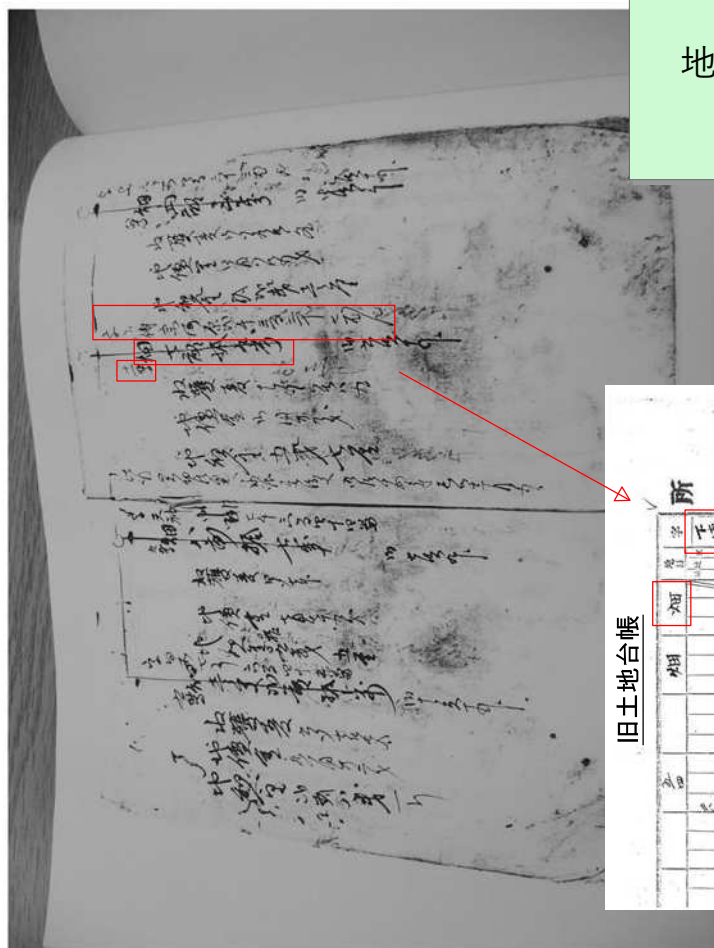
所有者毎にその所有地の地目、反別、地価、地租が記載され、総反別、合計地租が記載されている。不思議なのは所在地番が後から追記されている事である。

◇「地租改正名寄簿」について

加筆されている字名、地番、等級の謎？



地租改正名寄簿の内容と
旧土地台帳を検証してみました。



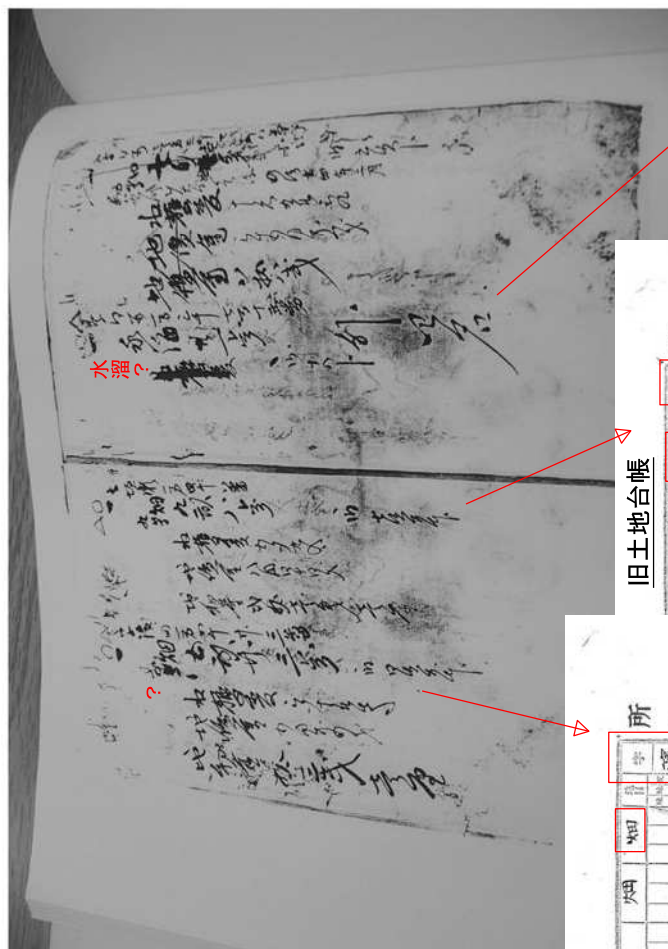
旧土地台帳

字 下傳宗川原 地番 貳千三百三拾七番
等級 拾壹等
地目 畑 反別 七畝一九歩
所有者 (×) 日高 眞五

所在 宮崎郡佐土原町大字下田島									
字	地番	等級	地目	所有者	反別	畝	歩	町	氏名
下傳宗川原	貳千三百三拾七番	拾壹等	畑	(×) 日高 眞五	七	畝	一九	歩	眞五
下傳宗川原	貳千三百三拾八番	拾壹等	畑	(×) 日高 眞五	七	畝	一九	歩	眞五
下傳宗川原	貳千三百三拾九番	拾壹等	畑	(×) 日高 眞五	七	畝	一九	歩	眞五
下傳宗川原	貳千三百四十番	拾壹等	畑	(×) 日高 眞五	七	畝	一九	歩	眞五
下傳宗川原	貳千三百四十一番	拾壹等	畑	(×) 日高 眞五	七	畝	一九	歩	眞五
下傳宗川原	貳千三百四十二番	拾壹等	畑	(×) 日高 眞五	七	畝	一九	歩	眞五
下傳宗川原	貳千三百四十三番	拾壹等	畑	(×) 日高 眞五	七	畝	一九	歩	眞五
下傳宗川原	貳千三百四十四番	拾壹等	畑	(×) 日高 眞五	七	畝	一九	歩	眞五
下傳宗川原	貳千三百四十五番	拾壹等	畑	(×) 日高 眞五	七	畝	一九	歩	眞五
下傳宗川原	貳千三百四十六番	拾壹等	畑	(×) 日高 眞五	七	畝	一九	歩	眞五
下傳宗川原	貳千三百四十七番	拾壹等	畑	(×) 日高 眞五	七	畝	一九	歩	眞五
下傳宗川原	貳千三百四十八番	拾壹等	畑	(×) 日高 眞五	七	畝	一九	歩	眞五
下傳宗川原	貳千三百四十九番	拾壹等	畑	(×) 日高 眞五	七	畝	一九	歩	眞五
下傳宗川原	貳千三百五十番	拾壹等	畑	(×) 日高 眞五	七	畝	一九	歩	眞五
下傳宗川原	貳千三百五十一番	拾壹等	畑	(×) 日高 眞五	七	畝	一九	歩	眞五
下傳宗川原	貳千三百五十二番	拾壹等	畑	(×) 日高 眞五	七	畝	一九	歩	眞五
下傳宗川原	貳千三百五十三番	拾壹等	畑	(×) 日高 眞五	七	畝	一九	歩	眞五
下傳宗川原	貳千三百五十四番	拾壹等	畑	(×) 日高 眞五	七	畝	一九	歩	眞五
下傳宗川原	貳千三百五十五番	拾壹等	畑	(×) 日高 眞五	七	畝	一九	歩	眞五
下傳宗川原	貳千三百五十六番	拾壹等	畑	(×) 日高 眞五	七	畝	一九	歩	眞五
下傳宗川原	貳千三百五十七番	拾壹等	畑	(×) 日高 眞五	七	畝	一九	歩	眞五
下傳宗川原	貳千三百五十八番	拾壹等	畑	(×) 日高 眞五	七	畝	一九	歩	眞五
下傳宗川原	貳千三百五十九番	拾壹等	畑	(×) 日高 眞五	七	畝	一九	歩	眞五
下傳宗川原	貳千三百六十番	拾壹等	畑	(×) 日高 眞五	七	畝	一九	歩	眞五

地租改正名寄簿（4）：明治14年3月

那珂郡下田島村（現：宮崎市佐土原町下田島）



所在 宮崎郡佐土原町大字下田島

字	番	田	畑	水	山	雑	計	所有主	耕作主	住居主	所有主氏名
下田島	一	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	下田島	下田島	下田島	下田島
福島	二	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	福島	福島	福島	福島

所在 宮崎郡佐土原町大字下田島

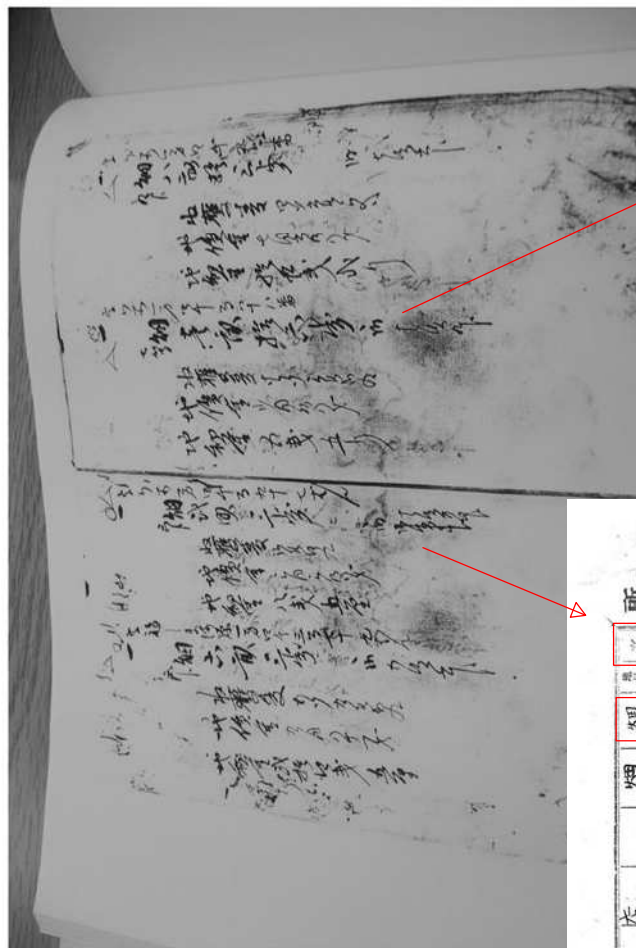
字	番	田	畑	水	山	雑	計	所有主	耕作主	住居主	所有主氏名
下田島	三	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	下田島	下田島	下田島	下田島
福島	四	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	福島	福島	福島	福島

所在 宮崎郡佐土原町大字下田島

字	番	田	畑	水	山	雑	計	所有主	耕作主	住居主	所有主氏名
下田島	五	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	下田島	下田島	下田島	下田島
福島	六	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	福島	福島	福島	福島

地租改正名寄簿（3）：明治14年3月

那珂郡下田島村（現：宮崎市佐土原町下田島）



所在 宮崎郡佐土原町大字下田島

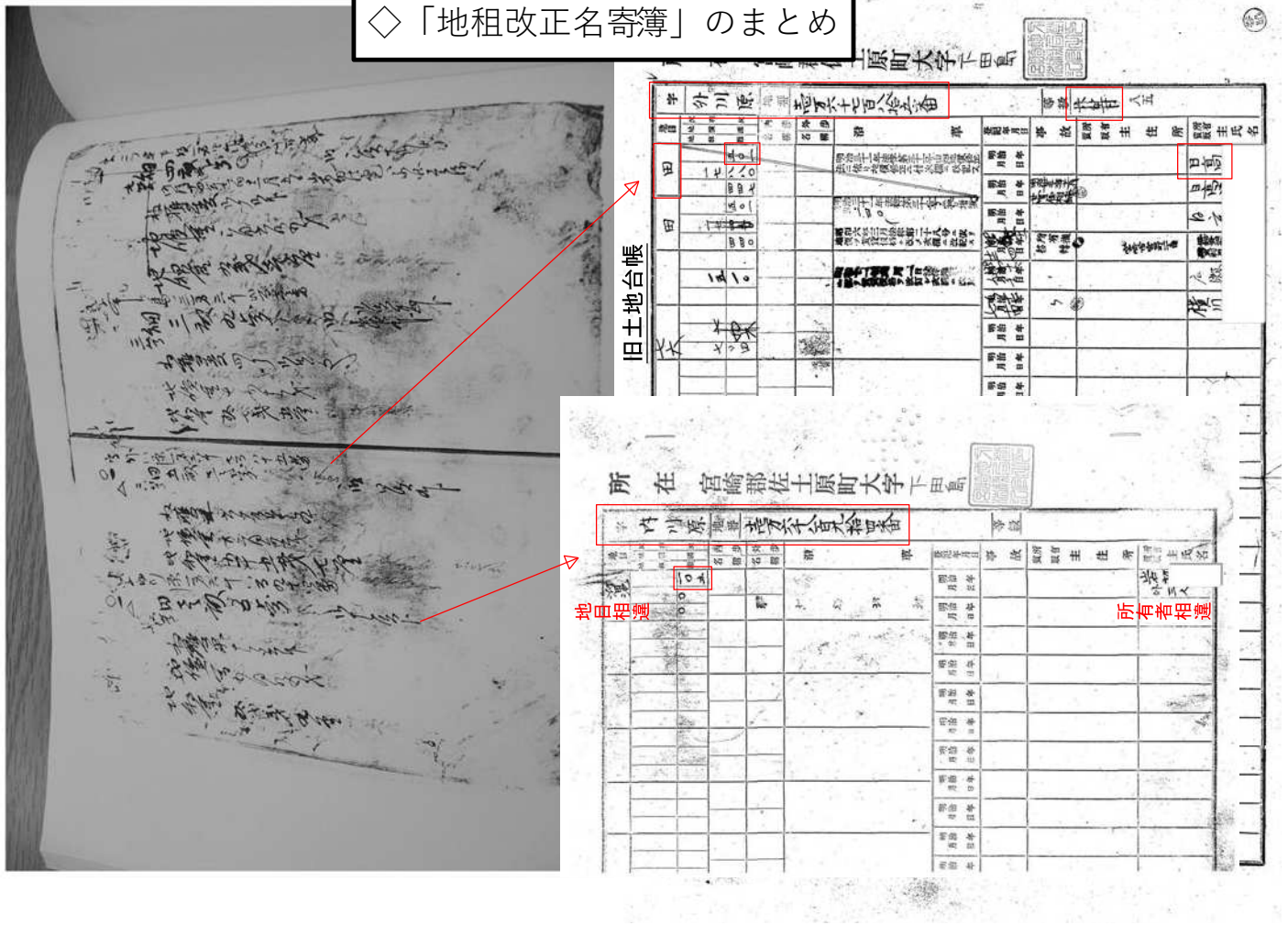
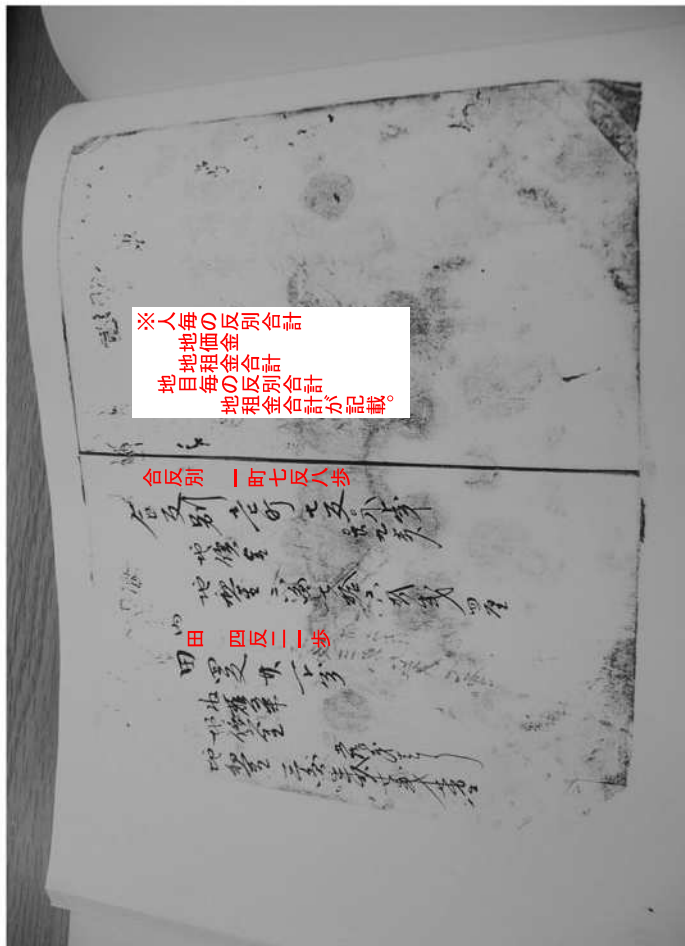
字	番	田	畑	水	山	雑	計	所有主	耕作主	住居主	所有主氏名
下田島	一	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	下田島	下田島	下田島	下田島
福島	二	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	福島	福島	福島	福島

所在 宮崎郡佐土原町大字下田島

字	番	田	畑	水	山	雑	計	所有主	耕作主	住居主	所有主氏名
下田島	三	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	下田島	下田島	下田島	下田島
福島	四	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	福島	福島	福島	福島

所在 宮崎郡佐土原町大字下田島

字	番	田	畑	水	山	雑	計	所有主	耕作主	住居主	所有主氏名
下田島	五	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	下田島	下田島	下田島	下田島
福島	六	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	福島	福島	福島	福島



名寄簿の記載内容と旧土地台帳の内容はほぼ合致しており、次頁の「地券渡方見合せ」（明治7年）の記述からも佐土原地区は検地帳があったので、それを基礎データとして利用した可能性は高く、宮崎県（当時鹿児島県）内の「地券」の発行は明治15年3月で、その後調整された旧土地台帳は、佐土原地区では検地帳のデータが流用されたと考えざるを得ない。

地券渡方見合せの申入

(明治七年三月五日)

且検査之券状ヲ授与候ヘハ二重ノ手数ニテ再改正之節却テ調査之障碍共可相成、付而者当今迄先ツ手続ヲ以御取調相成候地者此際地券渡方ハ見合置、更ニ改正之順序ヲ以御着手相成候方可然ト相考候エトモ、右者追々御尽力之上ニ付實際ニ依リ夫是御斟酌可有之義ト存候間、其辺之御見込一応致承知度、此段申入候也

明治七年三月五日

租税頭 松方正義 印

宮崎県参事 福山健偉殿

本年三月五日付ニテ御申越之次第柄逐一御尤之事ニテ、当方ニ而モ其評議不致事ニハ無御坐候得共、旧鹿兒島藩分裂并旧佐土原藩所轄之地ハ検地帳存在致居候ヘ共、旧幕領、旧延岡、飲肥、高鍋藩々ノ如キハ往古之検地ニテ帳簿上下実地大ニ齟齬致シ居、新田畑大繩場等引分取調候ニ付地据等ニ正副戸長苦心相極居、村入費モ多分相掛候由相聞、此際引続改正之順序ヲ以再調致シ候ヘハ、下情如何可有之ト夫是苦慮能在候義御坐候、今回御申越之趣ヲ以其担当ノ者ハ勿論各區々長戸長等招集會議致シ候処、当管内之義ハ旧藩々之仕来ニテ地租之厚薄不均候間、更ニ改正法

むだな費用がかかるばかりでなく、一旦検査した券状を渡してしまえば、二重の手数で再改正の時に、かえって調査の障害ともなるので、ついでには現在まで、先ず手続をして取調べが済んでいる土地は、この際地券を渡す事は見合せて置き、更に改正の順序によつて着手する方がよいと考えますが、これについては除々に尽力してまいりますので、実際にもとづき、あれこれと斟酌する事もあると思ひますので、その辺の見込を一応承知しておくよう申し入れておきます。

明治七年三月五日

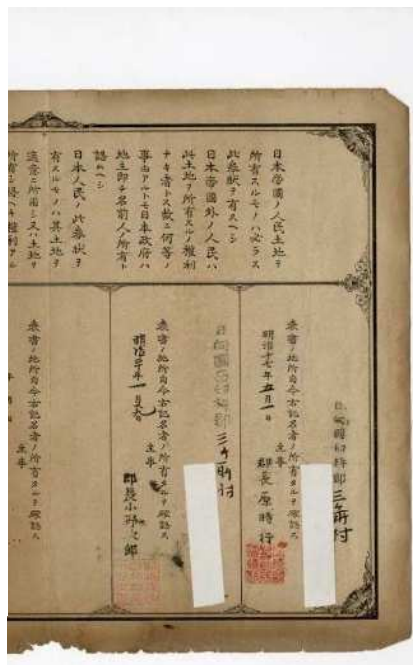
租税頭 松方正義 印

宮崎県参事 福山健偉殿

本年三月五日付にて申し込みのことは、逐一もつともであり、当方にてその評議をしないことではありませんが、旧鹿兒島藩領の内日向分ならびに旧佐土原藩所轄の土地は、検地帳は存在していますが、旧幕領、旧延岡、飲肥、高鍋藩などは昔の検地帳で帳簿上と実地は大いに食い違つており、新しく開かれた田畑、大繩場等田畑税別ごとに分けて取調べていますので、そのままにしておくかどうかは、正副戸長が苦心して決めており、村の経費も多分にかかっていると聞いており、この際、引続き改正の順序により再調すれば、下々の事情はどうなるかと、あれこれ苦慮しています。今回の趣旨により、その担当者はもちろん、各區々長・戸長等を引き集めて會議を致したところ、当管内では旧藩々のしきたり

21.法務局に掲示されていた宮崎の「地券」をみましょう

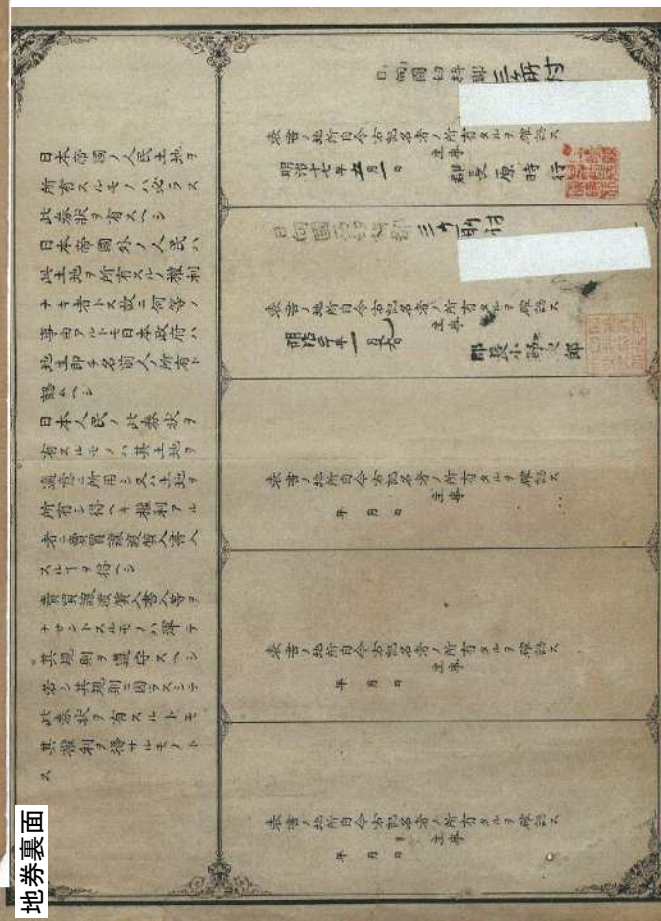
- 宮崎での地券発行は明治 15 年以降
- (当時は鹿児島県)



地券は宮崎地方法務局展示用のものをお借りしました。

地券、土地台帳、登記簿の変遷（1）

地券（明治15年～）

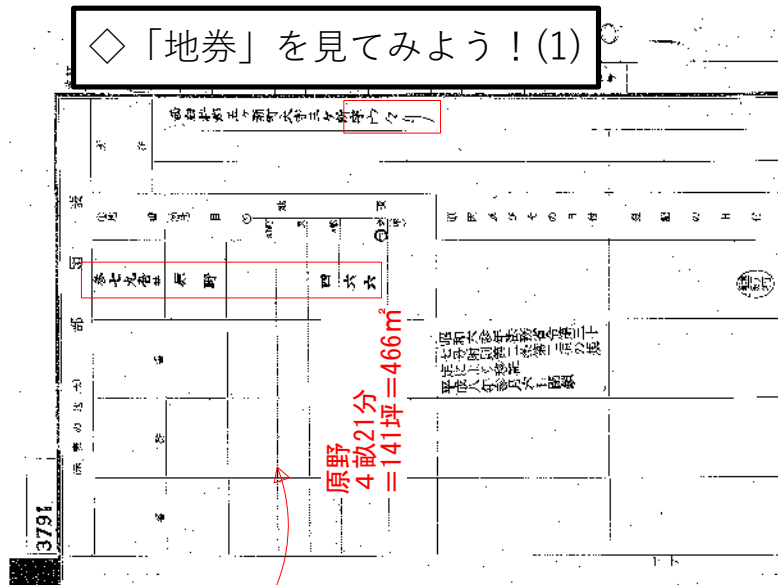


地券裏面

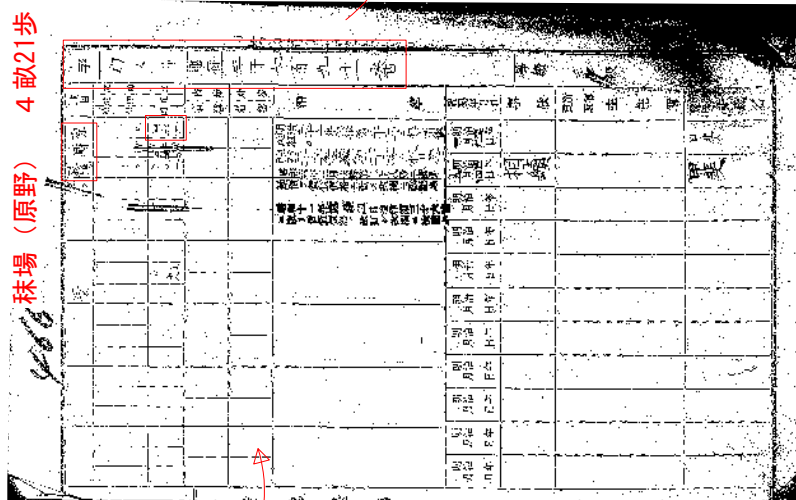
更正図裏書き

明治三十年夏正
第三拾番官載拾七枚
字少川副圖
西臼杵郡
三ヶ所村

登記簿（昭和35～40年～）



土地台帳（明治22～25年～）

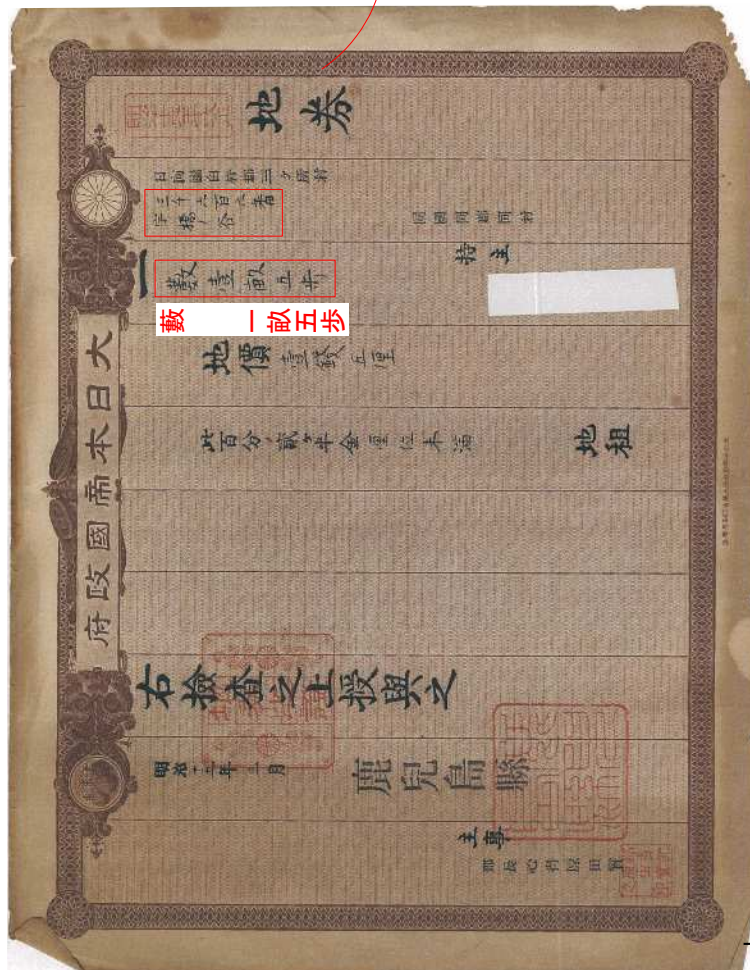


※明治15年の地券発行後、明治19年に地押調査が実施され、実測により明治20年に更正図（現字図）が作成されているのに、地券と土地台帳の反別に増減がない。よって、本例では更正図を作成した際の面積データは、地積に反映されていない。

地券、土地台帳、登記簿の変遷（2）

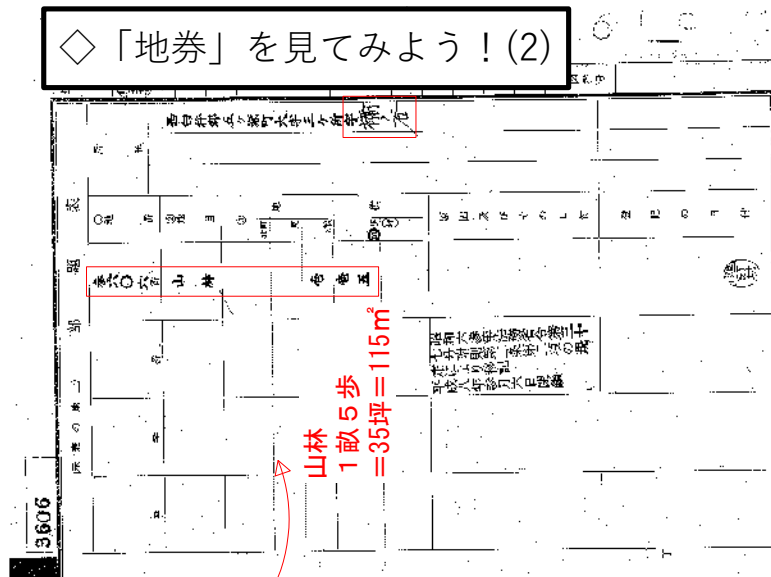
（現）西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所

地券（明治15年～）



土地台帳（明治22～25年～）

登記簿（昭和35～40年～）



◇「地券」を見てみよう！（2）

※明治15年の地券発行後、明治19年に地押調査が実施され、実測により明治20年に更正図（現字図）が作成されているのに、地券と土地台帳の反別に増減がない。よって、本例では更正図を作成した際の面積データは、地積に反映されていない。

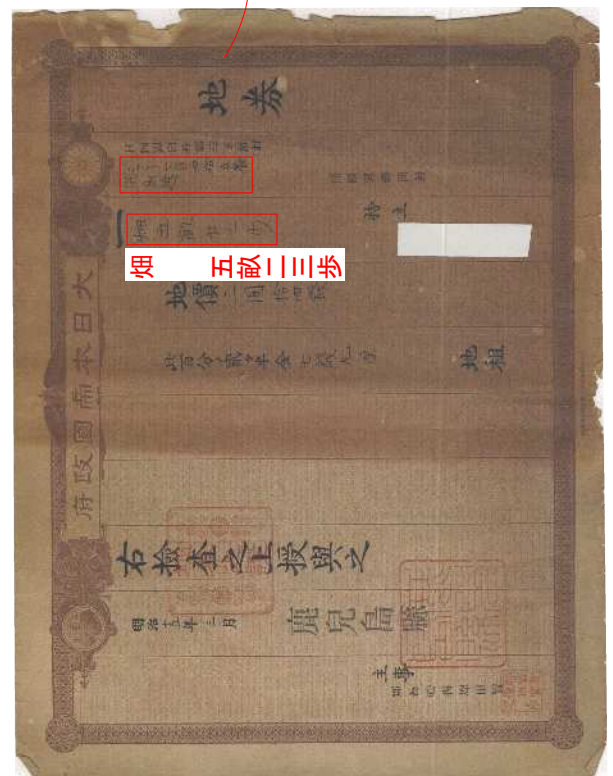
明治二十年更正
第三拾三番 百貳拾枚内
字橋谷副圖
西臼杵郡
三ヶ所村

地券、土地台帳、登記簿の変遷（3）

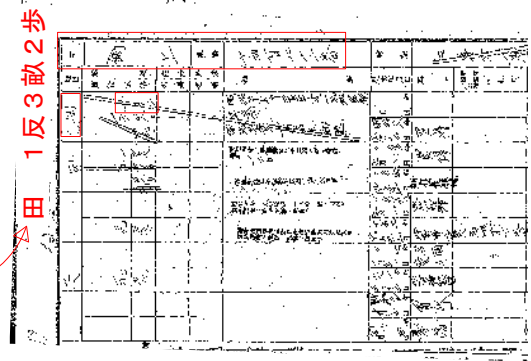
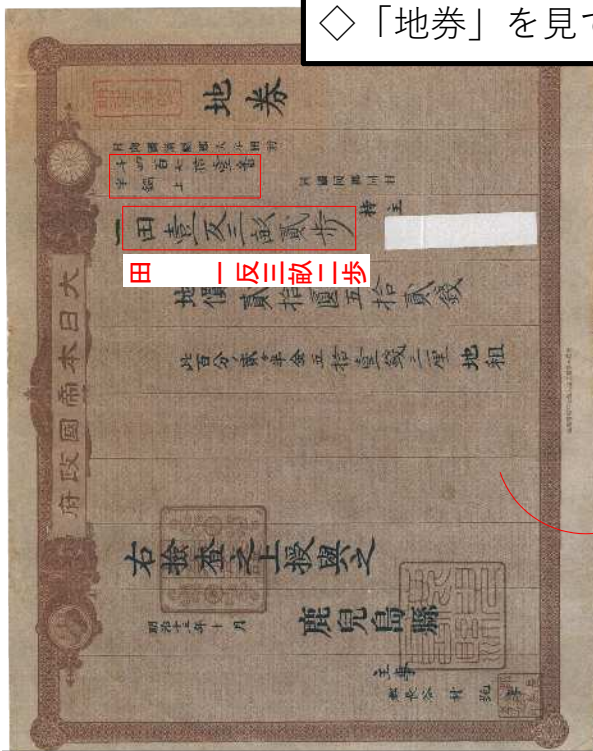
（現）東臼杵郡美郷町田代



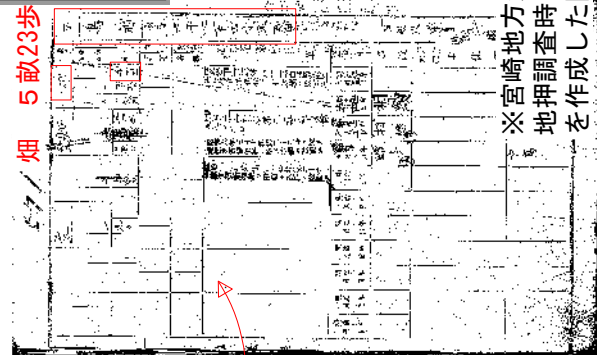
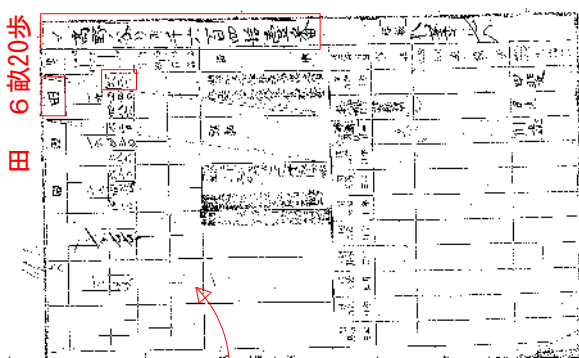
（現）西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所



（現）北諸県郡高崎町大字大牟田



地券(明治15年3月)発行後、地押調査が行われ土地台帳が編成されているにも関わらず、いずれも登記内容に変更はない。



※宮崎地方事務局保管の地券（明治15年発行）で、今回調査可能であった都合5例全部で地押調査時に実測されているにも拘わらず、地券と土地台帳の地積は全く同一で、更正図を作成した際の面積データが台帳地積には反映されていなかった。

◇「地券」を見てみよう！（3）

22.地押調査、地図更正

- 【明治18年2月18日】
「大蔵卿訓示」
地押調査の件
- 【明治20年6月20日】
「大蔵大臣内訓第3890号」
町村地図調整及び更正手続の件
現在使用している「更正図」

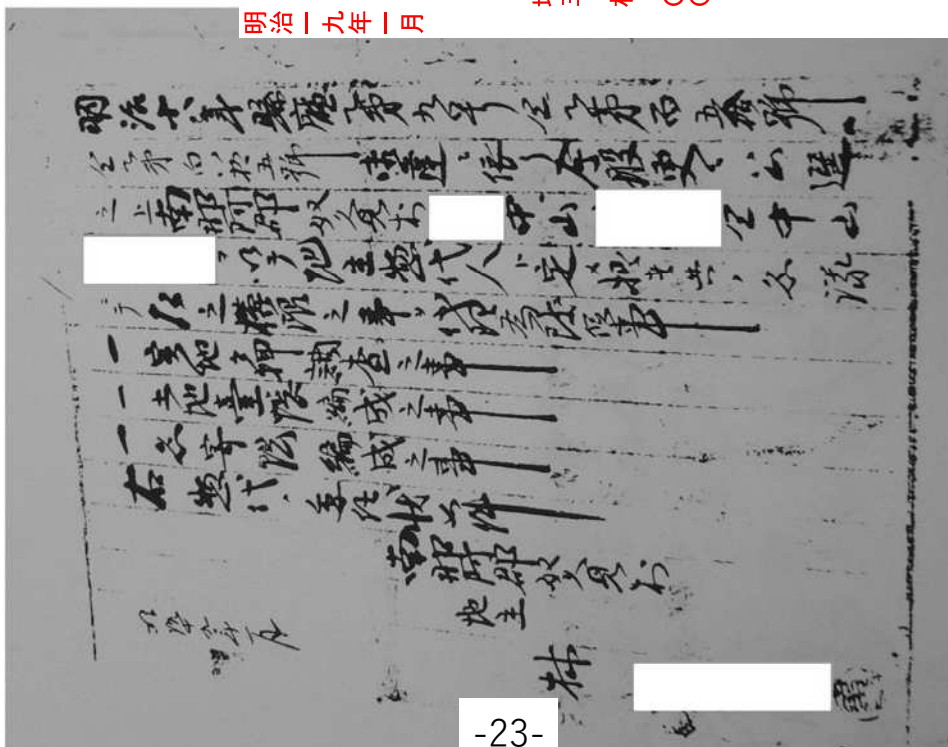
◇「地押調査委任状」に見る地押調査

地押調査委任状
(明治19年1月)

明治一八年県令第九号同第一五〇号同一八五号通達ニ依リ
今般更ニ公選ノ上南郡那奴久見村××中山□□同中山△△
ヲ以テ地主惣代人ト定メ・・・左ノ権限之事ヲ代理為・・・
——実地地押調査之事
——土地台帳編成之事
——名寄帳編成之事
右惣代人委任状之件

南郡那奴久見村
地主 林 ○○

明治一九年一月



※「地押調査」で極端な差異のある土地の再調査、落地（調査が漏れている土地）の調査をして、従来の「地券台帳」から「土地台帳」「名寄帳」へと移行した。

實地取調順序

明治十八年十月六日

宮崎縣令 田邊輝實

實地取調順序

第一條 今般ノ實地取調方ハ地租改正以後ニ係ル地目變換開墾地其他ノモノニシテ荷モ帳簿圖面ト實地ト齟齬スルモノハ各地主ニ於テ之ヲ調理シ夫々ノ順序ヲ經由スヘキ管ナレトモ然ルトキハ却テ事ノ煩雜ニ涉リ其要領ヲ得ヘカサルニ付此際特ニ每町村ニ於テ地主惣代人貳人以上^{實地調査ノ者}ヲ撰定シ實地取調ニ從事セシムヘシ

第二條 實地取調着手前ニ於テ地券面ト實地ト齟齬スルモノハ其地主ヨリ該地ノ字番号及ヒ現在ノ地目ヲ記載シ之ヲ惣代人ニ差出シ實地取調上ノ参照ニ供セシムヘシ

第三條 實地着手前ニ於テ地租改正以後夫々正當ノ順序ヲ經既ニ處分濟ニ係ル土地ニシテ未タ帳簿ノ訂正ヲ爲サ、ルモノアルトキハ其現地目反別地價及處分濟ノ年月日ヲ附箋ニ記載シ之ヲ該帳簿面該當ノ所ニ貼附シ置キ此際ノ取調上ヨリ發顯セル相違ノモノト混淆セサル様區別シ置クヘシ

第四條 戸長役場ニ於テハ用係等ノ中ヲ以テ適宜擔當者ヲ定メ彼此異様ノ調査ニ涉ラサル様便宜實地ニ就キ其事業上ヲ注視スヘシ

第五條 實地調査ヲ了セシトキハ惣代人ヨリ直チニ其旨ヲ戸長役場ニ申出戸長ニ於テハ其取調書ヲ調査シ事實精覈ナリト是認スルモノニ限り開申ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第六條 實地ノ調査ハ現在徵租ノ基本ニ供スル帳簿^{地券帳簿}及ヒ改租ノ際調整セシ繪圖面ヲ根據トシ每筆實地ニ照ラシ地押調査ヲ爲サシムヘシ

第七條 實地調査上落地或ハ開墾地及ヒ地目變換地等未タ其手續ヲ了ヘサルモノ其他渾テ實地ト帳簿圖面ト齟齬スルモノヲ發顯スルトキハ左ノ手續ニ依リ其町村戸長ヨリ該取調上精覈ナル旨是認ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ別紙第壹號準例ニ倣ヒ訂正方開申セシムヘシ

一 落地ハ其地番ヲ丈量シ四至ノ境界判明ナル色分圖面野取繪圖並ニ從來所有ノ確証ヲ添ヘ近傍類地ニ比準地位等級ヲ銓定シ別紙第二號雛形ニ倣ヒ願書取調隣地主連署ノ上有租地編入ノ義ヲ出願セシムルモノトス

二 開墾地及ヒ地目變換ハ其地盤ヲ丈量シ且近傍類地ニ比準地位等級ヲ銓定シ別紙第三號及ヒ第四號雛形ニ倣ヒ願書取調色分圖面並ニ野取繪圖ト共ニ差出サシムルモノトス

三 圖面及ヒ帳簿ニ對照シ渾テ實地ト齟齬セルモノ^(例ハ花畑改換地生荒地等ニシテ未タ登記ノアルモノノ類)アルトキハ此際惣テ取調明治十七年本廳甲第九十六號及甲第一百十六號布達ニ照準願書差出サシムルモノトス

第八條 反別ハ地租改正ノ際確定シタルモノニ付道回ノ取調ニ方リ故サラニ實地ノ丈量ヲ爲スニアラスト雖モ其地ニヨリ甚シキ差違アリテ其儘據置難シト思惟スルモノハ此際特ニ丈量シ別紙第五號雛形ニ倣ヒ願書取調野取繪圖帳相添ヘ訂正方ヲ出願セシムヘシ

第九條 地租改正後地主ノ便宜上ヨリ畦畔ヲ廢設シ本地反別ノ増減ヲ申出サルモノアルトキハ此際渾テ丈量シ別紙第六號及ヒ第七號雛形ニ倣ヒ取調野取繪圖相添反別地價ノ訂正ヲ出願セシムヘシ

第十條 前各條土地丈量並ニ地位銓定ハ明治

◇「地押調査日記」にみる地押調査

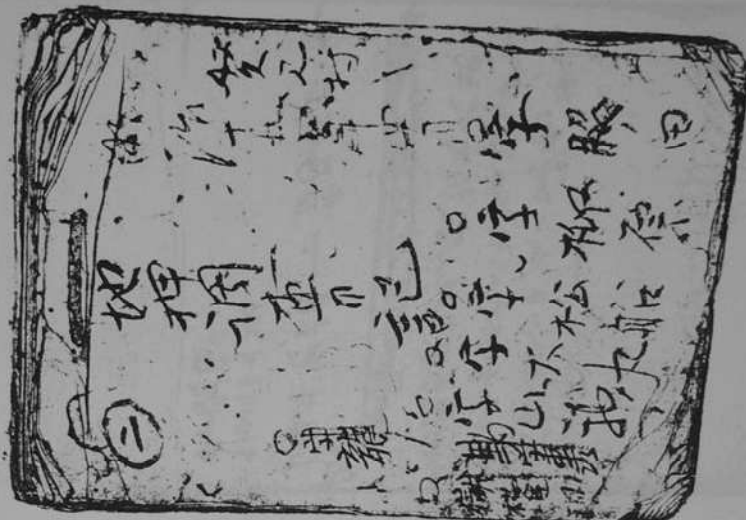
地押調査日記
(明治19年4月)

奴久見村

明治十九年四月

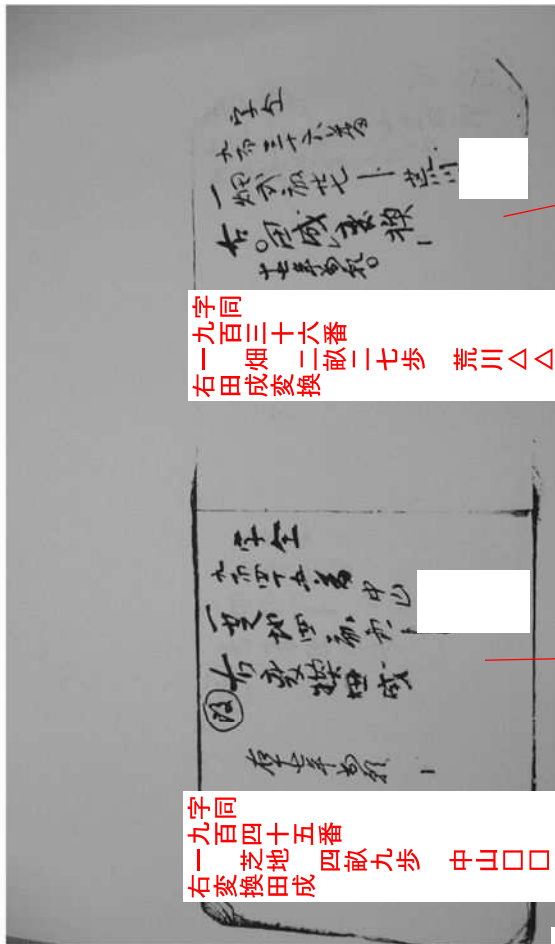
地押調査日記

田
協
原
松
丸
船
給
ノ
神



地押調査日記 (1) : 明治19年4月

南那珂郡奴久見村 (現: 串間市)

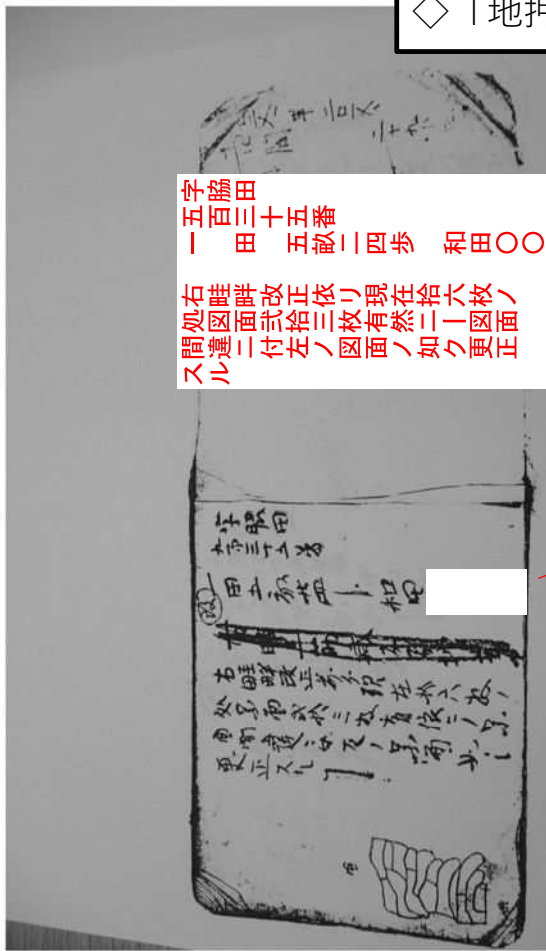


土地台帳

字	番	地	畝	歩	町	郡	県
九百四十五番		芝地	四	九	中山口口		
九百三十六番		畑成	二	七	荒川△△		

土地台帳

字	番	地	畝	歩	町	郡	県
九百四十五番		芝地	四	九	中山口口		
九百三十六番		畑成	二	七	荒川△△		

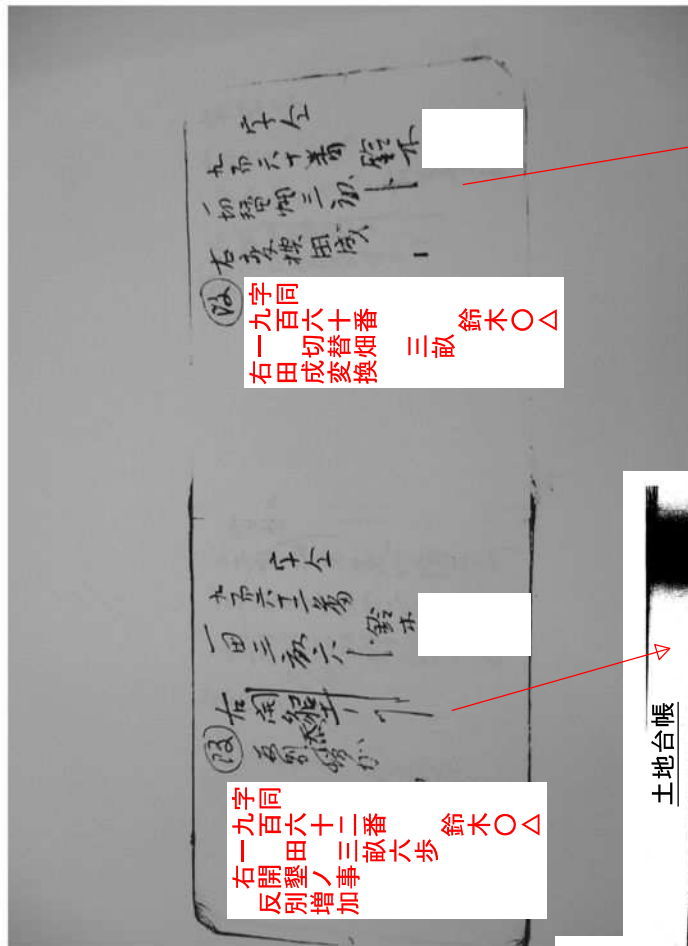


土地台帳

字	番	地	畝	歩	町	郡	県
五百三十五番		田	五	二四	和田○○		

ここでも「地押調査日記」の信憑性を検証するために土地台帳との比較をしました。

地押調査日記（5）：明治19年4月
南那珂郡奴久見村（現：串間市）



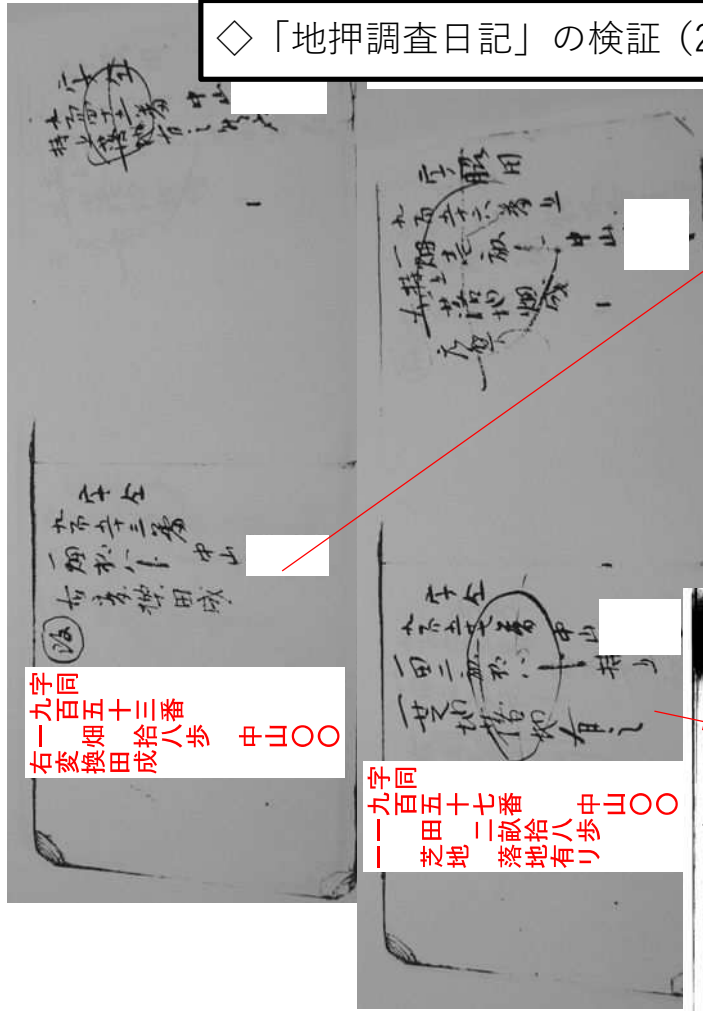
土地台帳

字	番	畝	歩	所有者
九	百六十二番	一畝六十六歩		鈴木○△

土地台帳

字	番	畝	歩	所有者
九	百六十六番	一畝一十九歩		鈴木○△

地押調査日記（4）：明治19年4月
南那珂郡奴久見村（現：串間市）



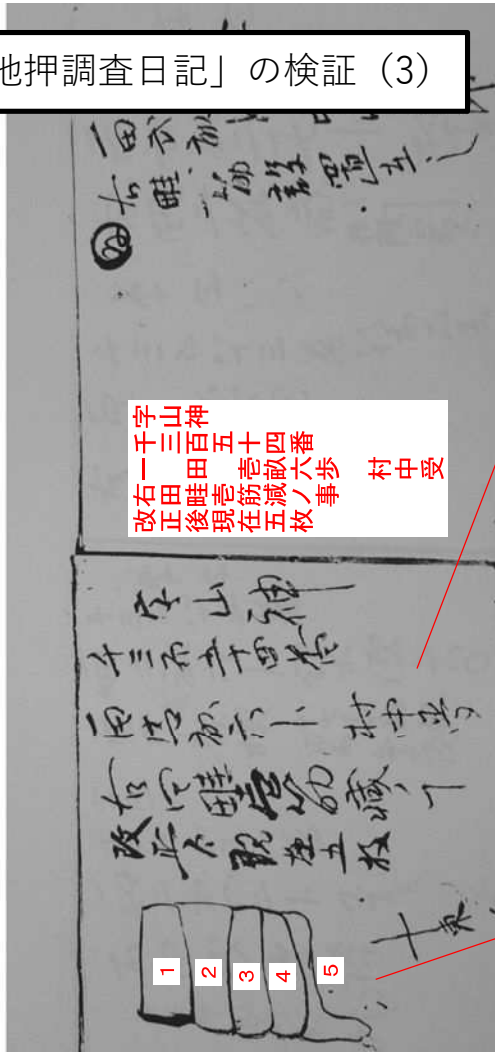
土地台帳

字	番	畝	歩	所有者
九	百五十七番	一畝八十八歩		中山○

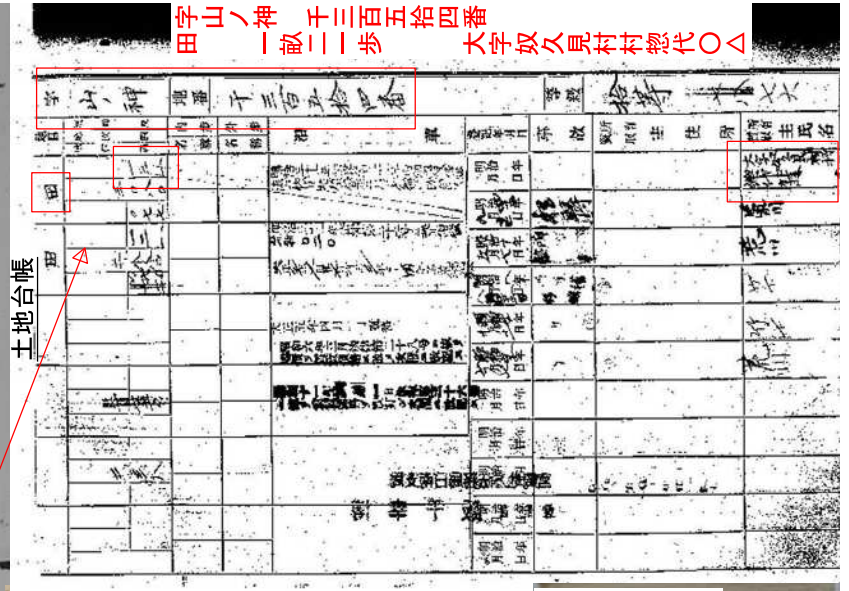
土地台帳

字	番	畝	歩	所有者
九	百五十三番	一畝八十八歩		中山○

◇「地押調査日記」の検証（3）



字山神
十三百五十四番
一畝二二歩
右田畦
正後現在
五筋減
村中改



更正図との検証

「畦畔一筋減って」
1畝6歩が1畝21歩に？

土地丈量心得書

第十一条

一 量地ハ畦畔ヲ除キ畦際ヨリ畦際マ
テ反別寛奇ノ弊ナク一々精敷ヲ要
シ地形方正ニシテ出歩入歩ヲ目量
シ易キモノハ十字法ヲ相用ヒ苦シ
カラスト雖モ地方方正ナラス出歩
入歩等目量シ難キモノハ別ニ畦縄
ヲ用ヒ出入ノ歩數ヲ細密ニ見定メ
斜法ヲ相用ヒ可申事

但地形ニヨリ一繩ニ求積シ難キ
トキハ幾仕切ニモ分裂シ丈量可
致事

第十二条

一 數箇ノ畦ヲ跨リ一筆トナス地所ハ
惣積ノ内ヨリ畦畔ノ歩數ヲ除キ反
別ヲ定ム可キ事

但畦畔ハ追テ調査ス可シ

第十三条

一 新開地鍬下年季中ハ無代價ノ券状
可相渡處從來多クハ凡反別ヲ用ヒ
來候儀ニ付此度ノ取調ニハ更ニ其
土地ノ現反別ヲ量リ有体ニ可申立
事

第十四条

一 川欠荒等ニテ水溜リトナリ反別丈
量ナリカタキ場所ハ地主従前所持
地ノ素稱ニヨリ假ニ凡反別ヲ可書
出事

第十五条

一 實地有歩ヲ調出シ候トモ地租改正
ノ上ハ地價ヨリ貢租民費等差出候
儀ニテ間竿ノ長短畝歩ノ廣狹ニハ

第十一条

一 測量する土地は、畦畔を除いて、あぜ際ま
で、反別の広い狭いの弊害がなく、正確に
することを要し、地形が四角形で凹凸があつ
ても目測しやすい土地は十字法を利用して
もよいが、土地が四角形でなく、凹凸等も
目測しにくいものは、それとは別に畦縄を
用いて、出入の歩数を細密に見定めて、斜
法を用いて、測量すること

但し、地形により、一本の縄で求積でき
ない時は、幾仕切りでも分割して測量す
ること

第十二条

一 數箇所の畦が横切つて一筆となつてゐる土
地は、総面積のうちから畦畔の歩数を除い
て反別を定めること

但し、畦畔は追つて調査すること

第十三条

一 新開地、鍬下年季中は無代価の券状を渡す
べきところであるが、従来から、多くはお
よその反別を用いてきているので、この度
の取り調べにはさらに、その土地の現反別
を測量して、実情どおりに申し立てること

第十四条

一 川の決壊等で水溜りとなつて、反別の測量
ができない場所は、地主は、従前の所持地
のままで、仮におおよその反別を書きだす
べきこと

第十五条

一 実際の土地の面積を調べても、地租改正を
したからには、地価により、貢租や、民費
等を納めるので、間竿の長短や畝歩の広い

地押調査日記（7）：明治19年4月
南那珂郡奴久見村（現：串間市）

◇「地押調査日記」のまとめ

最後に字脇ノ田、字柳原、字松船、字大丸、字山ノ神の更正の集計が記載されている。

一	田ヨリ	畦反	落	一	山	田成	一	筆
一	畑ヨリ	畦反	落	一	畑	田成	一	筆
一	山	田成	一	筆	一	筆	一	筆
一	落	田成	一	筆	一	筆	一	筆

地押調査日記のまとめ

1. 本事例は一部を抜粋したものであるが、字脇ノ田に関する935番に始まり、936番、945番、953番、956番、957番、960番、962番、966番、972番、990番乙、1013番と調査された地番もとんどおり、上記のとおり畦畔の廃除、設置、田成り、田成り、落地的等の調査をしたものが土地台帳の反別等を更正されている。
2. 本地押調査日記の結果が、現在の登記にも反映されていることは日記（6）外のとおり更正図、土地台帳で確認できる。測但し、地押調査の結果、落地的等も含めて全筆について再実地台帳の反別に更正図も作成されたが、上記のとおり土地台帳の反別に更正図は必ずしも全筆が更正された訳ではないことが推察される。

實地取調順序

明治十八年十月六日

宮崎縣令 田邊輝實

實地取調順序

第一條 今般ノ實地取調方ハ地租改正以後ニ係ル地目變換開墾地其他ノモノニシテ荷モ帳簿圖面ト實地ト齟齬スルモノハ各地主ニ於テ之ヲ調理シ夫々ノ順序ヲ經由スヘキ筈ナレトモ然ルトキハ却テ事ノ煩雜ニ涉リ其要領ヲ得ヘカラサルニ付此際特ニ毎町村ニ於テ地主惣代人貳人以上ノ實地取調ニ實地取調ニ從事セシムヘシ

第二條 實地取調着手前ニ於テ地券面ト實地ト齟齬スルモノハ其地主ヨリ該地ノ字番号及ヒ現在ノ地目ヲ記載シ之ヲ惣代人ニ差出シ實地取調上ノ参照ニ供セシムヘシ

第三條 實地着手前ニ於テ地租改正以後夫々正當ノ順序ヲ經既ニ處分済ニ係ル土地ニシテ未タ帳簿ノ訂正ヲ爲サ、ルモノアルトキハ其現地目反別地價及處分済ノ年月日ヲ附箋ニ記載シ之ヲ該帳簿面該當ノ所ニ貼附シ置キ此際ノ取調上ヨリ發願セル相違ノモノト混淆セサル様區別シ置クヘシ

第四條 戸長役場ニ於テハ用係等ノ中ヲ以テ適宜擔當者ヲ定メ彼此異様ノ調査ニ涉ラサル様便宜實地ニ就キ其事業上ヲ注視スヘシ

第五條 實地調査ヲ了セシトキハ惣代人ヨリ直チニ其旨ヲ戸長役場ニ申出戸長ニ於テハ其取調書ヲ調査シ事實精覈ナリト是認スルモノニ限り開申ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第六條 實地ノ調査ハ現在徵租ノ基本ニ供スル帳簿及ヒ改租ノ際調製セシ繪圖面ヲ根據トシ毎筆實地ニ照ラシ地押調査ヲ爲サシムヘシ

但地押調査ハ地番號ヲ逐ヒ一字限對照シ相違ノ土地ハ其字番號現地目及ヒ其事由ヲ別帳ニ登記シ以テ訂正方出願又ハ届出ノ根據ト爲サシムヘシ

第七條 實地調査上落地或ハ開墾地及ヒ地目變換地等未タ其手續ヲ了ヘサルモノ其他渾テ實地ト帳簿圖面ト齟齬スルモノヲ發願スルトキハ左ノ手續ニ依リ其町村戸長ヨリ該取調上精覈ナル旨是認ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ別紙第壹號準例ニ倣ヒ訂正方開申セシムヘシ

一 落地ハ其地番ヲ丈量シ四至ノ境界判明ナル色分圖面野取繪圖並ニ從來所有ノ確証ヲ添ヘ近傍類地ニ比準地位等級ヲ銓定シ別紙第二號雛形ニ倣ヒ願書取調隣地主連署ノ上有租地編入ノ義ヲ出願セシムルモノトス

二 開墾地及ヒ地目變換ハ其地盤ヲ丈量シ且近傍類地ニ比準地位等級ヲ銓定シ別紙第三號及ヒ第四號雛形ニ倣ヒ願書取調色分圖面並ニ野取繪圖ト共ニ差出サシムルモノトス

三 圖面及ヒ帳簿ニ對照シ渾テ實地ト齟齬セルモノ（例ヘハ其地成増減生荒地等ニシテ未タ登記シタルモノハサルモノ）アルトキハ此際應テ取調明治十七年本廳甲第九十六號及甲第一百十六號布達ニ照準願書差出サシムルモノトス

第八條 反別ハ地租改正ノ際確定シタルモノニ付這回ノ取調ニ方リ故サラニ實地ノ丈量ヲ爲スニアラスト雖モ其地ニヨリ甚シキ差違アリテ其備置難シト思惟スルモノハ此際特ニ丈量シ別紙第五號雛形ニ倣ヒ願書取調野取繪圖帳相添ヘ訂正方ヲ出願セシムヘシ

第九條 地租改正後地主ノ便宜上ヨリ畦畔ヲ廢設シ本地反別ノ増減ヲ申出サルモノアルトキハ此際渾テ丈量シ別紙第六號及ヒ第七號雛形ニ倣ヒ取調野取繪圖相添反別地價ノ訂正ヲ出願セシムヘシ

第十條 前各條土地丈量並ニ地位銓定ハ明治

◇ついでの話「枝番イロハの話」

し何村何地と記載可致事

c 明治一九年一月大蔵省主税局「地租便覧」【一五三】前款・一字及ヒ地番は、地番に關して、「地番ハ一町村内若クハ一字内ニ在ルトコロノ土地ハ其地目ノ奈何ニ拘ラス又官民有ノ別ナク順次之ヲ付セリ蓋シ落地重覆ヲ避ケルカ爲メナリ但道路溝渠堤塘等ニハ多ク之ヲ付セス」と記述している。

(5) 市街地の地番

e 市街地の地番に關して、明治九年三月二九日地租改正事務局別報第一九号（明治前期地租改正基礎資料【六六〇】中巻六〇九五）は、宮城県からの「地所ノ番号ハ小区限リ地押シニ附有之ト雖トモ壬申年以降分裂売買ノ地モ許多之シアリ而テ明治七年各小区地所広狭及戸數ノ多寡有之分区画ヲ更正シ即今ニ至リ番号飛散ノ地不少有之ニ付更ニ地引繪圖ヲ製シ小区限リ地押番号ニ更正ノ積」との何に對して、「番号ノ僅ハ一町限押番ニ更正可致事」と指令している。

b また、明治九年五月八日地租改正事務局日誌第一〇号（明治前期地租改正基礎資料【二八一】下巻一五八九）は、愛知県出張局員からの何に對して、「市街番号ノ儀從來ノ町名ヲ存シ其内ノ場所ヲ更ニ該町限リニ押番ヲ附着シ、道路ヲ隔テタル場所ハ先ツ甲ノ片側ヲ押番シ順次之ノ片側ニ移リ」付番すべきであると指令している。

c 以上のことからすると、市街地の地番は、「町」単位で付番されたようである。

(6) 分合筆後の地番

地租改正事業によつて地番を設定後に、分筆や合筆があつた場合における分筆・合筆後の土地の地番の付番方法に關して、地租改正条例細目（明治六年七月八日地租改正事務局議定）【六〇】第三章は、次のように定めている。

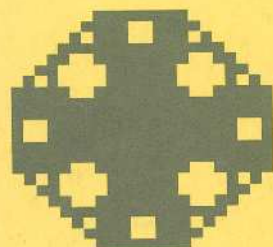
第四条 一旦番号ヲ定ムル後売買譲渡等ニヨリ切替スルモノ暨ハ一番地ヲ二箇ニ分裂セハ一番地ノ内イ号ロ号トナシ尚亦右イ号ヲ分裂スルトキハ一片ハ元号ニ据置他ノ一片ハ一番地ノ内ハ号ト記号スベキコト

第五条 右三反ノ前筆ノ地塊隣田畑ノ持主買得シテ畦畔ヲ毀テ実地一枚トナスモノハ其畦數ヲ丈量シ本反別ニ組入レ番号ハ従前ノ両番ヲ存置シ併合旧反別若干ト肩書ニ記注スベキコト

(7) 検査

公図と境界

新井克美 著



発行 デイハシ

a 土地の丈量とは、各土地各筆の測量をいう。

七月二八日大蔵省事務総裁達【三三】第四章は、「今調査ノ爲メ其當否ヲ檢シ第二ハ實地ニ臨ミ人民言フ所ノ実否ヲ査すること（第三六條）。

際又は地理に詳しき者を隨行させて案内せしむること（第三七條）。

「きは、最初に、全員が集合して、一村を検査して実施すること（第三八條）。

「有無を点検するとともに、広狭の当否を視察し、三、増減あるときは再調を命ずること（第三九條）。

【一五三】前款・三地押は、官吏の實地点検の方法に關シ「ムトキハ地主總代案内シテ其畝杭……ヲ讀ミ上ケ官吏ノ番番ヨリ末番迄順次之ヲ踏勘セリ而シテ落地重覆又ハ字帳簿繪圖ト實地ト照臨スルナキニ至ルナリ」とした（其最モ詳細ナルモノハ官吏一町村中ノ土地ヲ毎地毎筆ノ次ノ最モ略セル分ハ特更ニ官吏ノ地押ヲ爲サズ丈量注意シ検査スベキ土地ノ近傍ノ三地押ヲ爲スニ止マレ）の方法は各地方によつて異なつていたようである。

有地下可定事

第五節 社寺廢合跡地処分ノ事

第一條 社寺廢合跡地官有地ノ分ハ悉皆土地セシメ民有地ノ分ハ社寺名譜ニシテ氏子権中アルモノ及ヒ氏子権中名譜ノモノハ廢社寺ナレハ氏子権中ノ処分ニ任セ合併ナレハ其合スル所ノ社寺ニ可附社寺名譜ニシテ氏子権中ナキモノハ廢社寺ナレハ土地セシメ合併ナレハ其合スル所ノ社寺ニ可附人民ニ己名譜ノモノハ廢合其人民ノ処分ニ可任事

第二條 人民寄附地ノ内証跡分明ナラス及ヒ寄附人若クハ子孫無之ハ合社寺ナレハ其合スル所ノ社寺ニ附シ廢社寺ナレハ土地セシメ内務省ノ処分ニ屬スヘキ事

【六〇】明治八年七月八日地租改正事務局議定 明治初年地租改正基礎資料上巻五五八頁 地租改正條例細目

第一章 出張官員心得ノ事

第一條 本局ノ官員各府県へ出張ノ上ハ地租改正ノ事務整理スルノ責ヲ担任シ有且備安ノコトアルヘカラサルコト

第二條 実地丈量地価調査等諸般ノ事務ハ地方官専任タルハ勿論ニシテ出張官員ハ右諸般調査ノ廉トナシ自ラ主客ノ別アリト雖モ協力協心シテ施設公議ヲ遂ケ事務ノ官員同様便宜事務ヲ執ルヘシ然シテ成規條例著明ナルモノハ地方長官ノ処分ニ任セ苟モ例外ノ条件ハ地方官ヨリ本局へ具狀セシメ且出張官員ヨリ主客ノ別ノ具狀ト別分ノ具狀ヲ詳悉具陳シ總裁ノ指圖ヲ乞フヘシ決シテ申行アルヘカラサルコト

第四條 數箇ノ畦畔ヲ跨リ一筆トナス地ハ總額ノ内ヨリ畦數ノ歩合ヲ除去シテ反別ヲ定ムヘキコト

第五條 山林原野池沼等ノ區画ナル地ニシテ集測ナリカタキモノハ四半ノ境界ヲ明白ニ記注セシメ凡ソ反別ヲ記載スヘキコト

第六條 河路河川堤岸及ヒ畦畔溝渠等ハ実測ヲ要セスト雖モ境界ヲ明瞭調査シ從前遺蹟遺幅等ノ記載有之ハ其旨記シ置ヘキコト

第七條 実地検査ノ節每一村ニテ三四ヶ所ヲ年々繰テシテ地方官ニテ取調ノ書類繪圖而シテ引合セ増減アリトモ一反ニ付十歩内外増シモノハ可トナシ右以上増減アルモノハ不正ナルモノト看做シ原官へ歸テ申談再調スヘシ決シテ申之冤蔽ノ処分有之間敷事

第三章 地番号ノ事

第一條 番号ハ從來ノ本田畑宅地新田ヲ初メ田舎裁判所等ノ敷地社寺ノ土地及高木總場試作地社寺境内地墓地堤外不定地池沼山林塚場野地海岸空地諸物干場等場所ノ種類ニ不拘巨民ノ所有ヲ不論一村所屬ノ地ハ編號ナク地掛順ヲ逐ヒ一筆限一村通シ番付スルハ數又ハ大村ニテ地形ノ都合ニヨリ幾箇ニ區別シ別限ニ番付スルモ実地紛亂ナキ様処分スヘキ事

但遺跡畦畔溝渠堤岸河川等ノ如キハ番外ニナシ置第二章第六條ノ通心得ヘキコト

第二條 甲村ノ地所ニ付内ハ飛地セシメハ西村縣圖ヲ送ケシメ乙村へ屬地ニ紐着セシメ若シ縣圖ナリカタキモノハ地引繪圖中へ色分ヲナシ地番号ハ甲村ノ米番ニ附着スヘキコト

第三條 出張中八葉圖ノ事件有無ニ拘ハラズ実地ノ景狀取調ノ順序等時々本局へ報告スヘシ且縣府府県へ出張ノ者アレハ雙方ノ形狀ヲ互ニ報告シ彼此矛盾無之様心得ヘキコト

第四條 各部村實地調査ノタメ派出スルトキハ地方官心得書萬二十六條以下ノ條例二通ニ精密ニ検査シ違ケ分派ノ粗々ヘ時々打合テ諸般疑難無之様心得ヘキコト

第五條 地方官調査ノ事件不適宜ノモノアリテ再問セシムヘキトキハ親切ニ申談シ然シテ其事ノ重要ニ條ルモノハ本局へ同ノ上再問スヘキコト

第六條 諸般調査ノ手續ハ下章ノ条件ニ照シ綿密調査ヲ遂ケ歸局ノ上詳細復命書ヲ提出スヘキコト

第二章 土地丈量ノ事

第一條 土地ノ丈量ニ用エル間竿ハ通常六尺^{分地ノ一}ヲ以テ法尺トナスヘシ若不得已事情有之ハ暫ク尺目續ノ間竿ヲ用テ丈量シ追テ改正添ノ上ハ實面上ニテ改正スヘキコト

第二條 六尺一歩竿ヲ用エルモノ間以テノ尺度ハ三寸ヨリ五尺七寸ヲ三寸ヲ倍スル毎ニ六餘ノ數ニ通セサルハ都テ之ヲ倍シ可シ即チ四寸若クハ五寸ヲ得ルトキハ一二寸ヲ倍三寸此間竿又五寸トシ五尺九寸ヲ得ルトキハ一二寸ヲ倍五尺七寸此間竿九合五寸トナスカ如シ^{間竿ハ四尺ハ五歩ニテ得ル処ノ積ハ算出ノ總三條一區ニシテ反別ヲ得一歩未滿ノ數ハ切捨ヘキコト}アルモノハ本局ノ改正スヘシ
但間竿六尺三寸或ハ六尺五寸ヲ用エル時ハ其尺度二區リ本条ニ準シテ算出スヘシ

第三條 耕地又丈量スルハ昨際ヨリ打點ト心得ヘキ事

第三條 從前數筆ノ地如一人者ニテ地號ノ分類ニ寄リ一筆二連續セシモノハ新規一筆ノ番号ヲ附スヘキコト

第四條 一旦番号ヲ定ムル後赤旗標識等ニヨリ切替スルモノハ一番地ヲ二區二分割セハ一番地ノ内イ号口号トナシ尚亦石イ号ヲ分割スルトキハ一片ハ元号二區區他ノ一片ハ一區地ノ内ハ号ト記号スヘキコト

第五條 右二反ニ區分ノ地處田畑ノ持主買得シテ畦畔ヲ變テ實地一收トナスモノハ其畦數ヲ丈量シ本反別ニ紐入シ番号ハ從前ノ同番ヲ存置シ^{同地}合併旧反別若ト片番ニ記注スヘキコト

第四章 耕地收穫検査ノ事

第一條 耕地ノ收穫ヲ検査スルハ凡ソ一區一郡ノ旧法公民引分ノ歩合ヲ算積リ平均一反歩ノ收穫ヲ算出シ精算ト實際ニ辨リ小作米ノ多寡ヲ探偵シ檢見坪刈初等彼是ノ平準ヲ豫斷シ一區一郡トヨリ全管一反歩ノ平均收穫ヲ算シ調査ノ目的トナスヘキコト

第二條 收穫ヲ調査スル事ハ左ノ各款ノ手續ニ從フコト

第一款 一村柄ノ等級ヲ分ツヘシ^{一村柄ノ等級ヲ分ツヘシ}一村柄ノ等級ヲ分ツヘシトスルニハ實地年々繰テ實際ノ美惡收穫ノ概算等ヲ老農顧問人等ニ諮問シ彼是ニ比準シテ凡何處ニ匹ルヘキトノ概算ヲ定メ這樣非相違原調出張所等へ集合ノ上區長及顧問人勘定人等ヲ招集シ其旨ヲ商議セシメ精算ヲ定ムヘシ

第二款 一村毎ニ一村三反ニ地位ノ等級ヲ分ツヘシ^{一村毎ニ一村三反ニ地位ノ等級ヲ分ツヘシ}地位ノ等級ヲ分ツニハ實地調査済ノ上村民協議ノ毎一筆便否反數等ニヨリ其等級ヲ公平至當ニ分テ各人選擇ナキ所ヲ

地押調査後の枝番は甲、乙

次ヲ耕宅地（二筆限リ）・山林原野

- ③ 土地ノ丈量及製図等ノ技術ニ熟練ナル者ヲシテ従事セシメタルモノ。
- ④ 管庁ニ在テハ老練ノ係員ヲシテ該地ヲ担当指揮セシメタルモノ。
- ⑤ 該地ノ地形ハ平坦ニシテ山岳ナク、^{随テ}地目ノ變動稀シタルモノ。
- ⑥ 該地ノ改組事業ハ他管若クハ他町村ニ先ツテ挙行セシカ爲メ、又ハ他ノ事故ニ因テ予メ完全ナル手續ヲ定メ、然後着手スルノ便ヲ得サリシモノ。
- ⑦ 一村全圖若クハ字限リ圖トモ調製セサリシカ、又ハ其概メテ略サリシモノ。
- ⑧ 土地ノ丈量及製図・製帳等ハ他町村ノ者ニ請負ハシメ、地主総代人ハ實際關係セサリシモノ、又ハ地主総代人ニ於テ全部若クハ幾分従事セシト雖モ、其総代人等技術不熟練ナリシモノ。
- ⑨ 該地ノ地形ハ山部若クハ河沿ニシテ、地目ノ變動頻繁ナリシモノ。
- ⑩ 管庁ニ在テハ改組法頒布後尙淺日ナリシカ爲メ、成規例格ヲ参照スルノ便ヲ得サリシモノ。

そして、右①ないし⑤については、「該地改組ノ成立ハ完全ナルヲ以テ、其後生起シタル地目変換若クハ荒地開墾等ノ調査ニシテ遺憾ナカラシメハ、官民俱誤ナキヲ必期シ得ルモノトス」とし、⑥ないし⑩については「該地改組ノ成立ハ粗陋ナルヲ以テ、官民俱ニ其誤リナキヲ保シ難キモノ」とした。

これら基準により「更ニ精密ナル地押ヲ爲スベキ部分ハ、地押事業着手ノ期日及成功ノ目的ヲ定メシメ、之ヲ請書ヲ徴シ置キ、村方地押成功ノ上ハ、主任官ヲ派遣シ、毎村二字以上其適否ヲ点検セシメシ。但取調上充分整頓ノ見据相立候上ニアラサレハ、容易ニ主任官ヲ派遣シ検査スル等ノ挙ナキ様注意スベシ」とした。また、「従前字限リ見取図ナキ部分ハ、此際、該図ヲ製調セシムルヲ要ス」とともに、「但更ニ精密ナル地押ヲ爲スベキ部分ハ、該図製調ノ上、地押ニ着手セシムベシ」とした。

三 地押調査の実施方法

a 大蔵省は、明治一八年月日不詳「実地取調順序」(一五二)を定め、地押調査に関する具体的取扱手続を

明らかにした。本書に關係する部分は次のとおりである。

- ① 実地熟知の地主総代人二名以上を選定して実地取調に従事させること(第一條)。
- ② 実地取調着手前に地券と実地とが相違する場合、地主から、その土地の字、番号及び現在の地目を記載した書面を総代人に差出し、実地取調上の参照に供すること(第二條)。
- ③ 戸長役場においては専任の担当者をおくこと(第四條)。
- ④ 実地調査が完了した場合には、総代人は直ちにその旨を戸長役場に申し出ること(第五條)。
- ⑤ 実地調査は、現在の地券台帳、地価帳等の徴租の基本帳簿及び改組の際に調製した絵図面を根拠として、地番号順に毎筆每一字限單位に对照し、帳簿図面と相違する土地についてはその字、番号、現地目及びその事由を別帳に登記し、訂正方出願又は届出の根拠とすること(第六條)。
- ⑥ 実地調査において落地进行を見たときは、その土地を丈量し、四至の境界を明らかにした地図を添付して、隣地主連署の上、有租地編入の出願をすること(第七條第一号)。
- ⑦ 実地調査において無租開墾地及び無租地目変換を発見したとき並びに図面及び帳簿のすべてが実地と相違するものを見つけたときは、地価修正取調書にその丈量図を添付して差し出すこと(第七條第二号・三号)。
- ⑧ 反別は、地租改正の際に確定しているため、甚だしい差異がある場合にのみ特に丈量し、その図面を添付して訂正方を出願させること(第八條)。
- ⑨ 地租改正後に地主の便宜により畦畔を廢設し、本地反別の増減の申出ある場合は、すべて丈量の上、反別地価訂正を出願させること(第九條)。
- ⑩ 地租改正の際に調製した地図に異動を來した場合には、この際に更正可能なものは更正し、更正により不明瞭となるものは所調すること(第一〇條)。
- ⑪ 脱落地の地番の付番方法は、「隣地ノ番号ヲ中トシ、脱落地ニハ其乙番号」とするか「其町村ノ末番号ヲ附スルモノ」差し支えないこと(第一一條)。

以テ其經費モ亦少ナシトセズ。故ニ町村ニ於テ事業着手ノ初ニ
照リ、本省出張官ヲシテ此点ニ付テ各地方官ニ深ク注意ヲナサ
シメタリ。

今左ニ民費支消ノ概算ト府県税費及本局経費トヲ掲ゲ。而シテ本表中民費ハ總計千九百三十八萬四千四百八十八圓九十七錢ニシテ之ヲ地租改正ノ民費二千九百九萬五千八百二十二圓余ニ比シ一見多額ノ感アリト雖トモ、事業ノ難易煩苛ヲ詳査シタル後ニアラサレハ面ヨリ其多少ヲ論スヘカラス。

土地調査ハ現ニ異動セリ土地ノミヲ整理スルノ趣意ナリシト雖トモ其異動ヲ発見セシメハ自然ニ緩地押調査ヲササルヘカラス。而シテ其異動地アルニ當リテハ之方以別ラ丈量シ地圖ヲ製シ帳簿ヲ作り交換開墾等普通ノ手順ヲ踐行セサルヘカラス。今此等ノ諸般ヲ合算シ普通地押調査費トナシ、異動地筆數ノミニ割當スレハ一筆金三十錢以内トナリ、又一國一郡一町村ノ別別薩美ナラスト云フノ故ヲ以テ總丈量ヲナシタルモノ、如キハ舊シ一筆金五十錢以上ヲ要セシナラン。又改組ノ際地圖ヲ備ヘサルモノ及之ヲ備フルモノ完全ナラサルモノ等アリテ之ヲ新製シ之ヲ繕訂セシモノ亦少ナカラズ。其新調ニ係ルモノハ一筆金五錢、繕訂ニ係ルモノハ一筆金三錢トシ算出セハ全國平均上未當ノモノニアラサルヘシ。尤モ茲ニ表出シタル処ノ各地方ノ費額ハ概算ニ過キサレハ詳細ナル計算ヲ知ル能ハサルモ、前叙ノ如ク其事業ノ種類ヲ区分シ之ヲ計算スルトキハ強テ多額ノ消費ニアラス。

及ニ改租ノ際調製セシ繪圖面ヲ根據トシ、佐筆東地ニ照ラシ
地甲調査ヲ為サシムベシ。

但、地押調査ハ地番号ヲ逐ヒ一字限リ対照シ、相違ノ土地
ハ其字番号現地目及ヒ其事由ヲ別帳ニ登記シ、以テ訂正方
出願又ハ届出ノ根拠ト為サシムヘシ。

第七條 實地調査上、落地或ハ無墾開墾地及ヒ無墾地目録換地
其他墾字實地ト帳簿、圖面ト相違スルモノヲ發見スルトキハ、
左ノ手續ニ依リ、其町村戸長ヨリ該取調ト記載ナル旨是認ラ
受ケタル日ヨリ何日以内ニ訂正方申付セシムヘシ。

一 落地ハ其地盤ヲ丈量シ、四至ノ境界判明ナル地図ヲ添へ、
隣地主連署ノ上、有租地編入ノ義ヲ出願セシムルモノトス。

二 無願開墾地及七無届地目を交換、其地権ノ丈量図ヲ觀シ、
而シテ何年何月第何号邊二照準、地価修正取調書ニ丈量図
ヲ添付シ差出サシムルヘシ。

三 図面及ヒ帳簿ニ対照シ、渾テ实地ニ鑑觀セルモノアルト
キハ、何年何月第何号ニ照準、地価修正取調書ニ丈量圖ヲ
添付シ提出ガシムヘシ。

但、目今已ニ修正帳ヲ製シ变换届済ノモノハ、本文ノ限
ニアラス。

第八條 區別八地租改正ノ際確定シタルモノニ付、今般ノ取調ニ方リ故テラニ某地ノ丈量ヲ為スニアラスト雖トモ、其他二ヨリ甚シキ差異アリテ其處權限ヲ疑シト思惟スルモノハ此際特ニ丈量シ、該地ノ図面ヲ添付シ、式ノ如ク訂正方ヲ出極セシムヘシ。

第九條 地租改正後地主ノ便宜上ヨリ畦畔ヲ廢設シ、本地反別

「一五二」明治一八年月日不詳大蔵省（国立国会図書館蔵）
政資料室「松方家文書」19第三四冊、佐藤謙次郎、神奈川
県の明治期地籍図「三三三頁」

陳雲慶

第一条 今般ノ某地取調方ハ、地租改正以後ニ係ル地目變換開
 界地其他ノモノニシテ、荷主展轉図面ト某地ト關聯スルモノ
 ハ各地主ニ於テ之ヲ調理シ、夫々ノ順序ヲ繰出スヘキ筈ナレ
 トモ、然ルトキハ却テ事ノ煩雜ニ涉リ其要領ヲ得ヘカリスル
 ニ付、此際特ニ伍町村ニ於テ地主總代人三名以上、知事ヲ選
 定シ、某地取調ニ從事セシムヘシ。

第二條 実地取調着手前に於て地券面下実地下附屬スルモノハ、
其地主ヨリ該地ノ字番番及ビ現在ノ地目ヲ記載シ、之ヲ總代
人ニ差出シ、実地取調上ノ参照ニ供セシムヘシ。

第三條 本府取調書手前ニ於テ、地租改正以後夫々正當ノ順序ヲ經既ニ処分済ニ係ル土地ニシテ未タ帳簿ノ訂正ヲ爲ササルモノアルトキハ、其現地目、反別、地價及ヒ処分済ノ年月日ヲ付箋ニ記載シテ之ヲ帳簿面該當ノ所ニ貼シ置キ、此際ノ取調上ヨリ差額セラル相違ノモノト混雜セサル様區別シ置クヘシ。

第四條 戸長役場ニ於テハ用掛等ノ中ヲ以テ適宜担当者ヲ定メ、
彼此異様ノ調査ニ涉ラサル概、便宜果地ニ就テ其事業上ヲ注
視スベシ。

第五條 案地調査ヲ了セントキハ、総代人ヨリ直ニ其官ヲ戸長
役場ニ申出テ、戸長ニ於テハ其取調書ヲ調査シ、事實精覈ナ
リト是認スルモノニ限リ開申ノ手續ヲ爲サシムヘシ。

第六條 実地ノ調査ハ、現在徴租ノ基本ニ供スル帳簿、地券、台帳、
地籍ノ圖、

ノ増減ヲ申出サルモノアルトキハ、此際澤テ丈量シ、其ノ増減ヲ申出シ、其反別地価ノ訂正ヲ出願セシムヘシ。

第十條 地租改正ノ際測製セシ地圖ニ異動ヲ來セ、此際更正シ得ベキモノハ之ヲ更正スヘシト雖トモ、是方爲メ不明瞭ナキリ將來紛糾ノ虞アルモノハ更ニ測製スヘシ。

第十一条 脱落地地番ハ隣地ノ番号ヲ甲トシ、脱落地ニハ其乙
 番号（或ハ其町村ノ未番号ヲ附スルモ妨ナシ）ヲ附スヘシ。

第十二條 寒地取調上、第七條ノ類ヲ鑑照シ、各項ノ手續以
子出願スルトキハ、主務官吏ノ派遣、其反別地価ノ當否ヲ檢
査セシムヘシ。

第十三条 第七条ノ類ヲ発見スルモ一時ノ手数ヲ厭ヒ之ヲ隠蔽
シ、他日吏員検査ノ際発覚スルトキハ、相当ノ可及処分ニ當
テ付、左様ノ儀無之様注意セシムヘシ。

第十四條 實地ノ調査ヲ了シ、夫々処分濟ノ上ハ、統字土地台
帳及ヒ名寄簿編製ニ着手スベシ。

23. 町村地図調整及び更正手続

(明治20年6月大蔵省内訓第3890号)

- 第2項 地図ハ村図字図ノ二種ヲ製スル
- 第5項 町村図ハ五間ヲ以テ曲尺一分即チ三千分ノ一トシ字図ハ一間ヲ以テ一分即チ六百分ノ一トス
- 第6項 地図ノ用紙ハ美濃紙ヲ用イ・・
- 第8項 町村図ハ一部字図ハ正副各一部ヲ府県庁及戸長役場ニ於イテ其ノ願書ニ就キ第8項ノ副図ニ其時ニ貼紙ヲ以テ修正スルモノトス但シ畦畔ヲ設クルモノノ如キハ副図ニ其ノ線点ヲ画シ廃スルモノハ虚線ヲ画スヘシ

○明治二十年六月大蔵省令第三八九〇号

「町村地図調製及更正手続」

第一項 地図ヲ調製スルニハ別紙町村製図略法ニヨルモノト
ス但シ従来分間法等ニヨリモ便宜タルベシ

第二項 地図ハ村図字図ノ二種ヲ製スルモノトス村図ニハ(イ)
号雛形ノ如ク毎事ノ地形ヲ画キ字図ニハ(ロ)号雛形ノ毎ク毎
事ノ地形ヲ画クモノトス

第五項 町村図ハ五間ヲ以テ曲尺一分即チ三千分ノ一トシ字
図ハ一間ヲ以テ一分即チ六百分ノ一トス

第六項 地図ノ用紙ハ美濃紙ヲ用ヒ摹写スルモノトス

第七項 字図ハ美濃紙ヲ用フト雖モ大ナルモノハ二枚以上ヲ
継合セ又小ナルモノハ一枚中ニ二字以上ヲ画クモ妨ナシ但
シ僅カニ紙巾ニ余レルモノハ紙片ヲ張足シ折返シ置クモノ
トス

第八項 町村図ハ一部字図ハ正副各一部ヲ府県庁及戸長役場
ニ於テ其ノ願書ニ就キ第八項ノ副図ニ其時ニ貼紙ヲ以テ修
正スルモノトス但シ畦畔ヲ設クルモノノ如キハ副図ニ其ノ
線点ヲ画シ廃スルモノハ虚線ヲ画スベシ

第十項 地図ハ年々異動地ヲ修正セシ副図ニ就キ正図副図共
十箇年共毎ニ調整シ年月日ヲ記載シ製図者之ニ記名捺印ス
ルモノトス

◇「土宅丈量心得書」における間竿

表面

何番
字何何
田 約何反何畝何拾歩 持主 何之某
畑
宅地 何枚（二枚以上ナレハ）
何

但凡長三四尺竹木適宜ナルベシ尤
モ地目ノ上三寸程余地ヲ存スベキ

事

第八条

一 川敷、道敷、溝敷、堤敷等は追テ取調ノ
積リ可相心得事

第九条

一 實地畝歩ヲ丈量スルニハ三斜十字
ノ両法相用別紙雛形ニ倣ヒ野取帳
ヲ製シ其村ニ備ヘ置キ可申事

第十条

一 間竿ノ儀是迄六尺五寸竿用采候得
トモ今般ハ更ニ六尺竿相用反別可
取調事

但壹間以下ノ端尺ハ三寸毎ニ其
余寸ヲ切捨ツベシ譬ヘハ五寸ナ
レハ二寸ヲ切捨テ三寸ニシテ此間
詰五寸トシ七寸ナレハ一寸ヲ切
捨テ六寸ニシテ壹合トシ壹尺三寸
ナレハ壹寸ヲ切捨テ壹尺二寸ニシ
テ貳合トナスカ如シ且坪數取調
方ノ儀別紙図面ノ通四方曲折ニ
隨ヒ十字法或ハ斜法ニ據リテ丈
量シ實地間數ヲ以テ現積ヲ算出
シ詳細可取調詳細可取調尤坪詰
ノ儀ハ一步未満ハ切捨タルベキ
事

表面

何番
字何何
田 約何反何畝何拾歩 持主 何之某
畑
宅地 何枚（二枚以上ナレハ）
何

但し、約三四尺の長さの竹木が適當である。
もともと地目の上三寸程は余地を残すこと

第八条

一 川敷、道敷、溝敷、堤敷等は追って調査が
あると心得ること

第九条

一 実際の土地の畝歩を測量するには、三斜十
字の両法を用いて別紙の雛形にならって、
野取帳を作製して、その村に備え置くこと

第十条

一 間竿については、これまで六尺五寸の竿を
用いて来たが、今回は六尺の竿を用いて、
反別を測量すること

ただし、一間以下の端尺は三寸ごとにそ
の余り寸を切り捨てること。たとえば、
五寸であれば一寸を切捨てて、三寸にし
て、此の間を詰めて五寸とし、七寸であ
れば一寸を切り捨てて、六寸にして一合
とし、一尺三寸であれば、一寸を切り捨
てて、一尺二寸にして二合とするという
ように。ただし、坪數を取り調べる方法
は、別紙図面の通り四方曲げ折りに従い、
十字法あるいは斜法により、測量し現地
の間數で実際の面積を算出して、詳細に
調査する事。もともと、坪詰めの件は一
歩未満は切り捨てること

都市計画図、空中写真、公図重ね図

昭和37年撮影空中写真
都市計画図
更正図

S=1/1200相当
S=1/1200
S=1/1114

6尺竿：6尺5寸竿=1/1200：1/1107

◇間竿の検証

24.宮崎地方法務局で発見された 「村図」、「一村図」

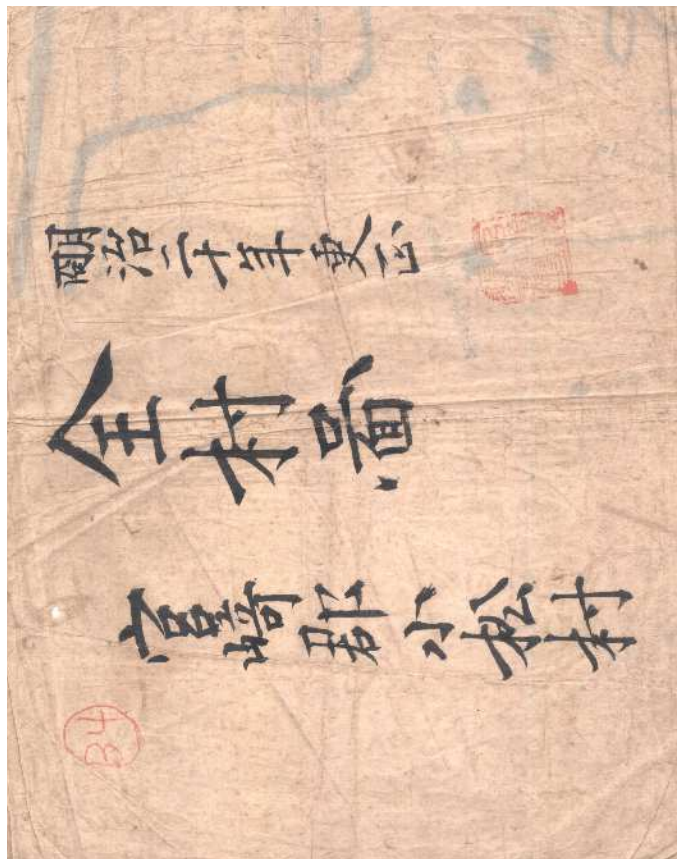
□吉村町外13枚の「村図」が発見された。

□村図、一村図について



全村図（明治20年更正）：宮崎郡小松村

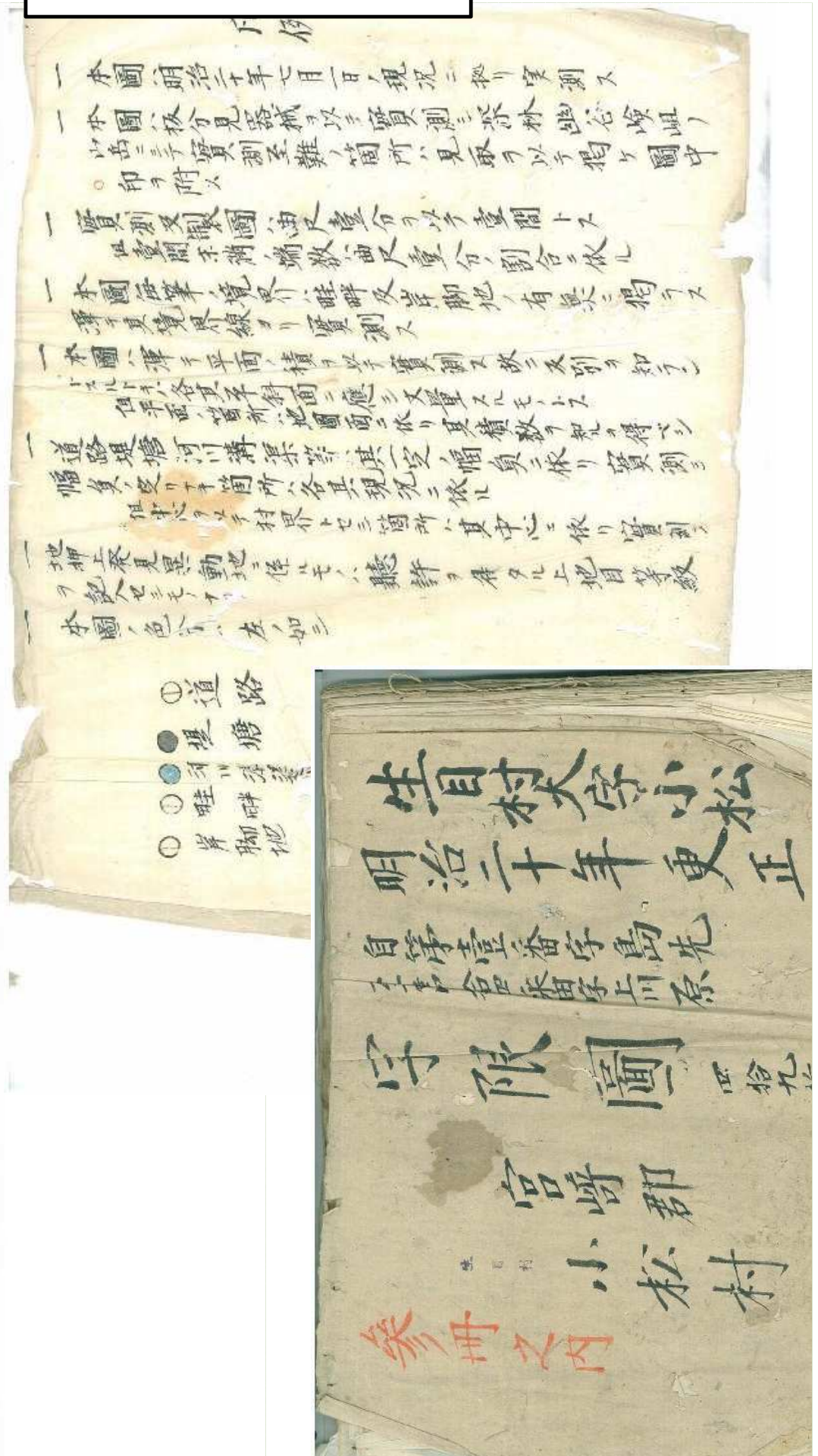
原図縮尺=1/3000
宮崎地方事務局保管



25. 村図と共に発見された字限図

□字限図には一杯の情報が・・・。

□字限図（あざぎりず）について



26. 「字限図」の凡例（1）

□ 本図ハ明治二〇年七月一日ノ現況ニ拠
リ実測ス

□ 本図ハ板分間器械ヲ以テ実測シ深山幽
谷險阻ノ山岳ニシテ実測至難ノ箇所ハ
見取ヲ以テ掲ケ図中○印ヲ附ス

□ 実測及製図ハ曲尺壹分ヲ以テ壹間トス
但壹間未滿ノ端数ハ曲尺壹分ノ割合ニ
依ル

□ 本図毎筆ノ境界ハ畦畔及岸脚地ノ有無
ニ掲ヲス渾テ其境界線ヨリ実測ス

◇ 「字限図」の凡例について（1）

「字限図」の凡例（2）

◇「字限図」の凡例について（2）

- 本図ハ渾テ平面ノ積ヲ以テ実測ス故ニ反別ヲ知ラントスルトキハ各其平斜面ニ応シ丈量スルモノトス 但平面ノ箇所ハ地図面ニ依リ其積数ヲ知ルヲ得ヘシ
- 道路堤塘河川溝渠等ハ其一定ノ幅員ニ依リ実測シ幅員ノ定リナキ箇所ハ各其現況ニ依ル 但中心ヲ以テ村界トセシ箇所ハ其中心ニ依リ実測ス
- 地押上発見異動地ニ係ルモノハ聴許ヲ得タル上地目等級を記入セシモノナリ
- 本図の色分ハ左ノ如シ

27-1. 土地丈量心得書

土地丈量心得書

不拘譯ニ付後年紛亂ノ憂無之様篤
ク注意イタシ精密ニ反別取調可申
事

第十六条

一 隱田切開切添及廉落殘歩等ノ儀ハ
別冊第三号明治九年太政官第六拾
七号公布ノ通候条不都合無之様可
致候事

第十七條

一 山地ハ^{高即チ}斜面側面ニテ縦横ノ間
數ヲ量リ反別ヲ算出可致候事

第十八条

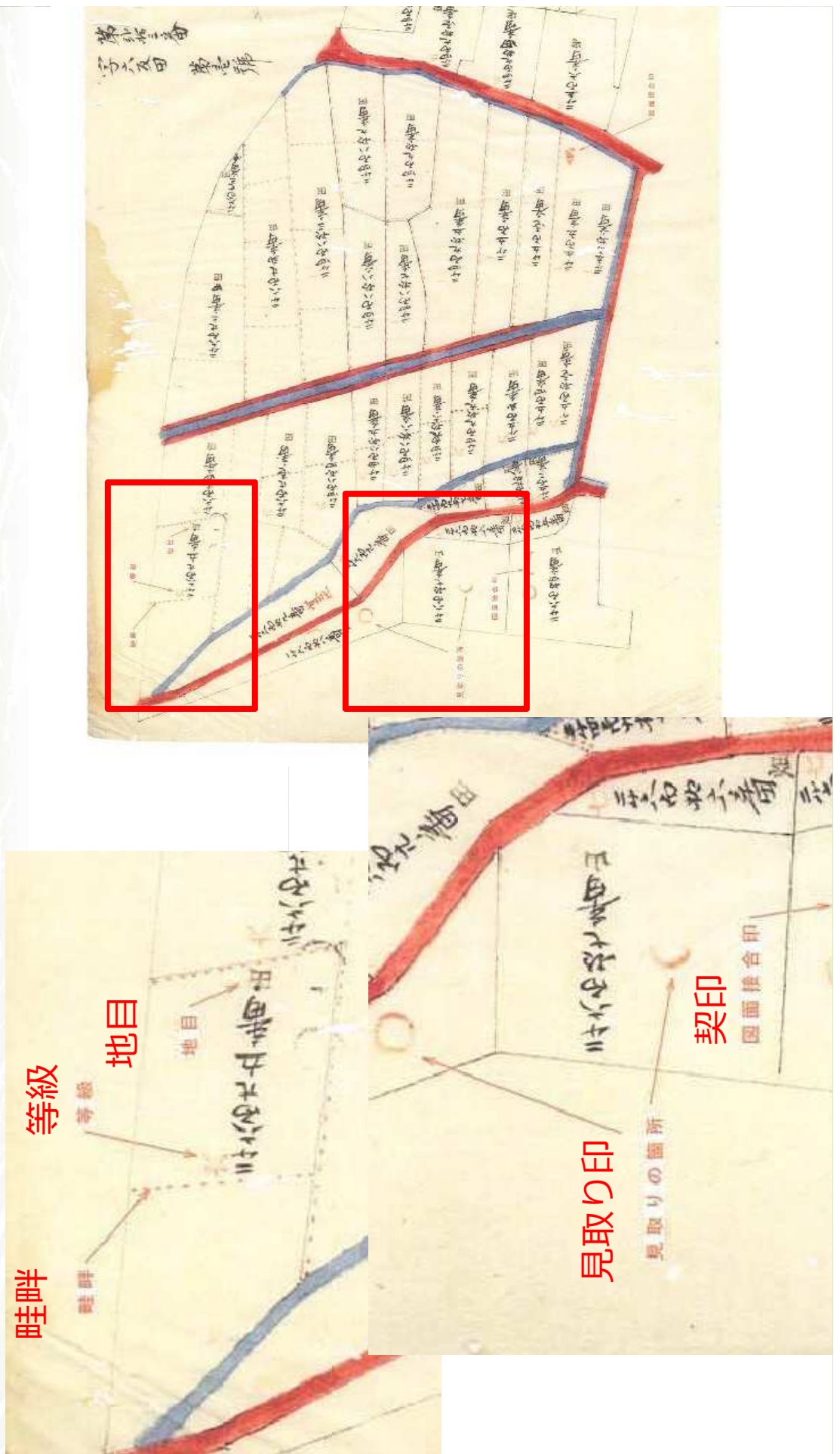
一 深山幽谷或ハ柴草生茂シ容易ニ丈
量ナリ難キ地所ハ四至ノ境界東ハ何村
境西ハ何村田畑ニ境南ハ何川
境北ハ何ノ界ト記スカ如シヲ詳記シ
周圍ノ里程ヲ量リ凡ノ反別ヲ算出
可致候事

第十九条

1. 山林原野秣場共道路又、河川溝渠

第十卷 第一回 不遇の半日

27. 字限図 (公図の元) には外にも 色んな情報が...。

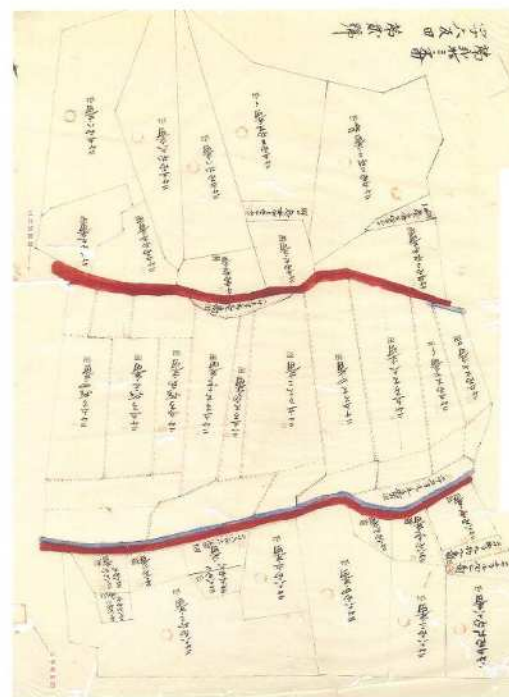


28. 字限図を繋げると公図に

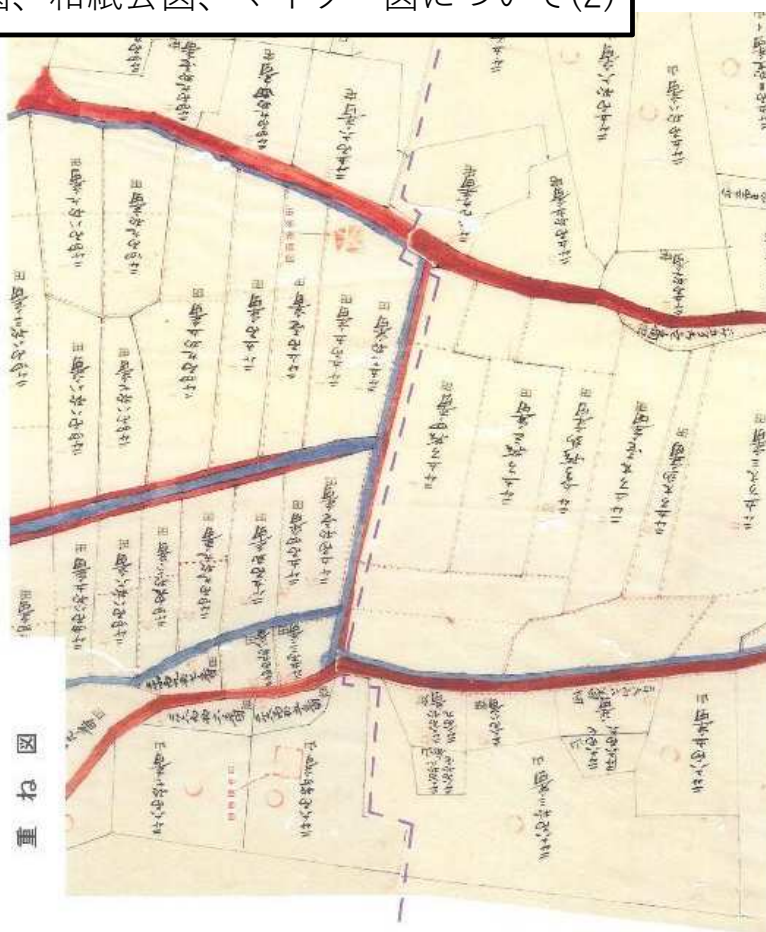
◇字限図、和紙公図、マイラー図について(2)



+



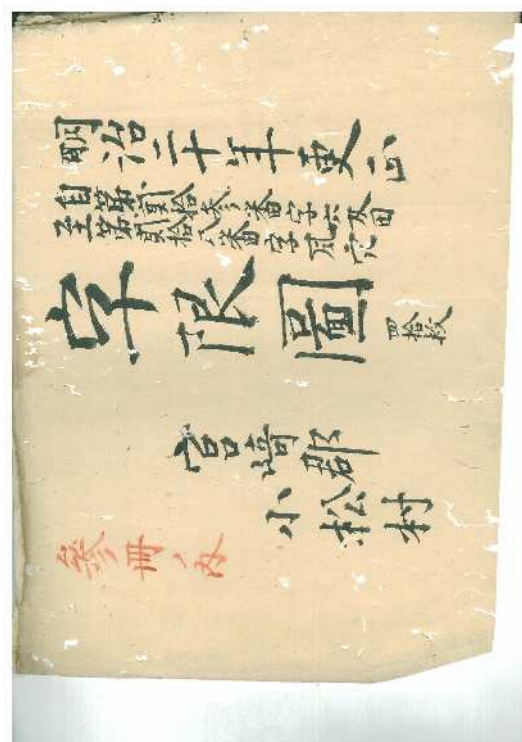
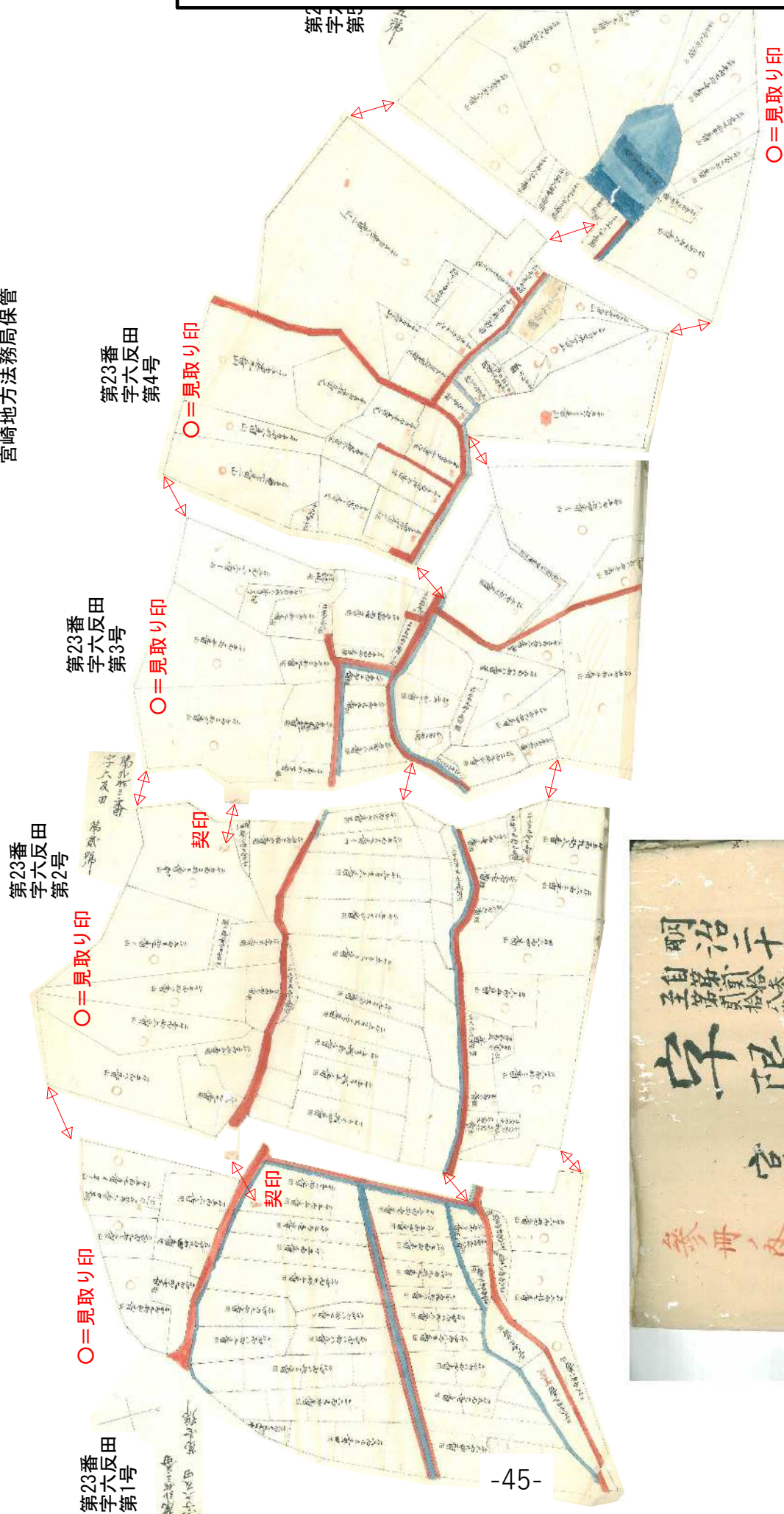
=



字限図（明治20年作成）：宮崎郡小松村字六反田

原図縮尺=1/600
宮崎地方方法務局保管

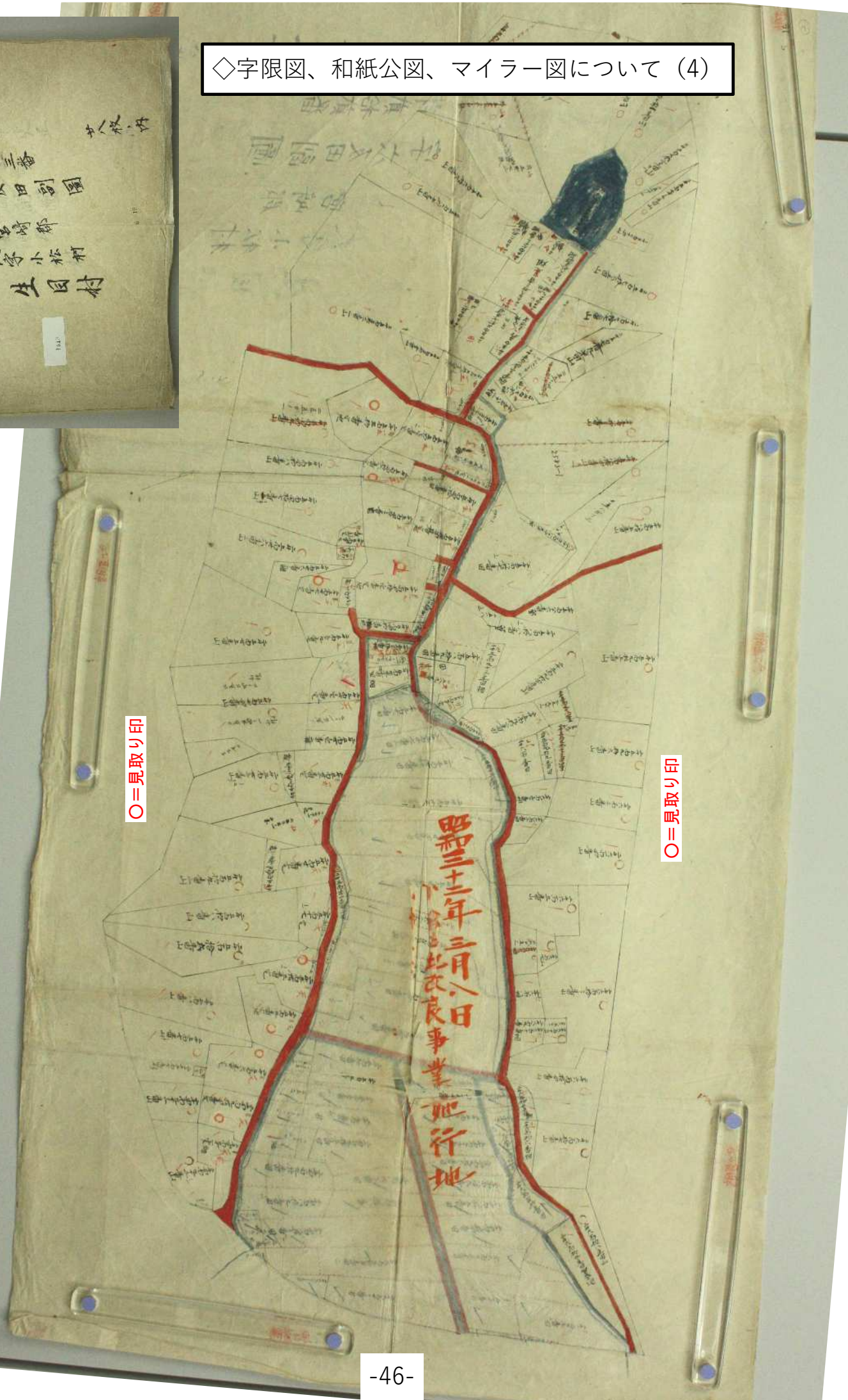
◇字限図、和紙公図、マイラー図について（3）



更正図（明治20年更正）：宮崎郡小松村字六反田

原図縮尺=1/600
宮崎地方事務局保管

◇字限図、和紙公図、マイラー図について（4）



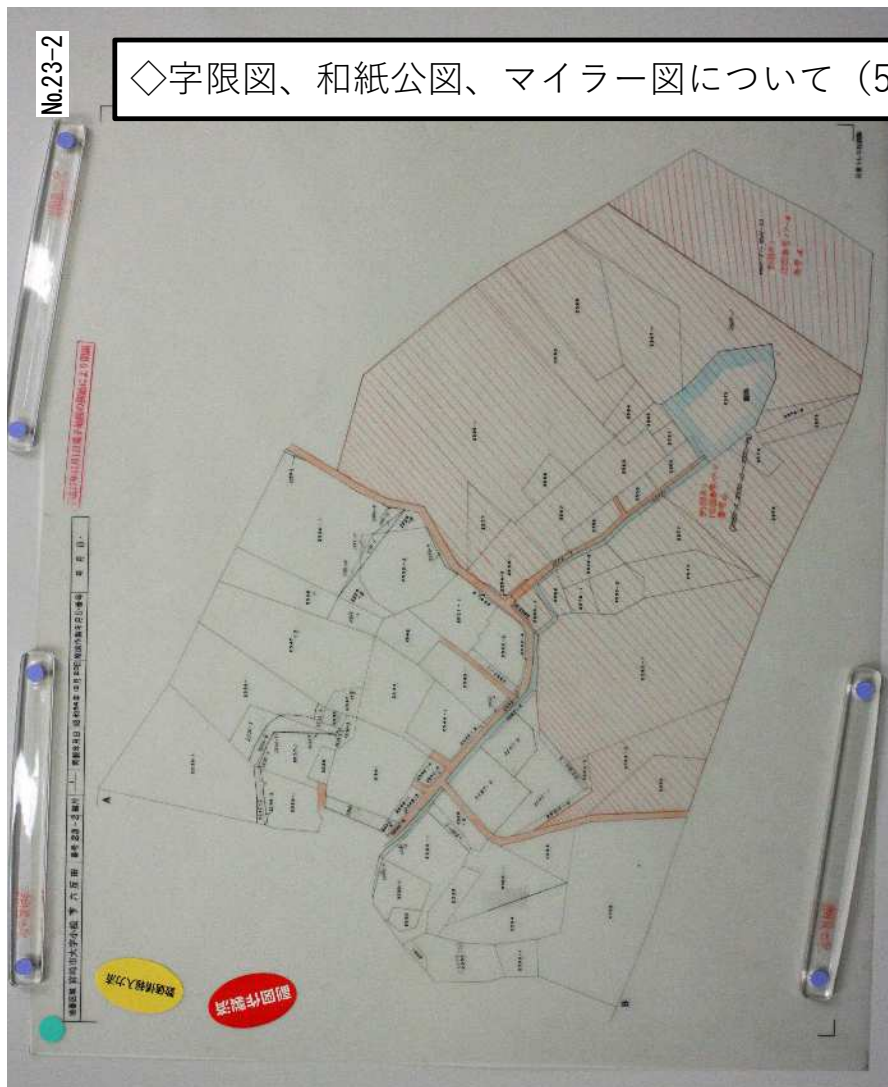
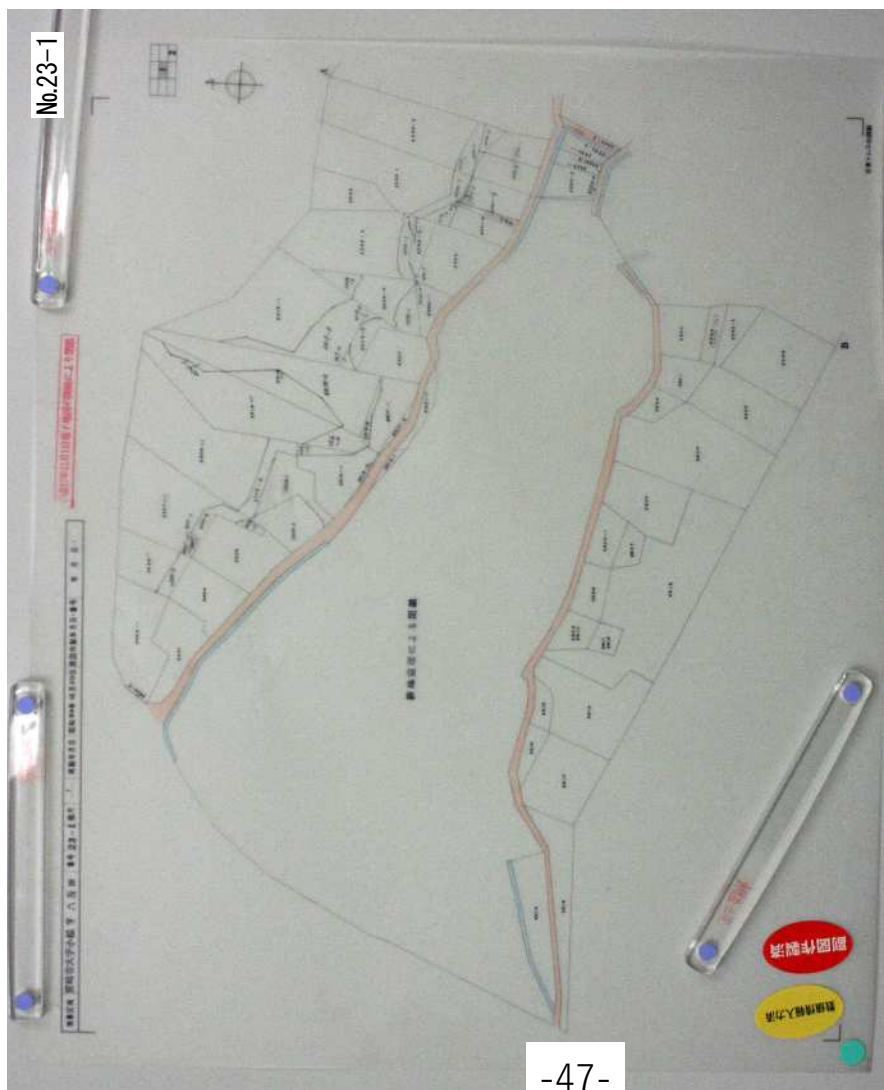
○=見取り印

○=見取り印

マイラー図 (昭和54年再製) : 宮崎市大字小松字六反田
 原図縮尺=1/600
 宮崎地方務局保管

マイラー図
 消えた地目、等級、
 見取り印、畦畔表示

○No.23-1、No.23-2に分割表示
 ○消えた地目、等級、見取り印、畦畔表示



◇字限図、和紙公図、マイラー図について (5)

凡例

一本圖、明治十年七月一日現況ニ據リ實測ス

一本圖、板分見冊紙ヲ以テ實測シ、津輕、岩手、山形、三、實測至難、箇所ニ見テ取リ以テ掲ケ圖中ニ印ケ附

一實測及製圖、曲尺、き分ヲ以テき間トス
但き間亦滿、端數、曲尺、き分ノ割合ニ依ル

一本圖、町界、境界、畦畔、及崖脚地、有無ニ據ラズ、浮キ其境界線ヲ實測ス

一本圖、浮キ平面ノ積ヲ以テ實測ス、故ニ反別ヲ知ラントスルハ、各平斜面ニ應ジテ計算スルモノトス
但平面、箇所、地圖面ニ依リ其積數ヲ知ルヲ得ベシ

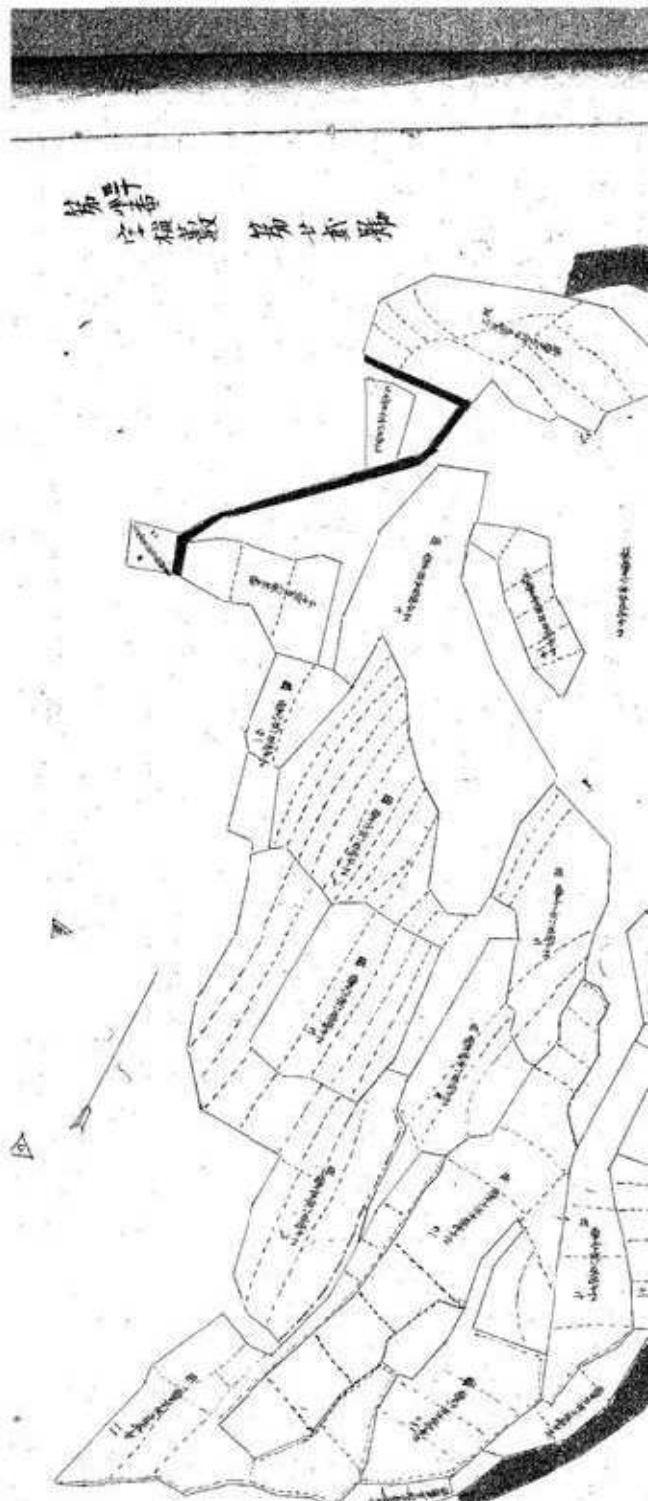
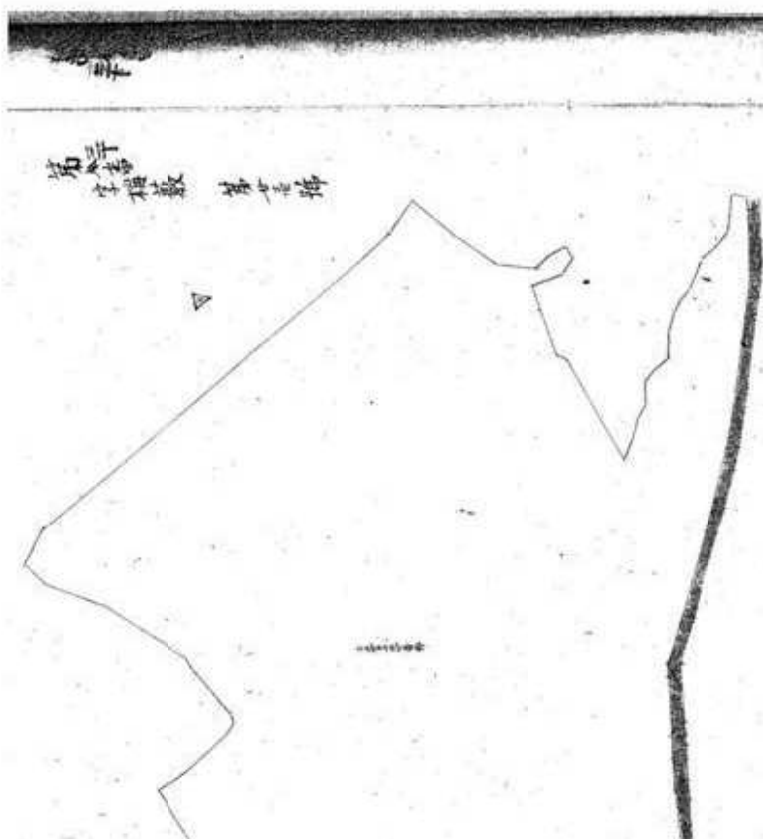
一道路、堤塘、河川、海渠等、各其一定ノ幅員ニ依リ實測シ、幅員定リキ箇所、各其現況ニ依ル
但中心ヲ以テ行間トセシ箇所、其中心ヲ依リ實測ス

一地理上、全見異動地係ルモノ、聽許ヲ得タル土地目等級ヲ記入セシモノナリ

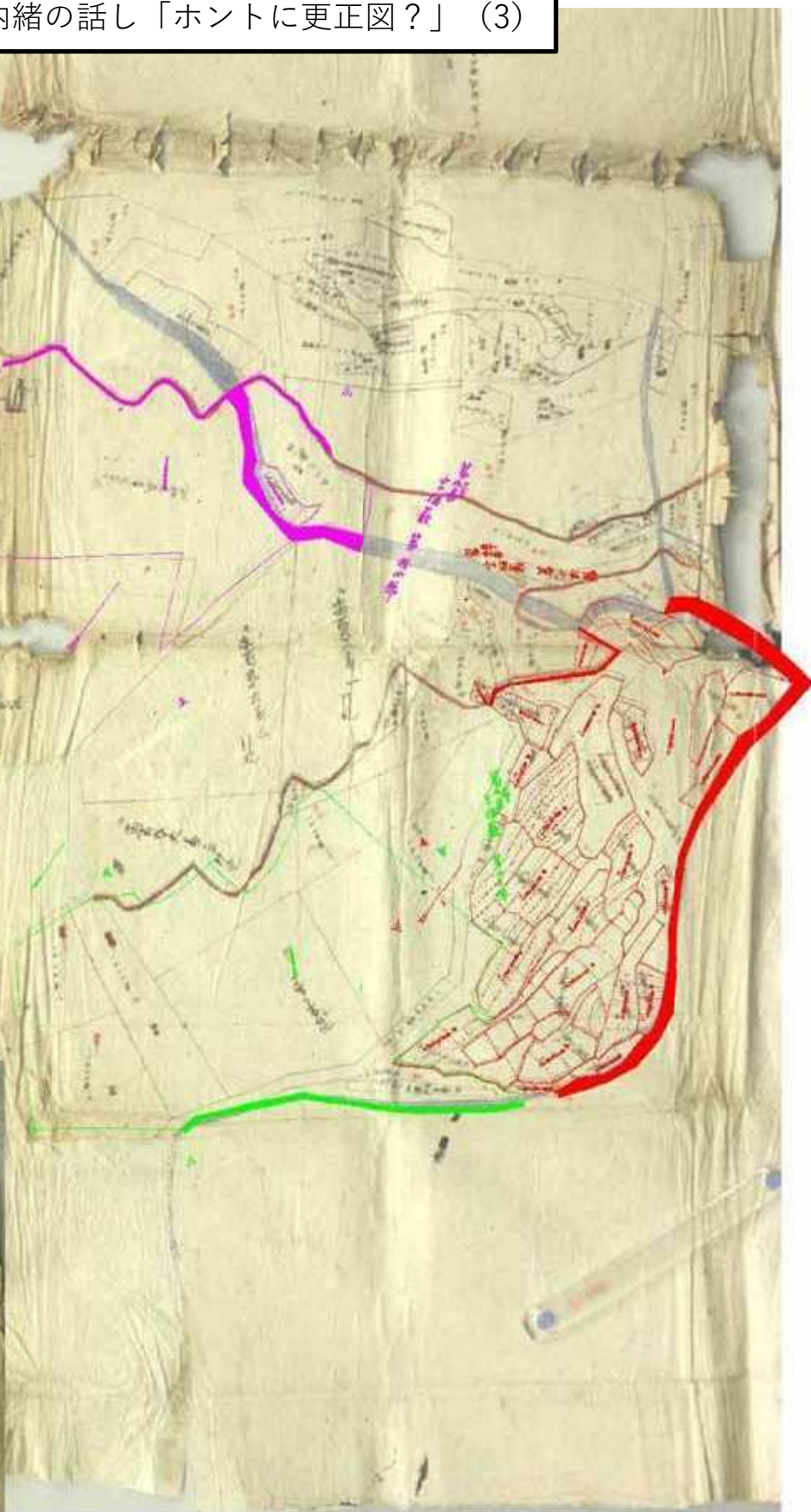
一本圖、色合、正、適

-  道路
-  堤塘
-  河川、海渠、池
-  畦畔
-  崖脚地

◇内緒の話し「ホントに更正図？」（2）



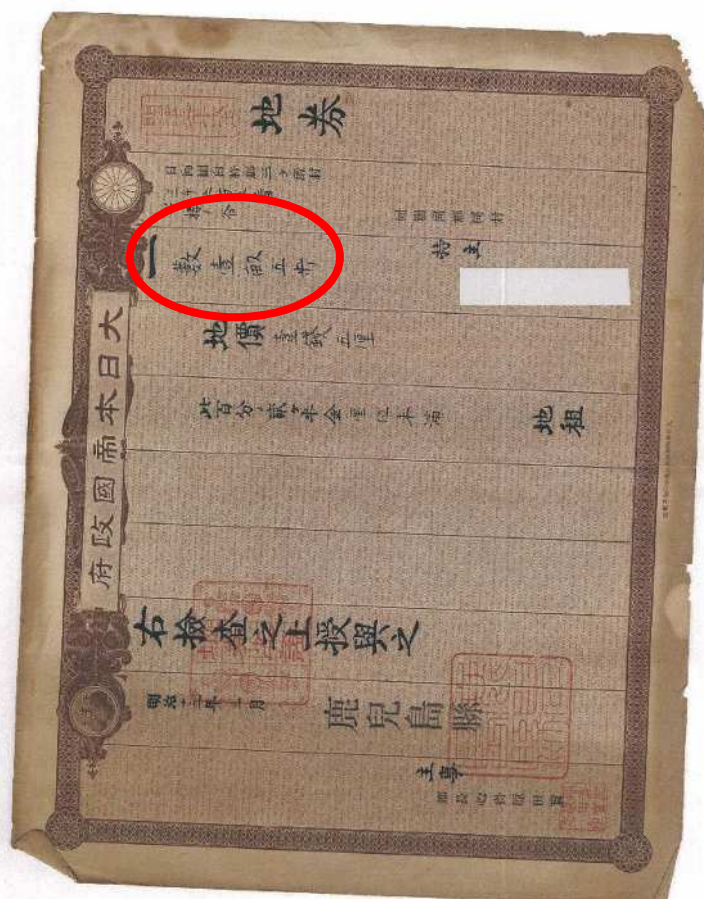
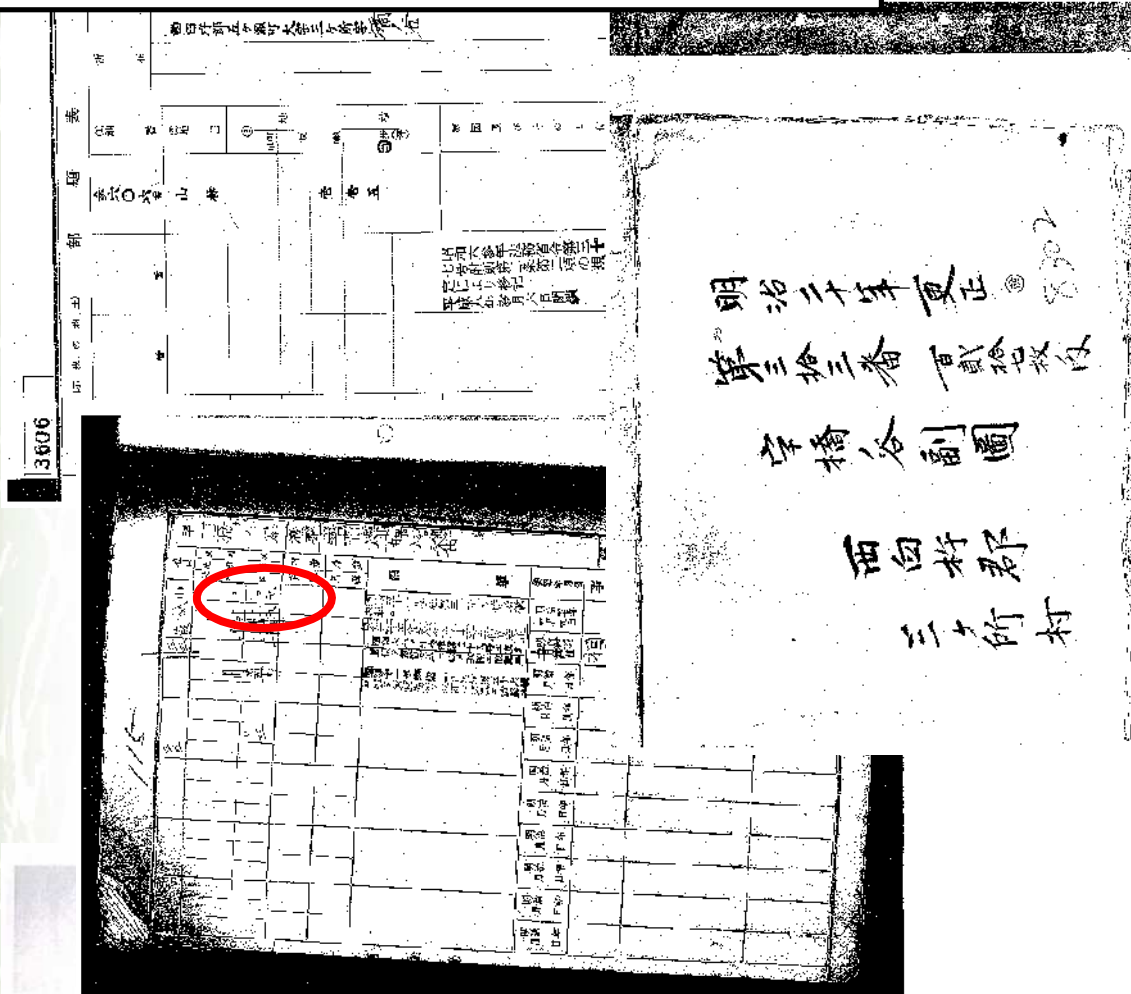
◇内緒の話し「ホントに更正図？」（3）



46.地券と土地台帳の比較(5)

臼杵郡三ヶ所村(旧五ヶ瀬町)

□地券、土地台帳、登記簿、登記情報の変遷について

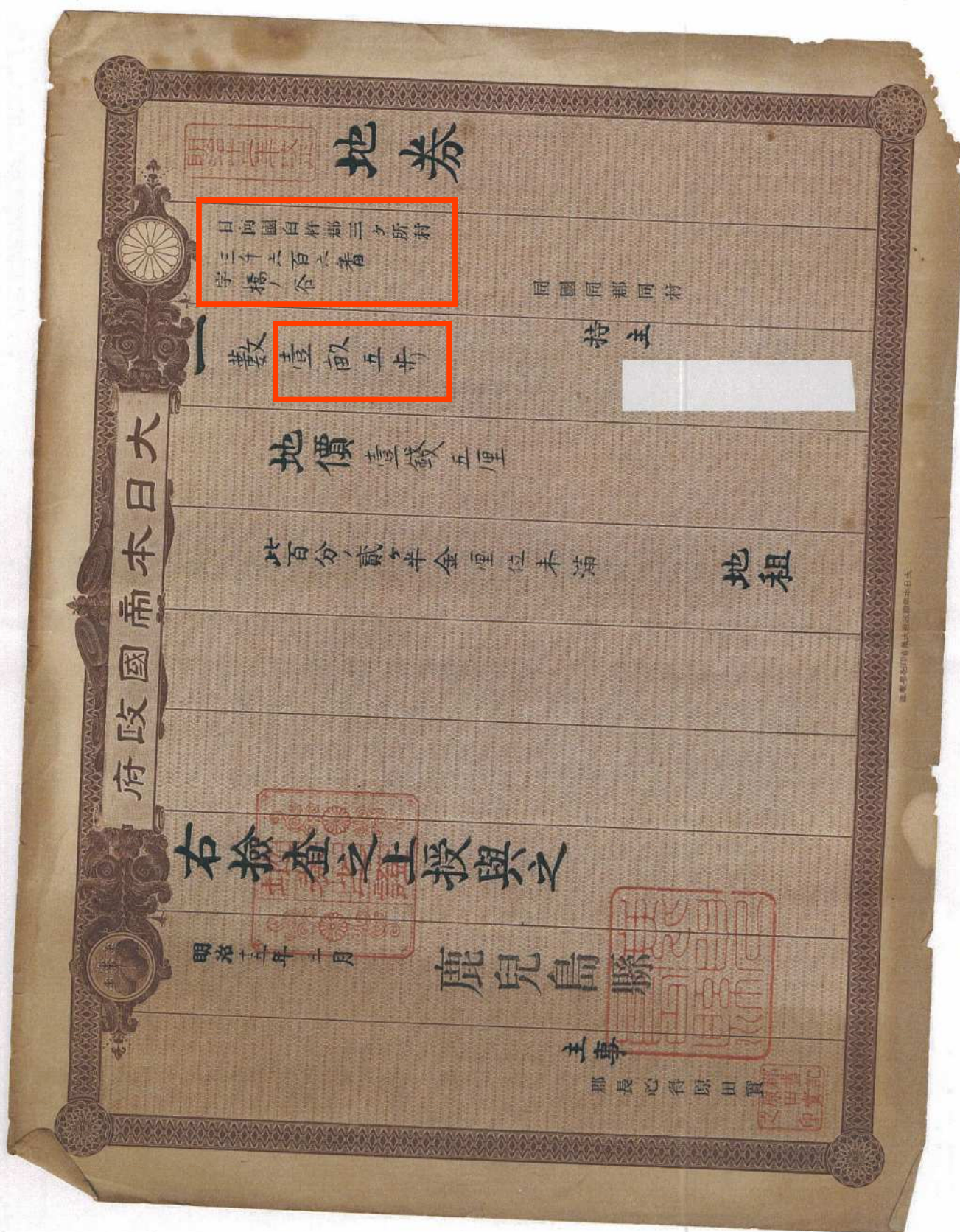


「地券」 二畝五反

「台帳」 二畝五反

【地 券】

(A3サイズをA4サイズで縮小印字)



【土地台帳】

【土地台帳】										山林		地目	字
										地番	地番	橋ノ谷	
										内歩	外歩	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	
										名	名	地番	

部 題 表						示 表 の 地 土	
【登記簿】							
番	番	番	参六〇六番	①地番	②地目	③地反	積
			山林			ah町反	a畝
							歩(坪)
			壹畝五				
							</

1畝5歩=35歩(坪)
=115m²

昭和六参年法務省令第三十七号附則第二条第二項の規定により移記
平成八年参月六日閉鎖



◇地券、土地台帳、一元化後の登記簿 現在の登記情報の比較 (4)



2023/08/28 17:36 現在の情報です。

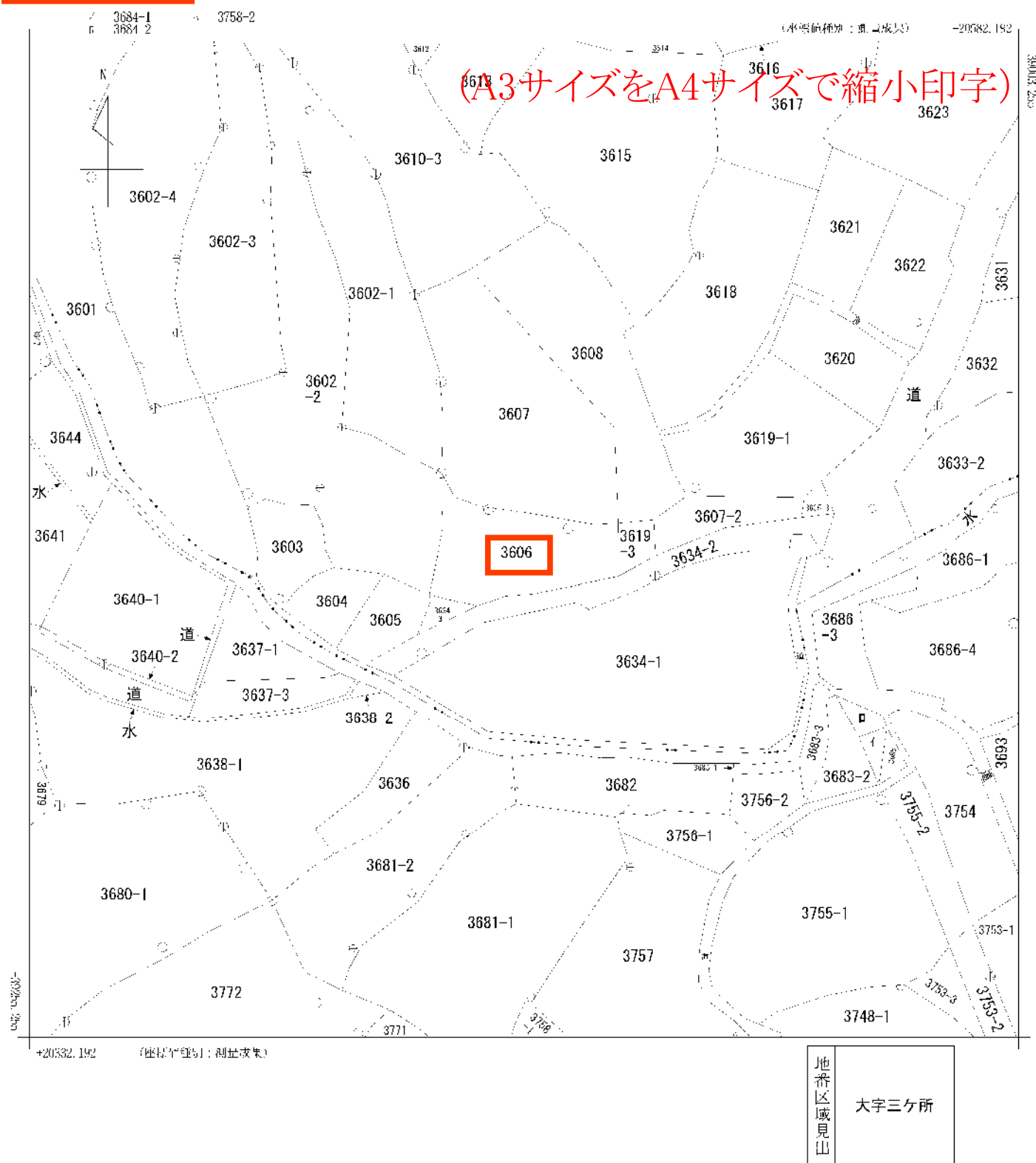
表 題 部 (土地の表示)	調製	平成8年3月6日	不動産番号	3504000184789
地図番号	M13-24	筆界特定	余白	
所 在	西白杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字橋之谷		余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	原因及びその日付〔登記の日付〕	
3606番	山林	115:	余白	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記
			:	平成8年3月6日
余白	余白	934:	③錯誤	国土調査による成果
		:	〔平成29年2月10日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和49年11月19日 第1498号	原因 明治31年5月4日甲斐平太郎家督相続 、昭和15年5月25日甲斐三郎家督相続、 昭和49年7月28日相続 所有者 西白杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所3477 番地 甲 斐 廣 志 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年3月6日
2	所有権移転	平成22年12月22日 第20242号	原因 平成21年11月26日相続 所有者 西白杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所3477 番地 甲 斐 清 喜

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表示年月日: 2023/08

◇地券、土地台帳、一元化後の登記簿 現在の登記情報の比較 (5)



請求部	所在	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字橋之谷				地番	3606番		
出力縮尺	1/1000	精度区分	Ⅰ	座標系番号又は記号	Ⅱ	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日	平成22年3月			備付年月日(原図)	平成29年11月9日		補記事項		

コンピュータ化後の登記簿

表題部 （土地の表示）	図割 平成7年5月11日	不動産番号
地図番号	坐落特定	
所在 宮崎県市町村		
①地番 10328番3	②地目 畑	③地積 704 m ²
[余白]	[余白]	[余白]
原因及びその日付〔登記の日付〕		
昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成7年5月11日		
[余白]	[余白]	④10328番3、10328番6に [平成8年6月21日]

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和59年7月23日 第23792号	原出 昭利59年7月6日贈与 宮崎 A子
[余白]	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2項の規定により移記 平成7年5月11日

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	昭和60年6月13日 第18673号	
2	1番抵当権抹消	平成6年6月22日 第23786号	原因 平成6年6月20日解約 順位2番の登記を移記 昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成7年5月11日
[余白]	[余白]	[余白]	[余白]

これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

令和6年1月26日
京路地方方法務局

官



$$= 704 \text{ m}^2$$

-58-

◇意外と見過ごしがちな「旧表題部」(3)

地盘区域	
地盘编号	10328-3

一元化後の乙区

(橋外橋所 利の以有)	区	乙	項 番 号 位
		事 項 欄	
		事 項 欄	
		事 項 欄	
		事 項 欄	
		事 項 欄	

(橋外橋所 利の以有)	区	乙	項 番 号 位
		事 項 欄	
		事 項 欄	
		事 項 欄	
		事 項 欄	
		事 項 欄	

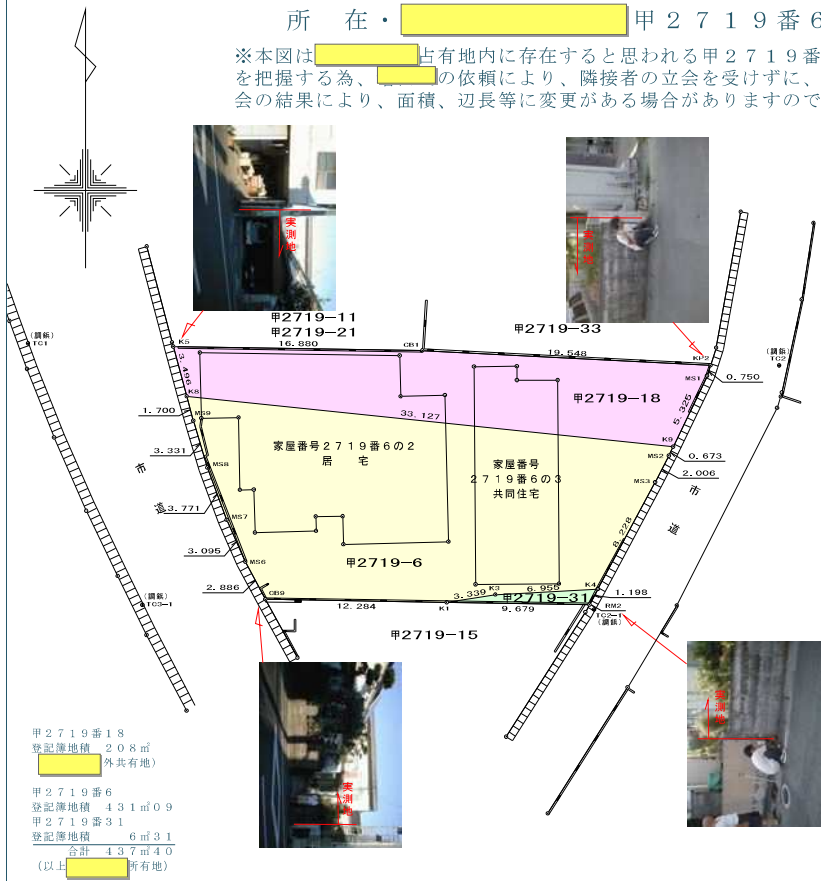
一元化前の旧表題部、甲区

[illegible]

◇ここで質問です！「所有者履歴を辿る意味は何でしょう？」

所在・ 甲2719番6、同番31、同番18

※本図は 占有地内に存在すると思われる甲2719番18（ 共有地）の位置等を把握する為、 の依頼により、隣接者の立会を受けずに、現況を計測したものであり、実際の立会の結果により、面積、辺長等に変更がある場合がありますのでご注意ください。



 他共有地 座標求積表

地番	2719-18				
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離	
K9	994.492	992.824	1383.996656	5.325	
MS1	999.294	995.125	5488.114375	0.750	
KP2	1000.007	995.357	1704.051184	19.548	
CB1	1001.006	975.835	1236.382945	16.880	
K5	1001.274	958.957	-2978.520442	3.496	
K8	997.900	959.873	-6509.858686	33.127	
			324.166032		
			162.0830160		
			162.08	㎡	
			49.03		

$208\text{㎡} \times 502\text{㎡}91 \div 645\text{㎡}40 = 162\text{㎡}07$
(登記簿地積) (全体実測面積) (全体登記簿地積) (按分面積)

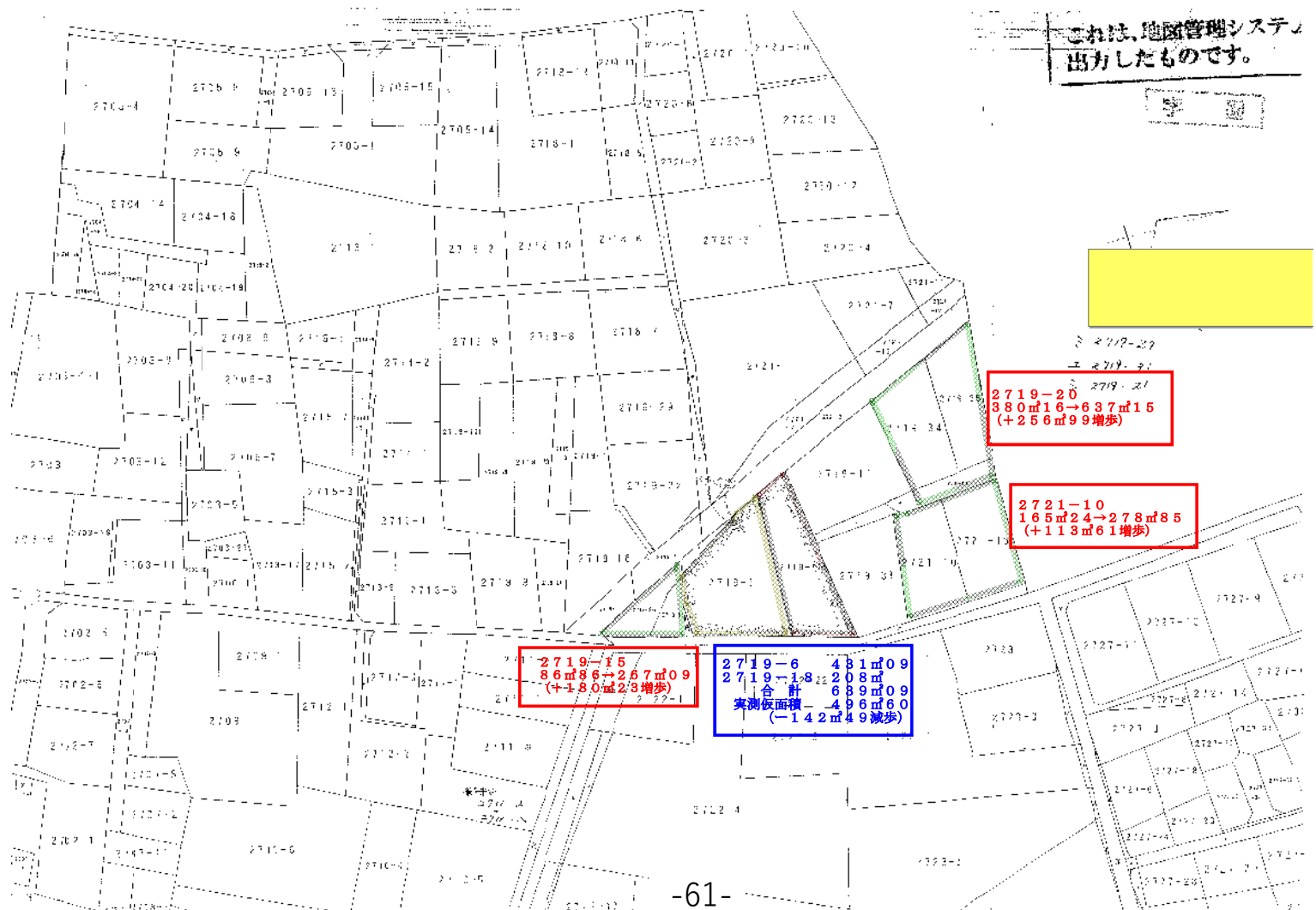
 所有地

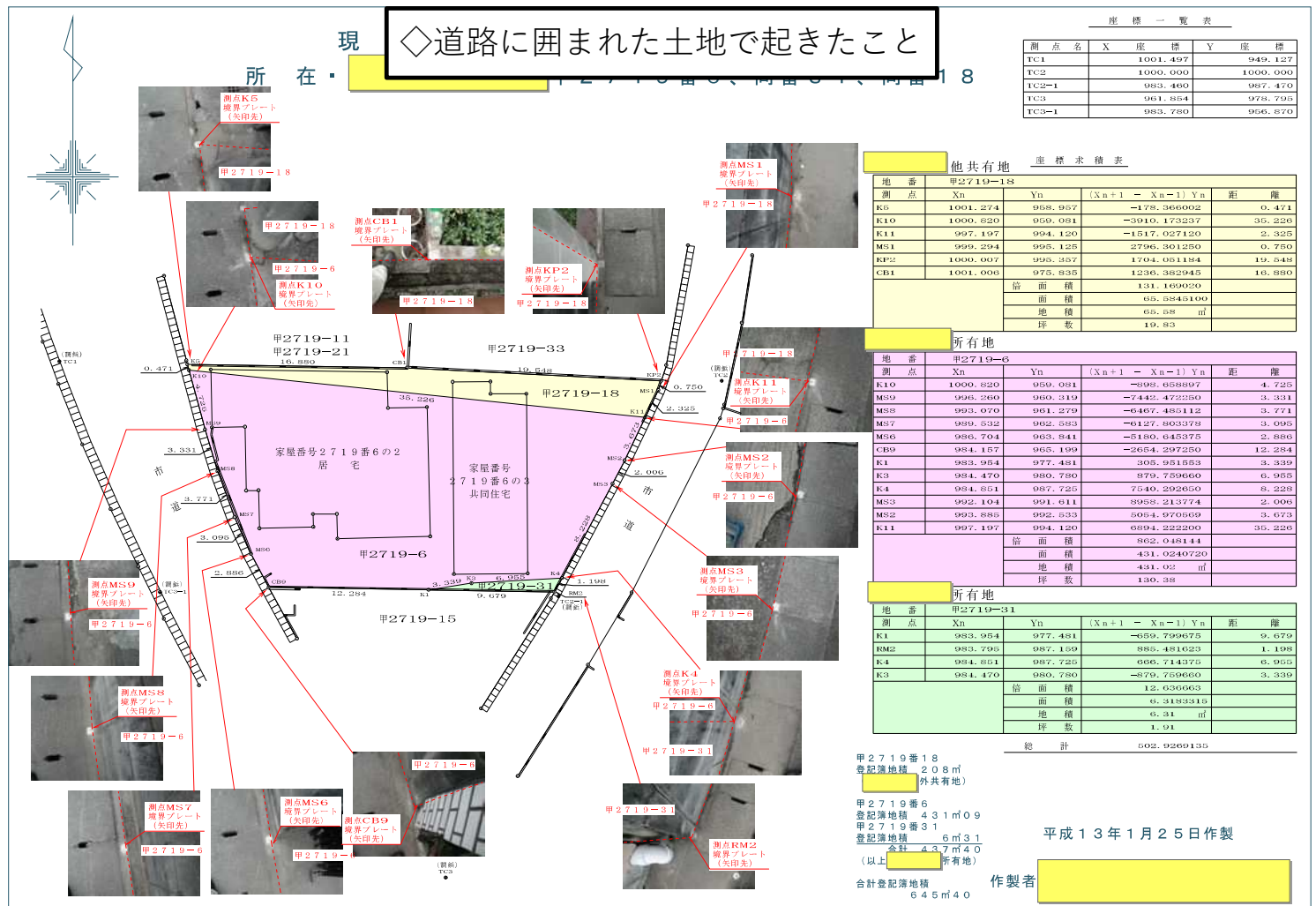
地番	2719-6				
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離	
CB9	984.157	965.199	-2654.297250	12.284	
K1	983.954	977.481	305.951553	3.339	
K3	984.470	980.780	879.759660	6.955	
K4	984.851	987.725	7540.292650	8.228	
MS3	992.104	991.611	8958.213774	2.006	
MS2	993.885	992.533	2370.168804	0.673	
K9	994.492	992.824	3986.188360	33.127	
K8	997.900	959.873	1697.055464	1.700	
MS9	996.260	960.319	-4638.340770	3.331	
MS8	993.070	961.279	-4467.485112	3.771	
MS7	989.532	962.593	-6127.903378	3.095	
MS6	986.704	963.841	-5180.645375	2.886	
			669.058380		
			334.5291900		
			334.52	㎡	
			101.19		

$437\text{㎡}40 \times 502\text{㎡}91 \div 645\text{㎡}40 = 340\text{㎡}83$
(合計登記簿地積) (全体実測面積) (全体登記簿地積) (按分面積)
 $340\text{㎡}83$ (按分面積) - $6\text{㎡}31$ (下記推定地積) = $334\text{㎡}52$ (上記按分面積)

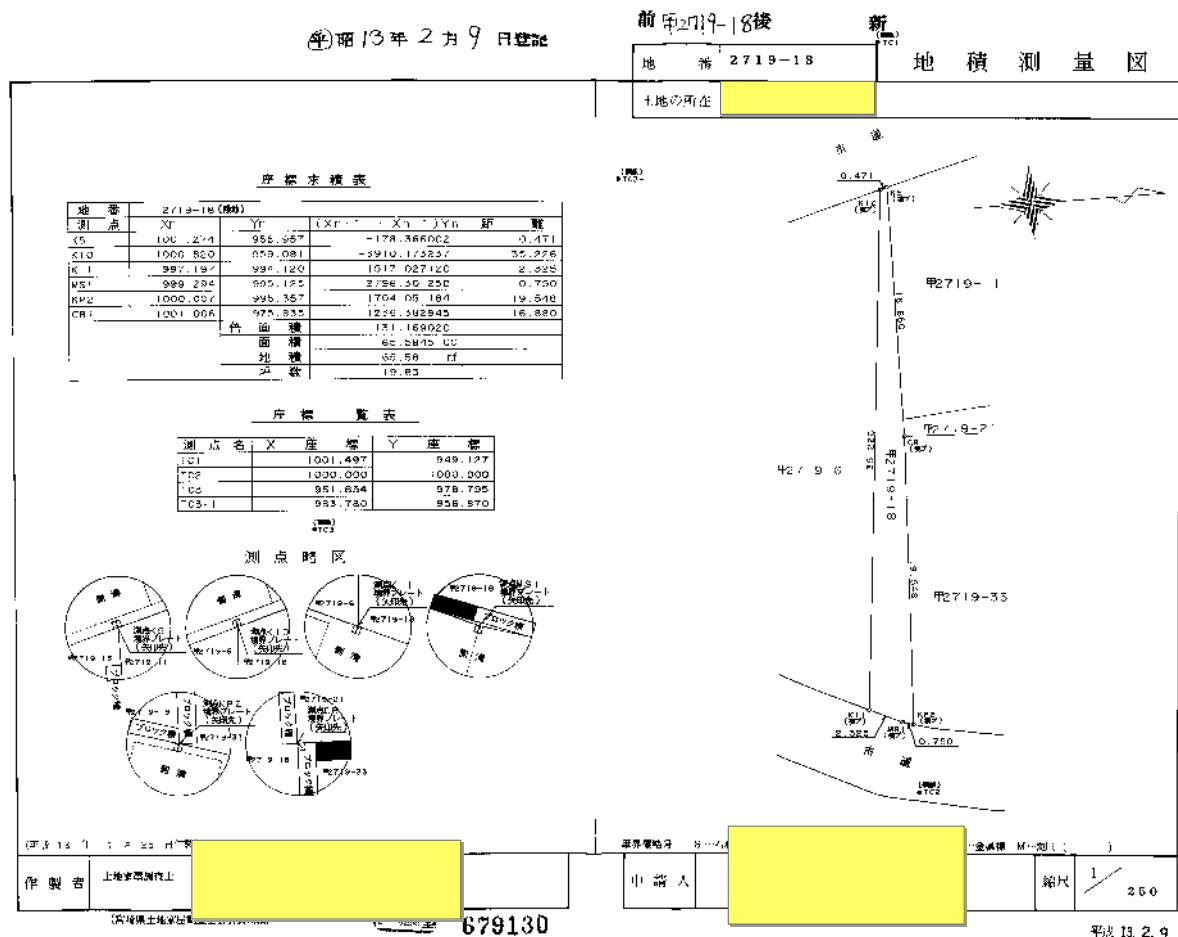
 所有地

地番	2719-31				
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn	距離	
K1	983.954	977.481	-659.799675	0.679	
RM2	983.795	987.159	885.481623	1.198	
K4	984.851	987.725	666.714375	6.955	
K3	984.470	980.780	-879.759660	3.339	
			12.636663		
			6.3183315		
			6.31	㎡	
			1.91		





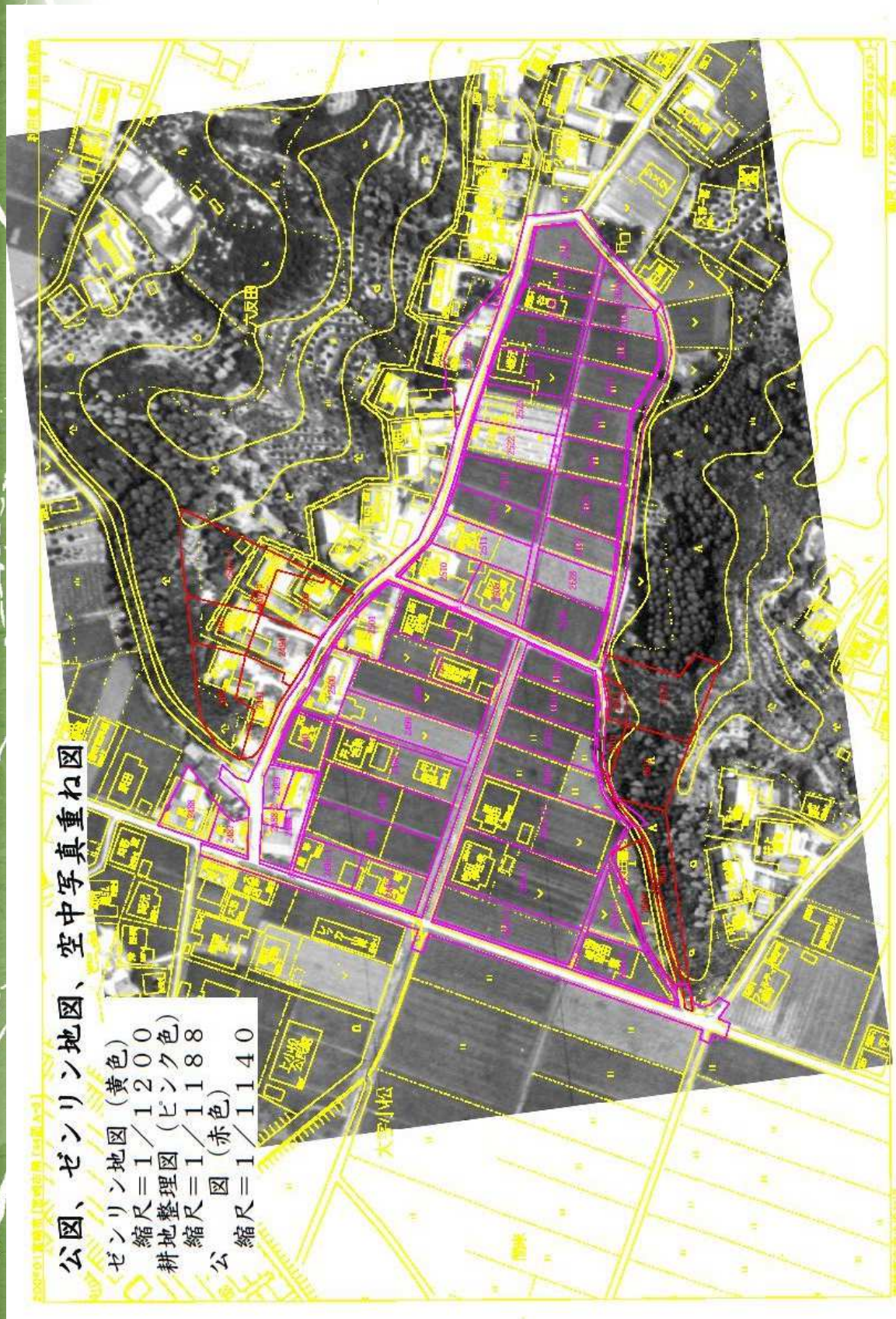
平成13年1月25日



平成13年1月25日

48.じや宮崎の公図は正確？ 不正確？

□公図の正確性について(1)



都市計画図、空中写真、公図外重ね図（宮崎市）

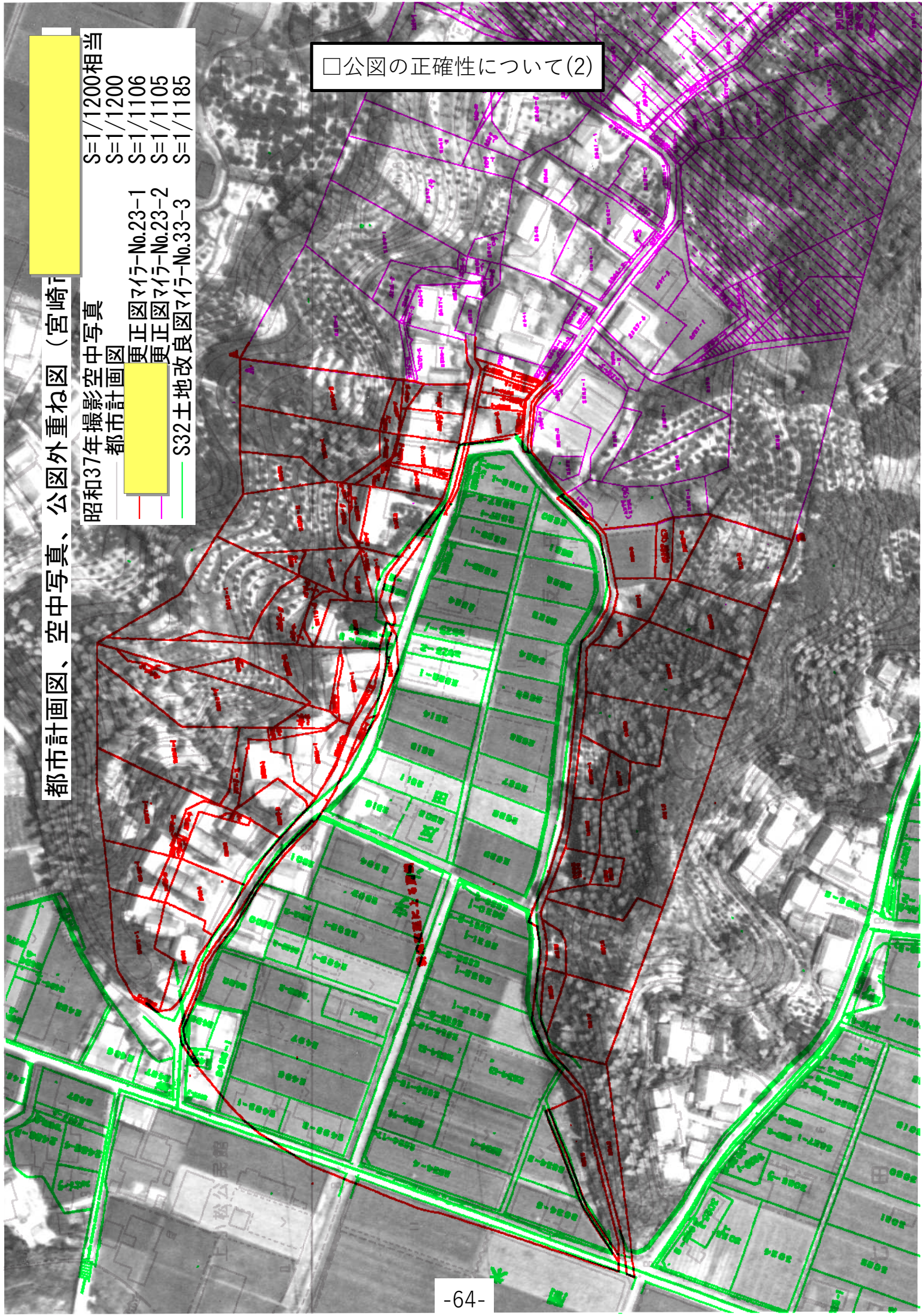
昭和37年撮影空中写真

都市計画図

更正図マイ-No.23-1
更正図マイ-No.23-2
S32土地改良図マイ-No.33-3

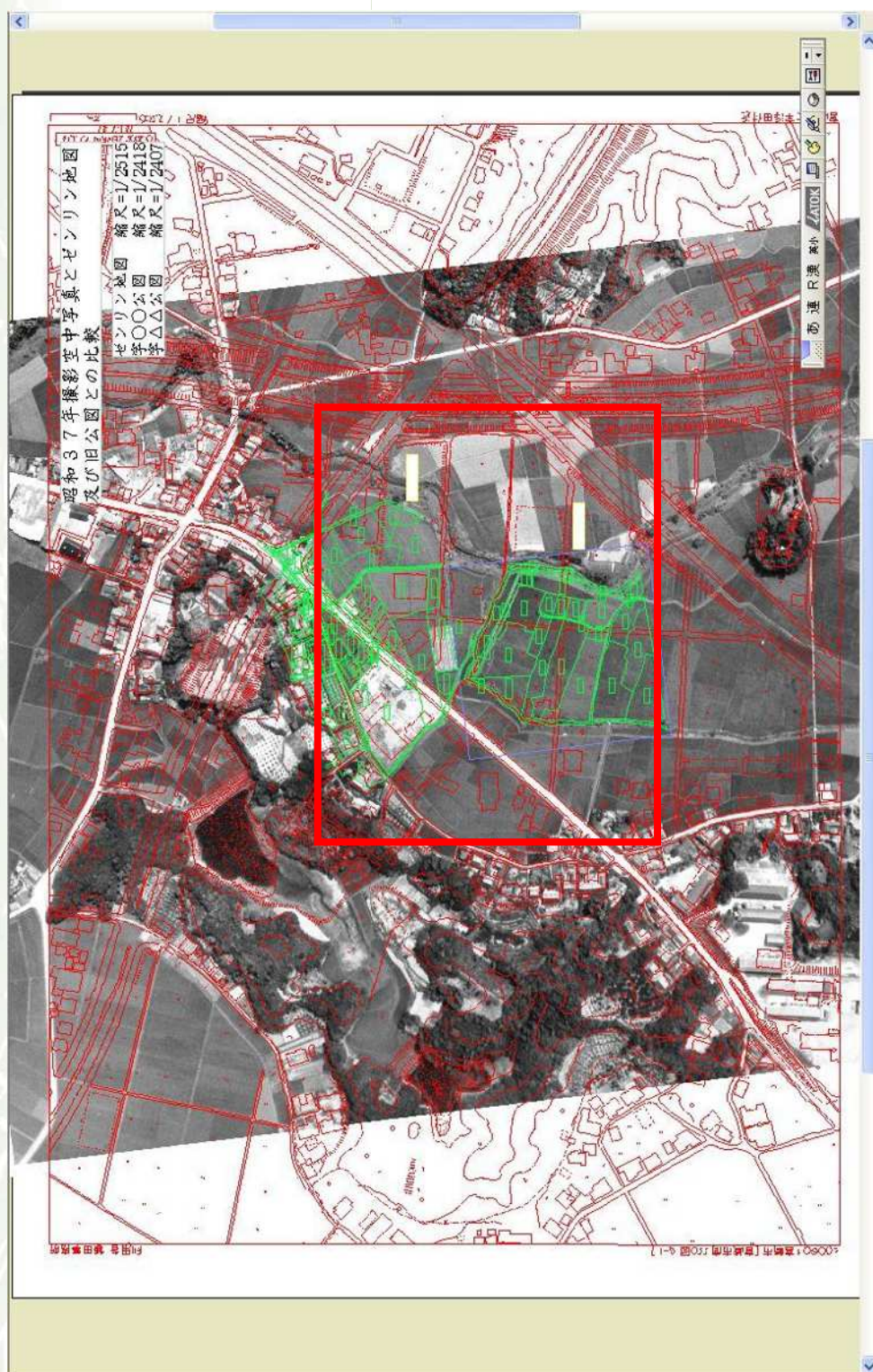
S=1/1200相当
S=1/1200
S=1/1106
S=1/1105
S=1/1185

□公図の正確性について(2)



49. 公図が正確だと感じた事例

□公図の正確性について(3)



□公図の正確性について(4)



拡大すると・・・。

公園、ゼンリン地図、重ね写真

所在：宮崎市

□公図の正確性について(5)

ゼンリン地図、空中写真・縮尺=1/500
公図・縮尺=1/467
空中写真撮影年度：昭和37年

所在・

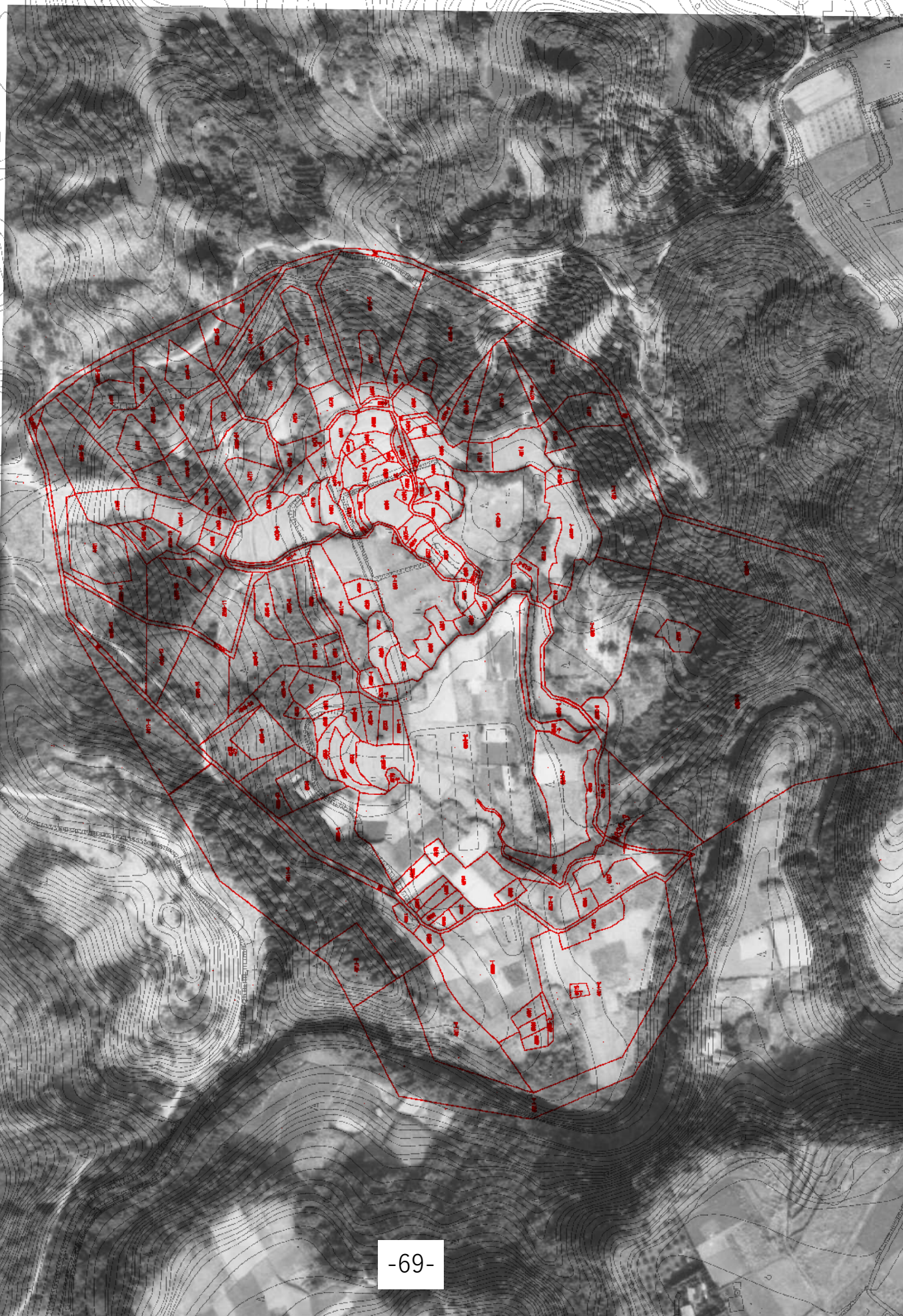
◇字図を見誤るとはこんな事例にも・・・(1)

宮崎市別府町2番5号

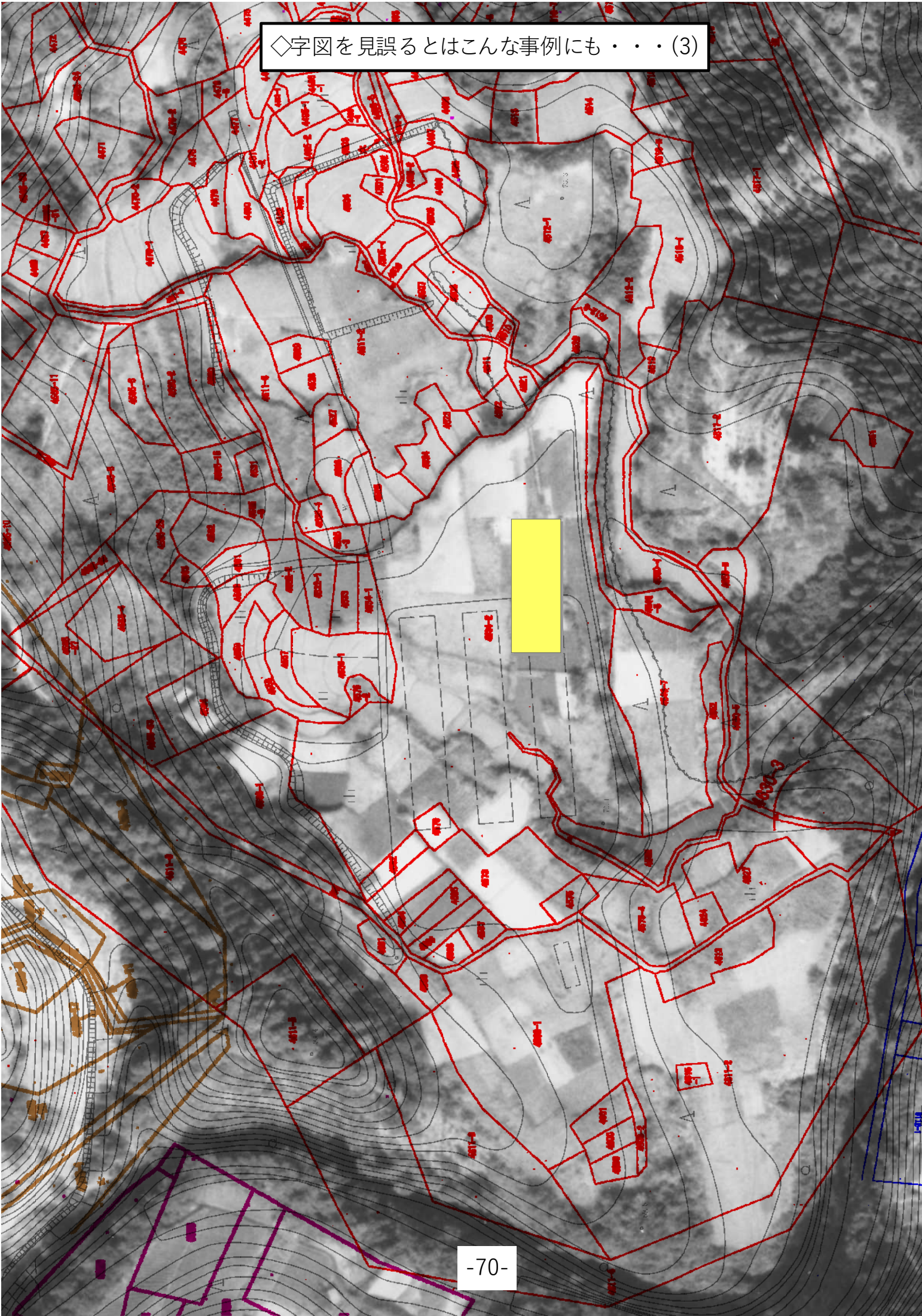
作成者

土地家屋調査士 鎌田 隆光

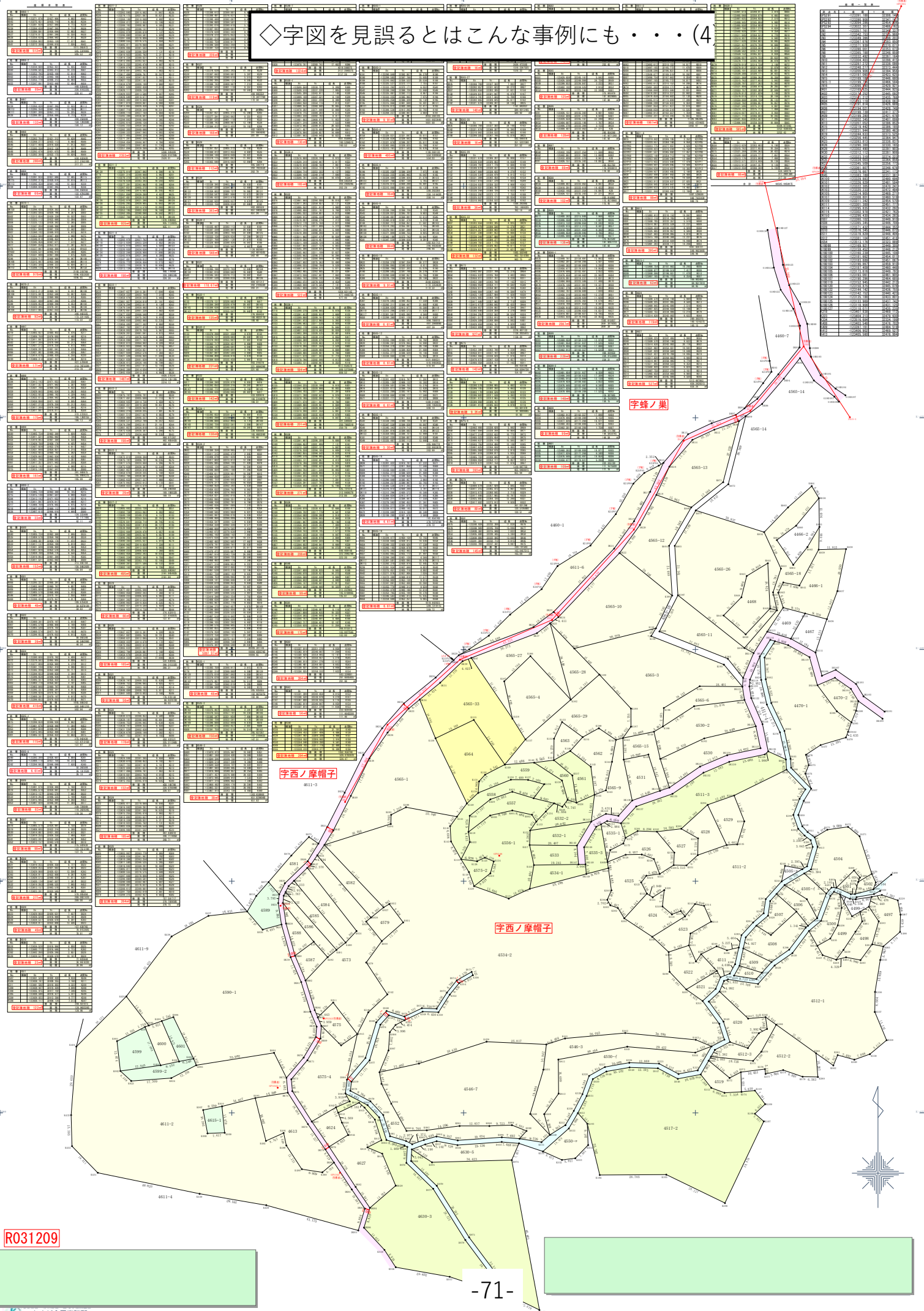
◇字図を見誤るとはこんな事例にも・・・(2)



◇字図を見誤るとはこんな事例にも・・・(3)



◇字図を見誤るとはこんな事例にも・・・(4)



R031209

◇字図を見誤るとはこんな事例にも・・・、明らかになる過誤分筆！

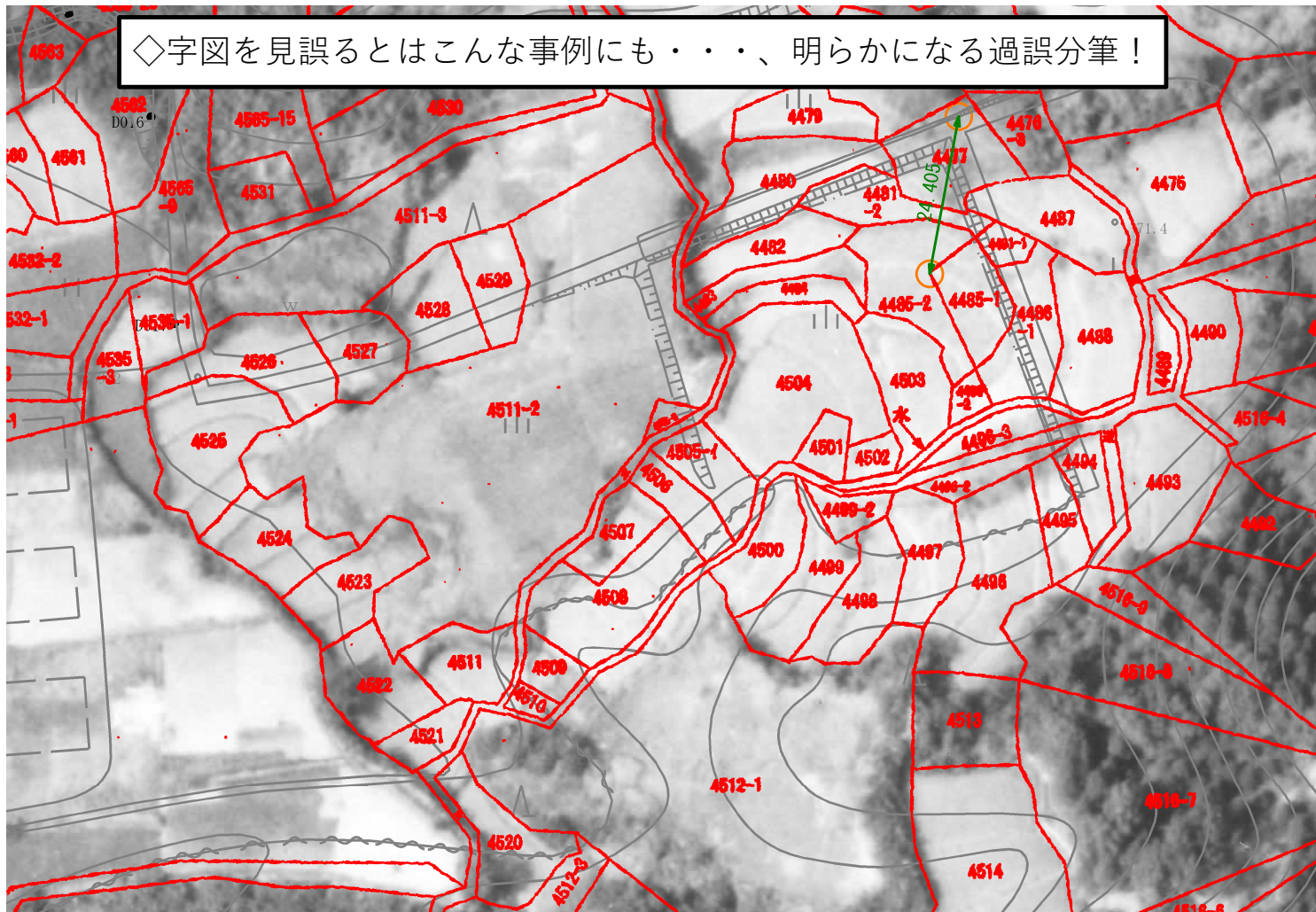


図 1: 平成27年05月21日

昭和27年6月27日登記

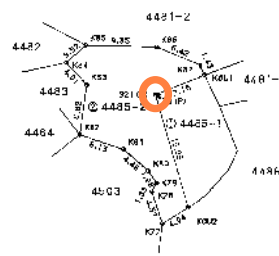
測量士 手前 後 新

地 番	4/8	地 区 別	区
土地の所在	芦原市		

地 番 ④4485-2				
測 点 名	X 座 標	Y 座 標	$Y_{n-1} - Y_{n-2}$	$X_n - (Y_{n-1} - Y_{n-2})$
K77	82.252	97.012	-4.813	-395.878076
K78	86.596	95.593	-0.774	-67.025304
K79	87.763	86.236	-0.448	-39.405587
K80	59.413	55.144	-4.411	-394.400743
K81	92.386	51.825	-8.110	-84.636460
K82	34.403	85.034	-4.865	-459.270595
K83	121.167	86.940	-1.755	-127.537555
K84	124.147	84.279	-0.079	-6.227513
K85	136.623	85.881	11.352	1275.162856
K86	128.297	96.291	15.247	1620.703258
K87	123.756	102.128	6.408	674.205486
KOL	102.463	102.729	-6.037	-618.559131
S21	99.795	56.091	-2.323	-231.823780
KOU2	84.438	100.406	0.319	77.598562
面 積	411.902616			
延 べ 積	205.851308			
坪 数	67.30			

地 番	④4485-1
面 積	357
延 べ 積	205.9513080
坪 数	61.2486320
地 区	51.0414
方 向	42.82

測 点 名	X 座 標	Y 座 標	交 角	点間距離
引測点 T3	89.573	96.595		
T4	66.446	106.950		34.708
測界点 KOU1	102.463	102.729	262-0/-92	6.781
S21	99.795	96.091	131-07-51	0.551
KOU2	84.438	100.406	3-33-31	15.607



平成27年05月21日

作 製 者 上地測量所

測量士番号

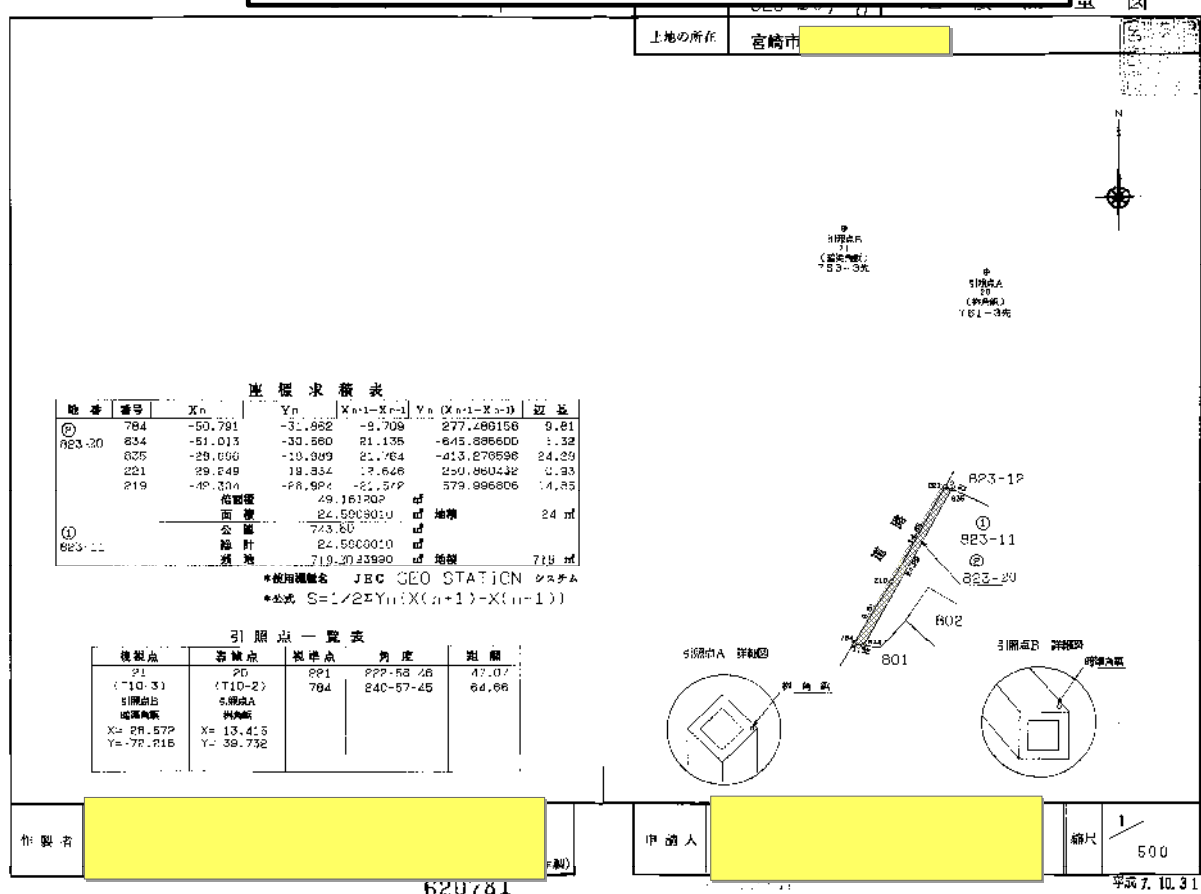
申 請 人

縮尺 1/500

600011

平成27.6.27

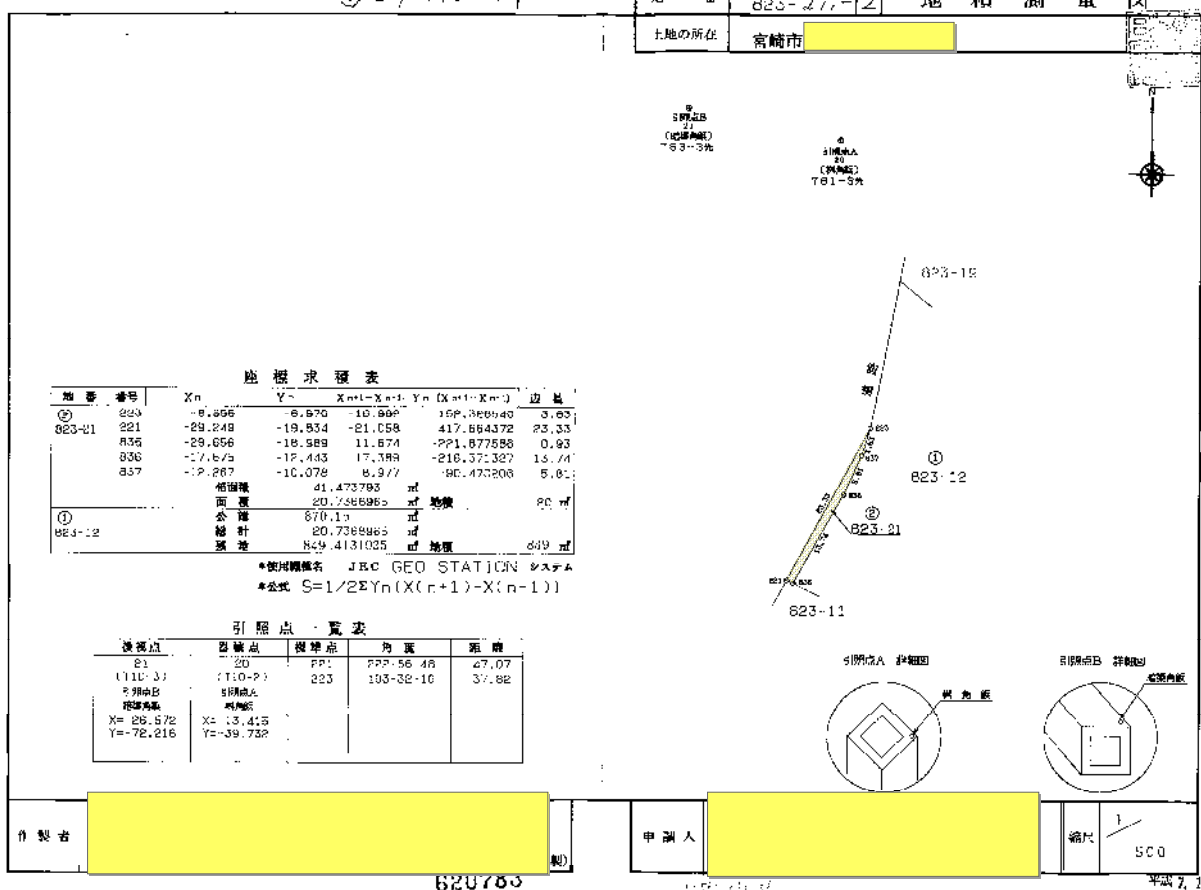
◇字図で筆自体を見落とすところな事態に！(2)



昭和7年10月31日登記

前 823-12 後 新

土地の所在 宮崎市



境界の理論と実務

地 編 2 章 (36 頁以下) に述べたようにに
が境界認定のより直接的な資料であ
のどこに存在するかを調査するに際
し、視しているのか。言うまでもなく、
務での立会・承認には地図等の誤差

5) は、要旨次のように述べておられ
 会における土地区画の承認関係の存
 ゆえ、どの土地がどこにあり、誰が所有し
 役割のみ有していた)、②「土地の形質
 りがないため、土地の造り替えもない。し
 (足りた)。ところが、昭和35年ころか
 な宅地造成等が行われるようになって
 。そのことが境界紛争多発の原因と

境界調査に当たっては、上述の基本認識を忘れてはならない。すなわち、最近の公共座標値等で管理されていて現地復元性のある地図情報（89頁、125頁）が出現する以前の境界に関する地図等の文獻的資料は、偏するところ関係当事者の境界についての認識を補完する役割を負っていたにすぎない。境界の位置を示す文獻的資料それ自体からは、境界が一定の幅を持った域内のどこかに存在すると推測することまでしか推認できないのが、むしろ自然であることを強く認識する必要がある。これを証拠価値の観点から言ひ直すと、多くの場合、地図等の客観的資料から認識できる境界が存在するはずの土地部分は、せいぜい一定の幅を持った帯状の土地範囲のどこかに存在するといえる程度にとどまる。したがってまた、その帯状の土地範囲内のうち、現地のどこを境界と定めるかは、関係当事者間の

〈5〉「地図の現状と将来」民月25巻1.1号13頁（昭和45年）所収。

160

◇ここで問題です！「境界立会は何のためにするのでしょうか？」

「土地区画の承認関係」に委ねられ、だからこそ立会とその成果としての境界の承認は、他の諸々の証拠資料と矛盾しない限り、他の資料に勝る存在として位置づけられていると言える⁽⁴⁶⁾。

(2) 立会・承認の限界

立会・承認に法的価値が与えられるのは、地図等の証拠資料の調査結果を分析した成果（画地調整等）の390頁）において許容される範囲（上記11）における带状の土地範囲のいずれか）でなければならぬ。そうでなければ、通常（所有権界兼筆界）の場合、公的存在である筆界を客観的にあり得ない位置に付け替えてしまう結果となるからである。登記に関するトランプ事例を見ていると、地籍調査時における筆界の恣意的な「付替え」を漫然と見逃し、後日、地積更正や固定資産税の課税等の場面で問題が表面化する例が少なくない。

6 立会・承認の適格を有する者

境界について、立会・承認を求めるとおり、関係当事者間の「土地区画の承認関係」に由来することから類されるように、境界の位置を調査するに際しての立会・承認を行う者としての適格は、相隣地する一筆地の所有者のみにあるのを原則としており、利害関係があれば誰にでも認められるという類のものではない。

のみならず立会・承認の適格者の範囲は、調査の対象となる境界が、①所有権界であるか否か、②境界についての究極的な紛争解決を目指すものであるか否か、③調査の対象となる境界が筆界あるいは行政管理界であるか否か、

〈6〉明治初年における原始筆界の記入に際しては、課税逃れのための罅延び、あるいは、一定の資格を得るための罅田などの不正申告が横行した。それにも関わらず境界争いが多発しなかった理由は、現地における「土地区画の承認関係」が存在していたためであろう。

〈7〉 公図の接合部に空白が生じるのを画地調整により修正した事例として、東京地判平成19年3月22日（判例集未登載）。

161

宮崎における地域の慣習 (初級編第2)

宮崎に於ける耕地整理、区 画整理、分筆登記

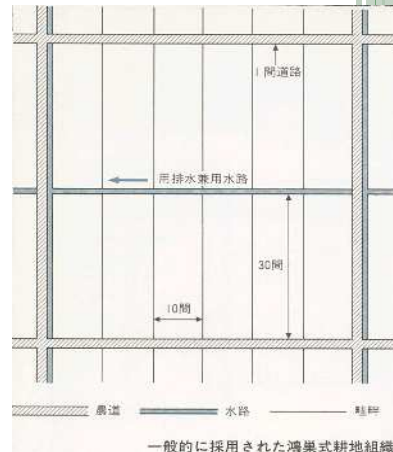
研修部長 鎌田 隆光

1. 「耕地整理」、「都市計画」 と「区画整理」

- 旧耕地整理法(明治32年公布)
- 新耕地整理法(明治42年公布)
- 旧都市計画法(大正8年公布)
- 旧特別都市計画法(大正12年公布)
- 新特別都市計画法(昭和21年公布)
- 新耕地整理法(昭和24年廃止)
- 土地改良法(昭和24年公布)
- 土地区画整理法(昭和29年公布)
- 新都市計画法(昭和43年公布)

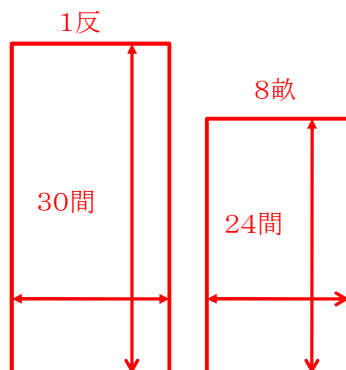
4. 「鴻巣（こうのす）式」って？

- 右図のとおり宮崎でもよく見かける幅10間、奥行き30間の田圃の規格、道路幅は1間、水路幅は3尺？
- 1間＝6尺＝1.818m
- 30間×10間＝300坪＝1反
- 54.54m×18.18m＝991.5m²



5. 鴻巣式の変更版

- 通常は奥行き30間、8畝田は24間



- 細部の調整は幅（畦畔）で・・・。
- 1反(991m²)
＝10間(18.18m)
- 1反3歩(1001m²)
＝10.1間(18.36m)
- 1反6歩(1011m²)
＝10.2間(18.54m)

◇宮崎県文書センターで見つかった「耕地整理設計書」(1)

新別府耕地整理設計書

(宮崎縣宮崎郡檇村大字新別府)

宮崎縣

第三号支道 第十三号支道 第九号支道 第一号用本
東側ニ堤堰敷用ニ新別府川北岸ニ至ルニ又第
十号支道 第三号本道ヨリテ部族 東側ニ堤ニ第
四号支道ニ至ルニ又第五号支道 第六号用本 東
側ニ堤ニ堤堰敷用上ニ配置セリ而テ荷車ト人
畜、行運ヲ必要トスルヲ以テ其天中ヲ只セリ
第十号支道 第十三号支道 北側江田里ヨリ地区中安ヲ
經テ新別府川北岸ニ達スルニテ部族ヨリ第二第
三号本道ニ出テ耕地、在部ニ往復スルニ主要ナル道
路ナル荷車、行運ヲ必要トス故ニ其天中ヲ只セリ
第十三号支道 新別府部族ヨリ園田附近、耕地及
江田耕地ニ至ルニ便ナルニ爲テ字域元ヨリ園田耕地、

◇宮崎県文書センターで見つかった「耕地整理設計書」 (2)

第10号支道

第10号支道
法=1尺
天巾=7尺
全巾=9尺=2.970m

明說

切取ニ、溝底及側法、
 注入口スルコト
 全ニ

第6号用水
法=5寸
底巾=9寸
全巾=1尺9寸=0.627m

設計上の全幅3.95m

第6号用水

511 热

底巾=9寸
全巾=1尺9寸=0.627m

設計上の全幅3.95m

第10号支道
9尺=2.97m

畦畔 1尺2寸 0.36m

第6号用水
1尺9寸
0.62m

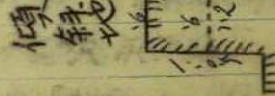
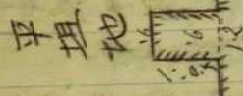
面決定、如く決定セリ
 第四章 区画畦畔に関する設計
 第一節 区画、形状決定
 区画形状、短辺二三對、長辺二四日至五、割合六
 第三節 区画面積、決定
 一 区画面積、在、如く決定セリ
 第一号支道ヨリ、南方三号支道迄、長辺三十間、短辺
 十間、三百坪トス
 第三号支道ヨリ、以南第三号本道迄、長辺三十間
 二短辺十間、三百坪トス
 第三号本道ヨリ、以南第四号支道迄、長辺三十間、
 短辺十間、三百坪トス

長辺30間、短辺10間の300坪、若しくは
 長辺10間、短辺24間の240坪

第四号支道ヨリ、以南、長辺三十間、短辺十間、三百
 坪及長辺三十間、短辺十間、三百坪トス但下和用
 二和用、長辺三十間、短辺十間、三百坪トス
 字藁田、長辺三十間、短辺十間、四百坪トス其他
 地畝及道水路、配置ニ適宜其方ヲ決定セリ
 処アリ

畦畔=1尺2寸=0.363m

第四章 畦畔、形状決定
 畦畔、在、如く決定セリ



第五章 工事、設計及其仕様

道路ト用排水路ト又又又及出會合ト、土橋又、石橋

◇法務局耕地整理図と地区予定図、地区確定図、現形図との比較（1）

一ツ葉耕地整理確定図

檇村大字新別府



◇法務局耕地整理図と地区予定図、地区確定図、現形図との比較（2）

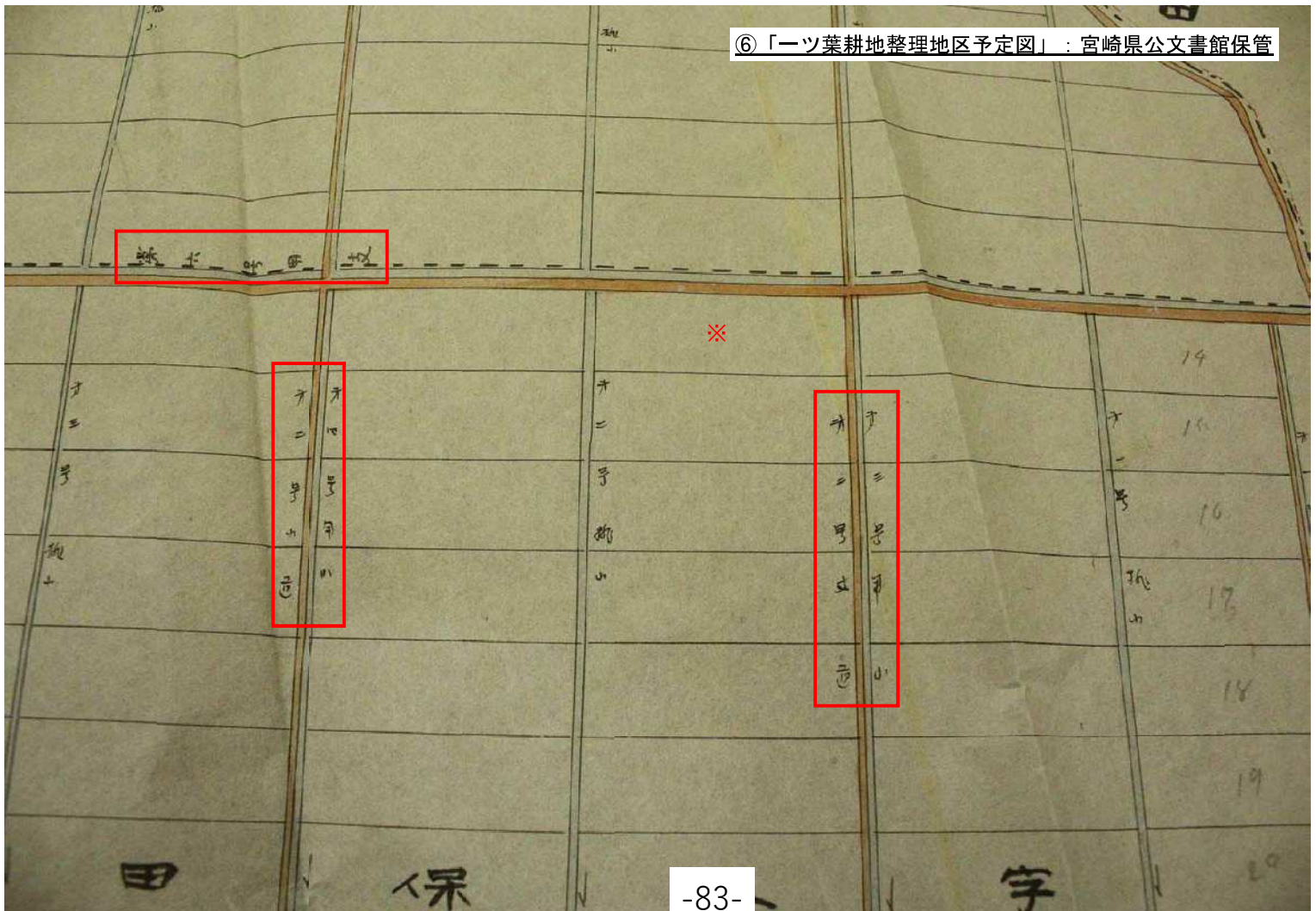
一ツ葉 新別府耕地整理組合地区予定図

(宮崎縣宮崎郡檉村大字新別府)



一ツ葉
新別府耕地整理組合地区予定図
(宮崎縣宮崎郡檉村大字新別府)

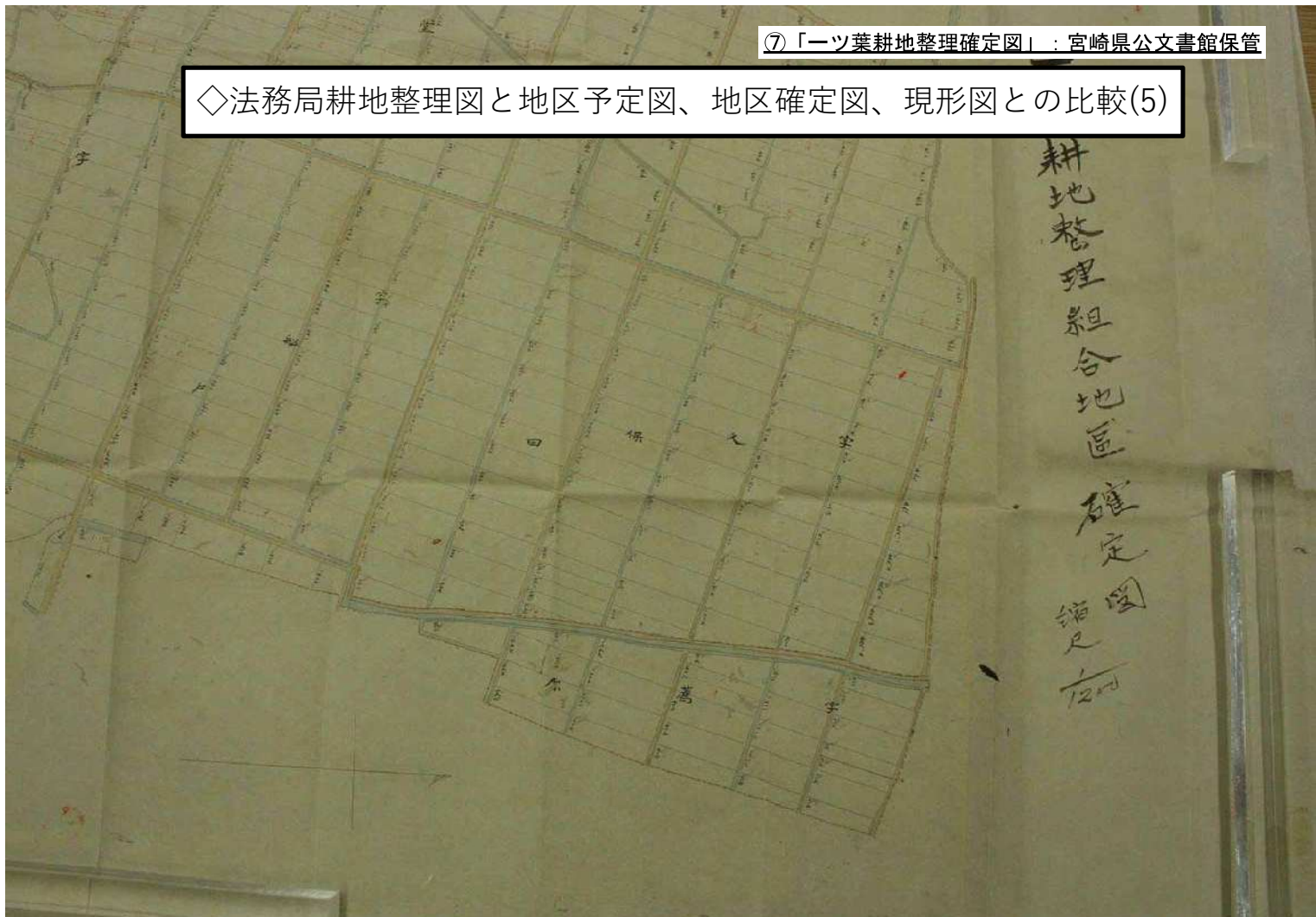
◇法務局耕地整理図と地区予定図、地区確定図、現形図との比較（3）



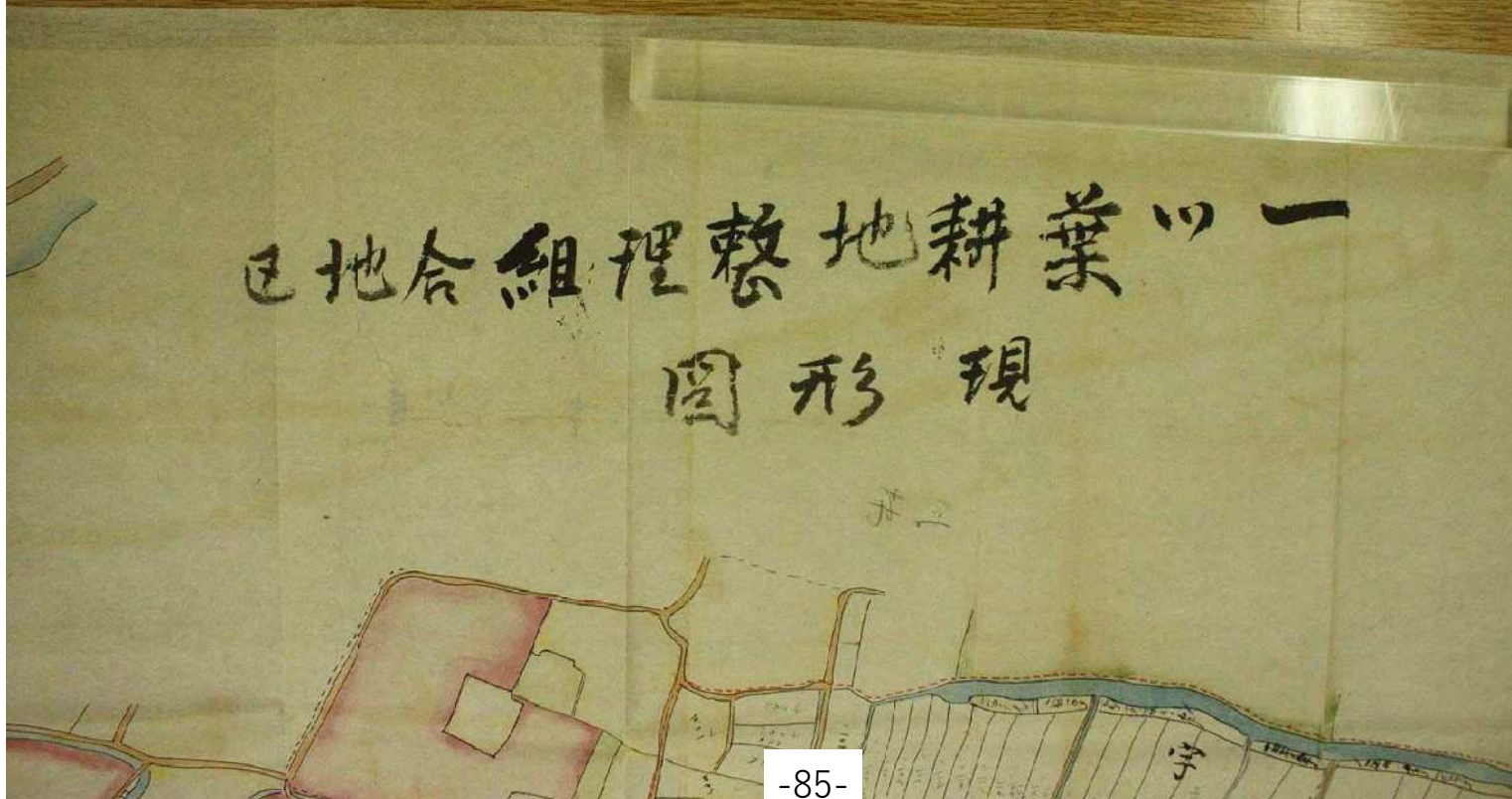
◇法務局耕地整理図と地区予定図、地区確定図、現形図との比較(4)



◇法務局耕地整理図と地区予定図、地区確定図、現形図との比較(5)



一ツ葉耕地整理地区原形図
現形図



◇耕地整理地の境界確定方法について (1)

間数による検討図 縮尺=1/300

10間 (18,18m) 1尺2寸 (0,36m)

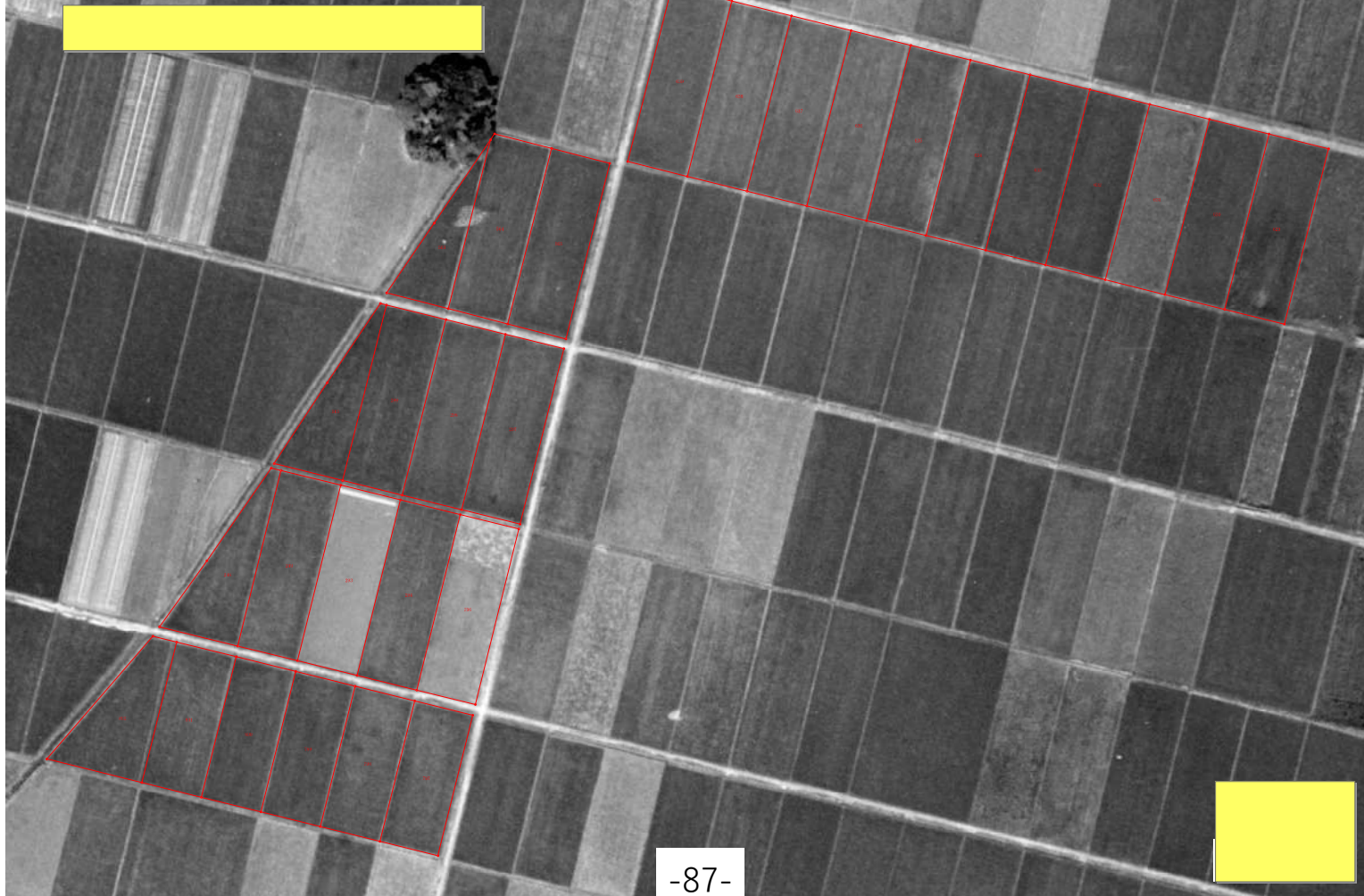
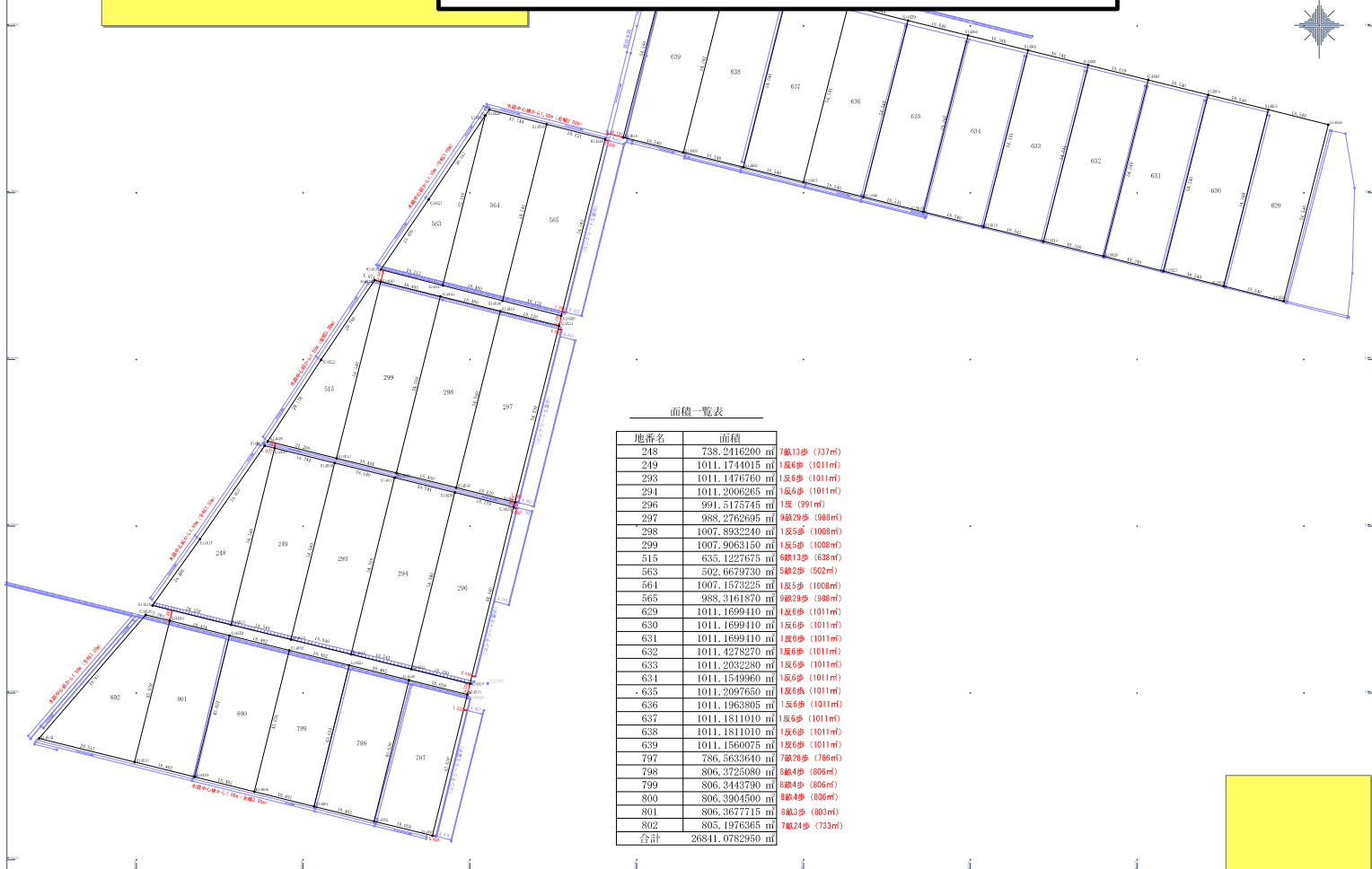
30間 (54,54m)

1反 (300坪・991㎡) = 間口10間 (18,18m) × 奥行き30間 (54,54m)

内廻廊 (6歩・20㎡) = 間口1尺2寸 (0,36m) × 奥行き30間 (54,54m)

-86-

◇耕地整理地の境界確定方法について (2)



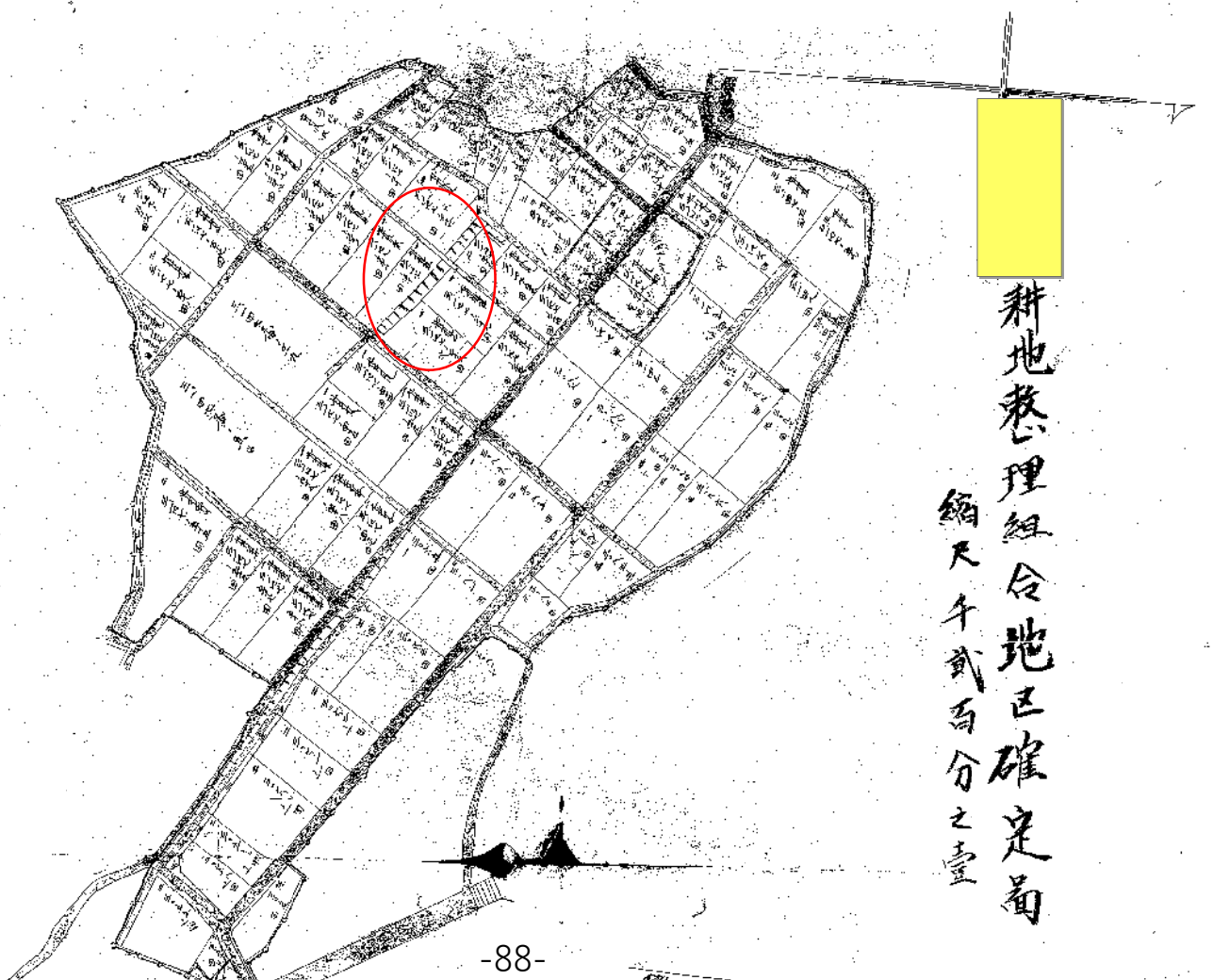
3147-73 (分筆元地申請地分)

所在宮崎市

[illegible]

15歩は15坪で49.5m²

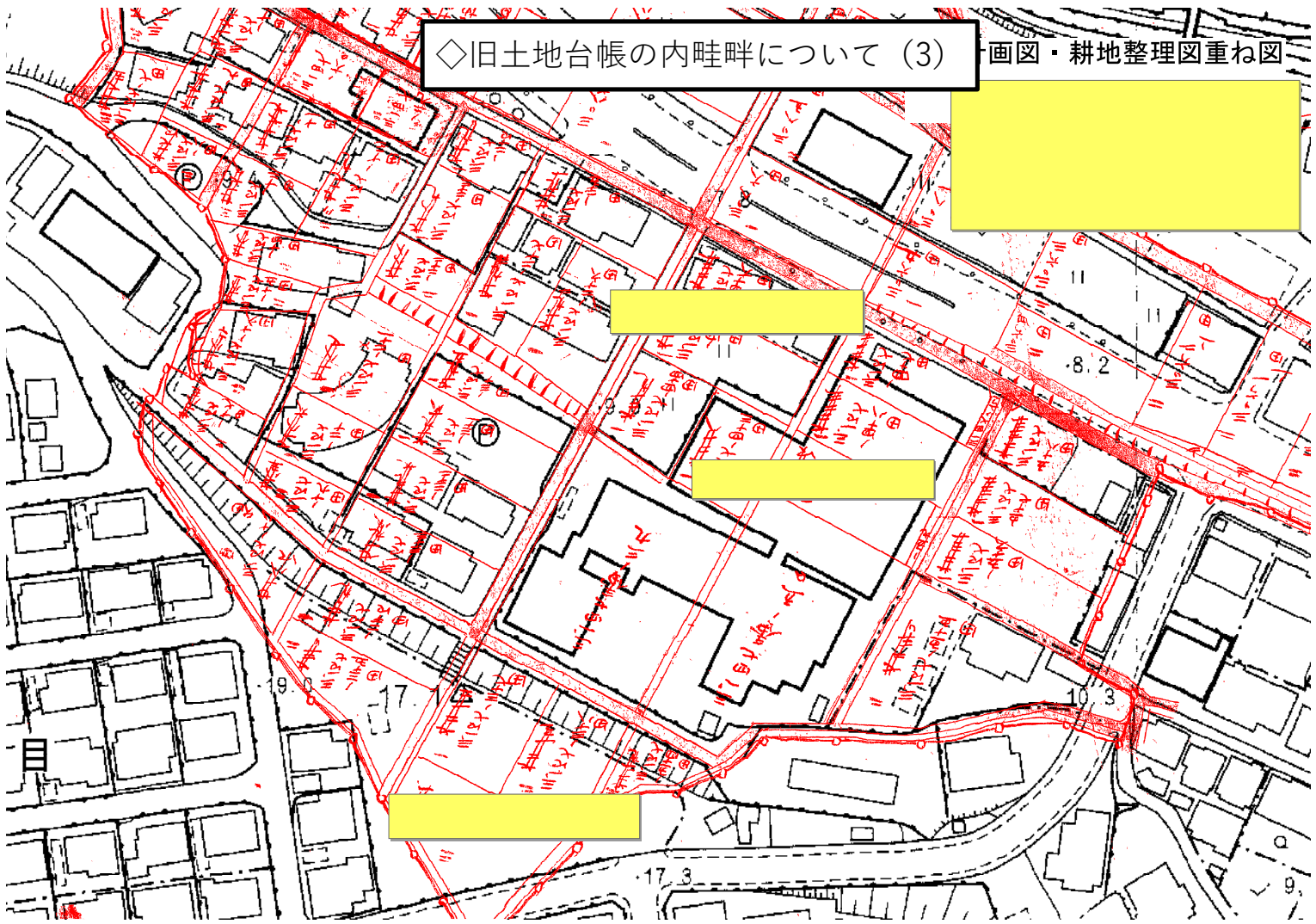
25歩は25坪で82.6m²

[illegible]

耕地整理組合地區確定圖

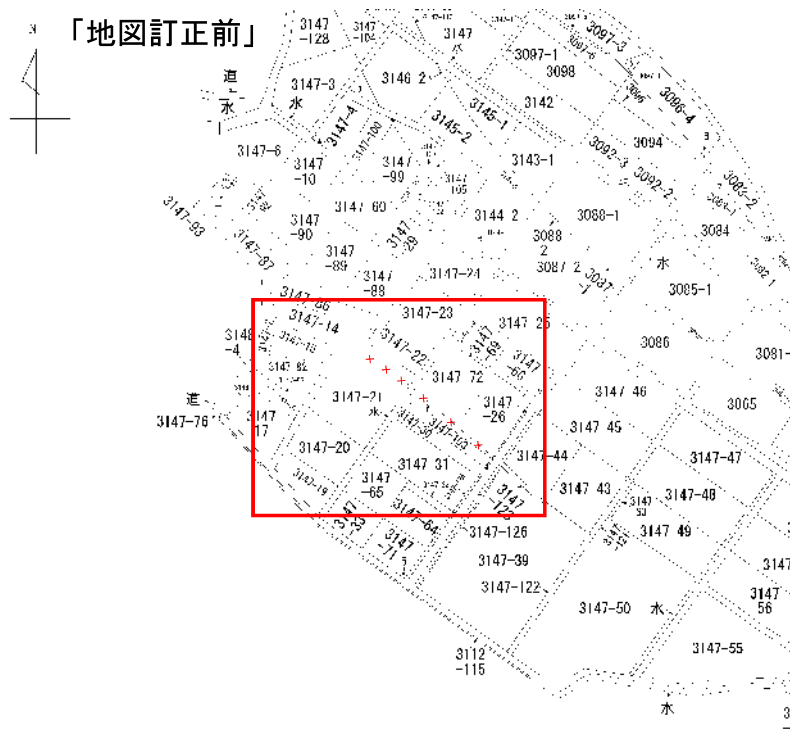
◇旧土地台帳の内畦畔について (3)

画図・耕地整理図重ね図



地形図 縮尺=1/1200

所在: 3147-22、3147-73地先



作成者

IV 市街地開発事業

1 土地区画整理事業

都市名	施行済	施行中	行政公共組合	個人	公社	施行済	施行中	計
戦前								
宮崎市	14					300.7		300.7
清武町								
佐土原町	1					2.0		2.0
国富町								
高岡町								
延岡市	10					184.6		184.6
日向市	2					34.0		34.0
門川町								
都城市	5					142.1		142.1
三股町								
山之口町								
高城町								
山田町								
日南市	1					7.2		7.2
小林市	1					17.2		17.2
串間市	2					20.9		20.9
西都市								
えびの市	1					71.0		71.0
田野町								
南郷町								
高崎町								
高原町								
綾町								
高鍋町	1					26.7		26.7
新富町	1					24.3		24.3
川南町								
都農町	1					44.0		44.0
高千穂町	2					10.0		10.0
合計	42					884.7		884.7

※施行中とは、事業計画決定告示から換地処分まで

平成13年3月31日現在

市街地開発事業	地区名	都市名	地区名	施行者	都市計画決定等年月日	事業計画決定等年月日	換地処分	施行面積(ha)	備考
	延岡市	延岡市	延岡市	延岡市	S 8. 1. 11	S12. 6. 29		5.9	旧耕地整理法
	宮崎市	宮崎市	宮崎市	宮崎市	S 7. 2. 3	S12. 12. 22		13.4	旧耕地整理法
	宮崎市	宮崎市	宮崎市	宮崎市	S 8. 3. 22	S 9. 12. 26		15.6	旧耕地整理法
	宮崎市	宮崎市	宮崎市	宮崎市	S 8. 3. 16	S11. 7. 3		6.4	旧耕地整理法
	宮崎市	宮崎市	宮崎市	宮崎市	S 9. 2. 8	S10. 11. 22		14.1	旧耕地整理法
	宮崎市	宮崎市	宮崎市	宮崎市	S 9. 2. 21	S13. 9. 13		22.8	旧耕地整理法
	宮崎市	宮崎市	宮崎市	宮崎市	S 9. 7. 24	S11. 7. 24		10.4	旧耕地整理法
	宮崎市	宮崎市	宮崎市	宮崎市	S11. 2. 25	S14. 8. 15		10.0	旧耕地整理法
	宮崎市	宮崎市	宮崎市	宮崎市	S11. 5. 26	S15. 3. 15		48.9	旧耕地整理法
	宮崎市	宮崎市	宮崎市	宮崎市	S11. 10. 5	S16. 9. 26		83.4	旧耕地整理法
	宮崎市	宮崎市	宮崎市	宮崎市	S11. 9. 1	S24. 1. 7		48.3	旧耕地整理法
	宮崎市	宮崎市	宮崎市	宮崎市	S11. 1. 15	S16. 11. 22		6.4	旧耕地整理法
	宮崎市	宮崎市	宮崎市	宮崎市	S12. 1. 16	S14. 1. 27		2.1	旧耕地整理法
	宮崎市	宮崎市	宮崎市	宮崎市	S14. 3. 10	S15. 3. 27		13.0	旧耕地整理法
	佐土原町	佐土原町	佐土原町	佐土原町	S18. 8. 5	S27. 11. 4		2.0	旧耕地整理法
	延岡市	延岡市	延岡市	延岡市	S 9. 2. 8	S17. 10. 13		13.1	旧耕地整理法
	延岡市	延岡市	延岡市	延岡市	S 9. 8. 3	S15. 11. 5		27.9	旧耕地整理法
	延岡市	延岡市	延岡市	延岡市	S 9. 10. 4	S35. 4. 5		34.3	旧耕地整理法
	延岡市	延岡市	延岡市	延岡市	S 9. 10. 4	S15. 7. 30		8.1	旧耕地整理法
	延岡市	延岡市	延岡市	延岡市	S10. 10. 29	S35. 4. 5		53.2	旧耕地整理法
	延岡市	延岡市	延岡市	延岡市	S11. 2. 19	S17. 1. 16		2.0	旧耕地整理法
	延岡市	延岡市	延岡市	延岡市	S11. 9. 19	S35. 4. 5		21.9	旧耕地整理法
	延岡市	延岡市	延岡市	延岡市	S12. 11. 5	S16. 9. 2		2.4	旧耕地整理法
	延岡市	延岡市	延岡市	延岡市	S12. 11. 6	S14. 3. 3		6.3	旧耕地整理法
	延岡市	延岡市	延岡市	延岡市	S15. 6. 12	S19. 10. 20		15.4	旧耕地整理法
	日向市	日向市	日向市	日向市	S10. 8. 7	S28. 8. 14		11.1	旧耕地整理法
	日向市	日向市	日向市	日向市	S12. 8. 9	S23. 3. 12		22.9	旧耕地整理法
	都城市	都城市	都城市	都城市	S 6. 1. 14	S11. 5. 22		16.0	旧耕地整理法
	都城市	都城市	都城市	都城市	S 7. 3. 14	S13. 9. 12		36.0	旧耕地整理法
	都城市	都城市	都城市	都城市	S 9. 5. 2	S15. 4. 27		33.3	旧耕地整理法
	都城市	都城市	都城市	都城市	S10. 11. 21	S18. 7. 27		11.0	旧耕地整理法
	都城市	都城市	都城市	都城市	S14. 12. 7	S26. 2. 7		45.8	旧耕地整理法
	日向市	日向市	日向市	日向市	S11. 11. 2	S16. 4. 4		7.2	旧耕地整理法
	日向市	日向市	日向市	日向市	S12. 7. 8	S23. 3. 30		17.2	旧耕地整理法
	日向市	日向市	日向市	日向市	S 9. 7. 10	S16. 1. 14		16.6	旧耕地整理法
	日向市	日向市	日向市	日向市	S10. 5. 11	S16. 5. 5		4.3	旧耕地整理法
	日向市	日向市	日向市	日向市	S 9. 8. 16	S13. 3. 15		71.0	旧耕地整理法
	日向市	日向市	日向市	日向市	S16. 10. 23	S14. 4. 1		26.7	旧耕地整理法
	日向市	日向市	日向市	日向市	S16. 11. 18	S25. 1. 30		24.3	旧耕地整理法
	日向市	日向市	日向市	日向市	S17. 11. 20	S25. 5. 16		41.0	旧耕地整理法
	日向市	日向市	日向市	日向市	S15. 8. 29	S22. 8. 29		6.8	旧耕地整理法
	日向市	日向市	日向市	日向市	S10. 7. 31	S21. 1. 23		3.2	旧耕地整理法
	日向市	日向市	日向市	日向市				884.7	

□区画整理の概要

日本のメートル法化

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

日本のメートル法化（にっぽんのメートルほうか）は、**1885年**のメートル条約加盟と**1891年**の度量衡法公布により始まり、（旧）計量法により**1959年**（昭和**34年**）に完全実施された。従来の尺貫法に基づく単位も一部で慣例的に使われることがある。

近代日本の度量衡とメートル条約

江戸時代以前の日本では尺貫法が用いられていた。**1855年**、郡上藩主青山幸哉の命で編纂された『西洋度量考』の中でメートル法について解説したのが、日本における本格的なメートル法紹介の嚆矢といわれている。

1875年（明治**8年**）にメートル条約が締結された後、フランス政府は各国に条約加盟を勧誘した。大日本帝国も在ドイツ帝国公使を通じて条約加盟の勧誘を受けたが見送られ、同年に政府が定めた**度量衡取締条例**（明治**8年**太政官達**135号**）により引き続き尺貫法が用いられた。

1884年（明治**17年**）、新たに原器を製作するとの報に接し、これを機にメートル条約への加盟が決断された。**1885年**（明治**18年**）**10月9日**に加盟手続きを終え、翌**1886年**（明治**19年**）**4月16日**にメートル条約（明治**19年****4月20日**勅令）として公布された。日本の原器は、抽選によりメートル原器は**No.22**、キログラム原器は**No.6**とされ、**1889年**（明治**22年**）に在パリ公使館の**大山綱介書記官**が受け取り、翌**1890年**（明治**23年**）**4月**に日本に到着した。

条約に加盟し原器も入手したものの、尺・貫が一般に広く用いられていた。そのため、翌**1891年**（明治**24年**）制定された**度量衡法**（明治**24年**法律第**3号**）では、尺・貫をそれぞれ原器によって定義してメートル法の計量も認めるという、間接的なメートル法採用体系となった（尺貫法という言葉はこのときにできた。）。以後、**1921年**（大正**10年**）にメートル法を基本とする**度量衡法**の改正（メートル法度量衡法）がなされ、尺貫法からメートル法へ国内単位の統一を図った。

第二次世界大戦後、**1951年**（昭和**26年**）に度量衡法は廃止され、日本国憲法の地方自治の精神を盛り込んだ計量法（昭和**26年**法律第**207号**、旧・計量法）が制定され、**1959年**（昭和**34年**）**1月1日**、メートル法が完全実施された（土地・建物の坪表記は猶予が認められ、メートル法に移行したのは、**1966年**（昭和**41年**）**4月1日**）。

なお、現行の計量法（平成**4年**法律第**51号**、新・計量法）は、**1992年**（平成**4年**）**5月20日**に公布され、翌**1993年**（平成**5年**）**11月1日**から施行された。



メートル法完全実施記念切手（1959年/昭和34年発行）

尺貫法の使用

1921年（大正**10年**）のメートル法導入後、学校教育や軍部、官庁などは次第にメートル法へ移行していった。しかし一般には中々浸透せず、商取引や日常生活でも尺貫法による計量が広く用いられた。人間の身長や体重、靴の寸法を表す単位としては、戦前・戦後（完全実施前）を通じて尺貫法による表記が新聞でも一般的であった^[1]。身長は尺・寸、体重は貫・匁、靴の寸法は文・半で表記する事が多く、記載上の制約が生じる場合のみ身長は尺・寸・分、体重は貫・分、靴の寸法は文・分の分量単位を用いた。日本プロ野球の選手名鑑を例にとると、**1958年**よりメートル法への表記の移行が始まり、翌**1959年**には全ての球団がメートル法への表記変更を済ませている。

なお、尺貫法による計量表記は、明治時代や大正時代生まれの世代を中心に、メートル法完全実施後も慣用的に用いられ続けた。時代小説などの創作物においてもこうした表記はよく見られる^[2]。

メートル法完全実施後、メートル法を厳格に守らせるよう、尺貫法を使った大工などが逮捕される事態が起き、永六輔が「尺貫法復権運動」を起こして、「鯨尺を作ったから逮捕しにこい」と挑発し、世論が盛り上がった。**1977年**（昭和**52年**）以降「尺相当目盛り付き長さ計」として、「**1/33 m**」「**1/26.4 m**」という表示をした計測器を「メートル法の範囲内」とみなして合法的に販売できるようになっている^[3]。

度量衡・計量の記念日等

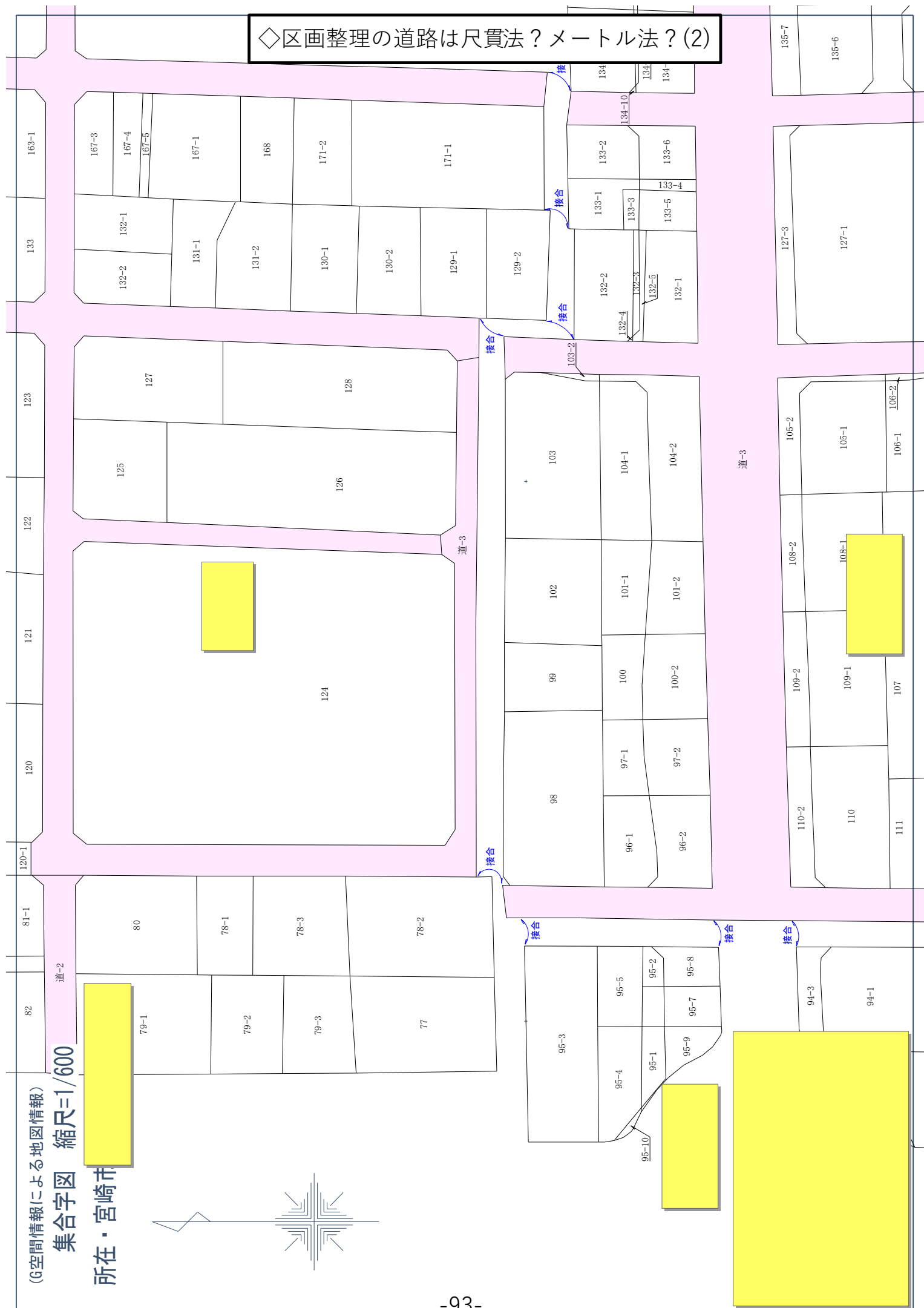
- **5月20日** - **1875年**、メートル条約が締結された（**世界計量記念日**）。**1992年**、新・計量法が公布された。
- **4月16日** - **1886年**、日本でメートル条約が公布された。
- **4月11日** - **1921年**、メートル法を基本とする改正・度量衡法が公布された（度量衡記念日、**メートル記念日**）。
- **6月7日** - **1951年**、旧・計量法が公布された（旧・計量記念日）。
- **11月1日** - **1993年**、新・計量法が施行された（現・計量記念日）。

関連項目

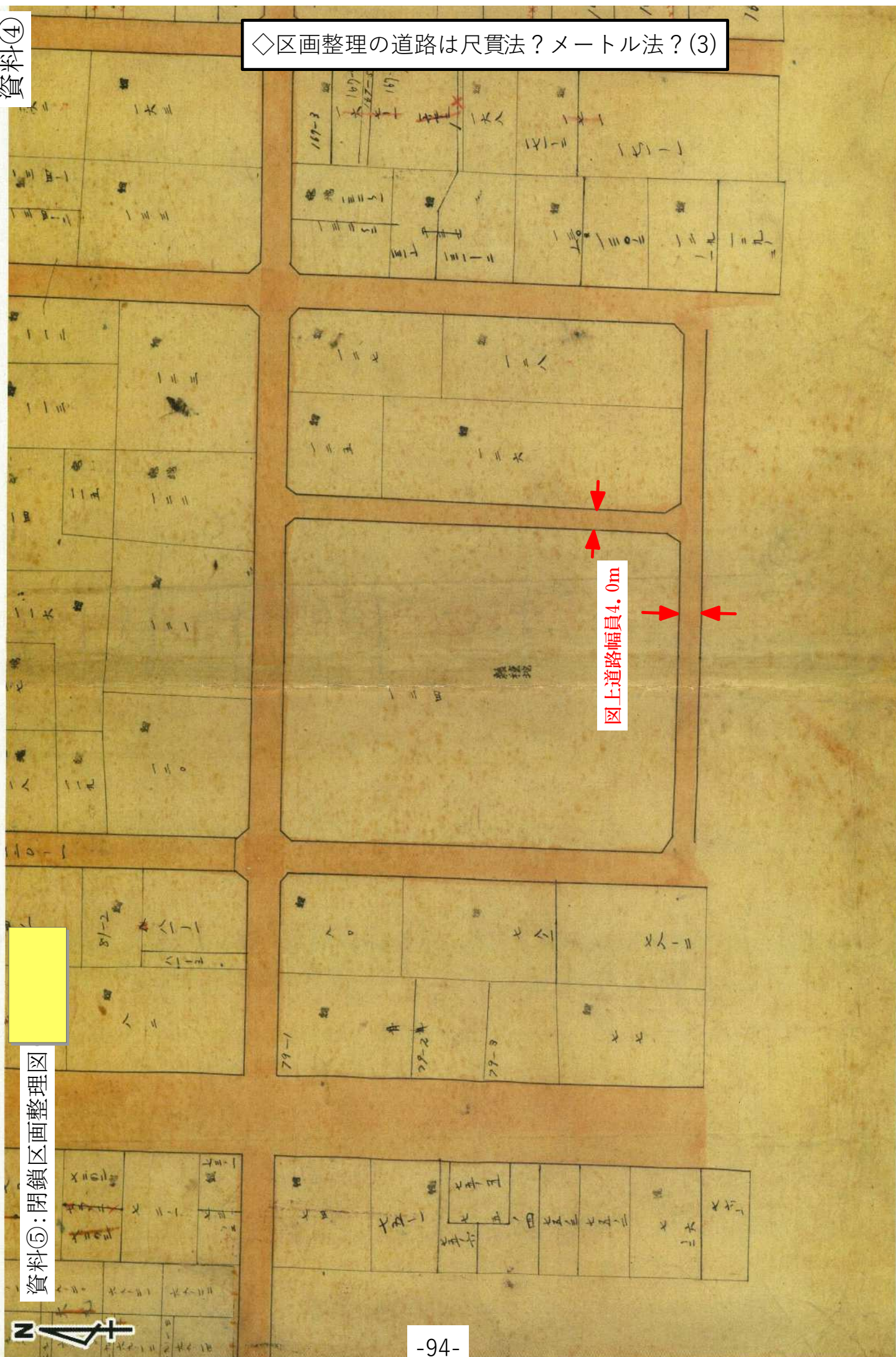
- メートル法化



◇区画整理の道路は尺貫法？メートル法？(2)



◇区画整理の道路は尺貫法？メートル法？(3)



◇区画整理の道路は尺貫法?メートル法?(4)

検討図(地図・測量図)フォーマット 縮尺=1/250

所在・宮崎市

座標一覧表				座標一覧表			
座標名	X	座標	Y	座標名	X	座標	Y
2A762	-118952.008	41380.373	424824	2A762	-120002.994	41380.373	424824
2A763	-120004.192	41382.157	424825	2A763	-120002.994	41382.157	424825
2A764	-120004.192	41382.157	424826	2A764	-120002.994	41382.157	424826
2A765	-120004.192	41382.157	424827	2A765	-120002.994	41382.157	424827
2A766	-120004.192	41382.157	424828	2A766	-120002.994	41382.157	424828
2A767	-120004.192	41382.157	424829	2A767	-120002.994	41382.157	424829
2A768	-120004.192	41382.157	424830	2A768	-120002.994	41382.157	424830
2A769	-120004.192	41382.157	424831	2A769	-120002.994	41382.157	424831
2A770	-120004.192	41382.157	424832	2A770	-120002.994	41382.157	424832
2A771	-120004.192	41382.157	424833	2A771	-120002.994	41382.157	424833
2A772	-120004.192	41382.157	424834	2A772	-120002.994	41382.157	424834
2A773	-120004.192	41382.157	424835	2A773	-120002.994	41382.157	424835
2A774	-120004.192	41382.157	424836	2A774	-120002.994	41382.157	424836
2A775	-120004.192	41382.157	424837	2A775	-120002.994	41382.157	424837
2A776	-120004.192	41382.157	424838	2A776	-120002.994	41382.157	424838
2A777	-120004.192	41382.157	424839	2A777	-120002.994	41382.157	424839
2A778	-120004.192	41382.157	424840	2A778	-120002.994	41382.157	424840
2A779	-120004.192	41382.157	424841	2A779	-120002.994	41382.157	424841
2A780	-120004.192	41382.157	424842	2A780	-120002.994	41382.157	424842
2A781	-120004.192	41382.157	424843	2A781	-120002.994	41382.157	424843
2A782	-120004.192	41382.157	424844	2A782	-120002.994	41382.157	424844
2A783	-120004.192	41382.157	424845	2A783	-120002.994	41382.157	424845
2A784	-120004.192	41382.157	424846	2A784	-120002.994	41382.157	424846
2A785	-120004.192	41382.157	424847	2A785	-120002.994	41382.157	424847
2A786	-120004.192	41382.157	424848	2A786	-120002.994	41382.157	424848
2A787	-120004.192	41382.157	424849	2A787	-120002.994	41382.157	424849
2A788	-120004.192	41382.157	424850	2A788	-120002.994	41382.157	424850
2A789	-120004.192	41382.157	424851	2A789	-120002.994	41382.157	424851
2A790	-120004.192	41382.157	424852	2A790	-120002.994	41382.157	424852
2A791	-120004.192	41382.157	424853	2A791	-120002.994	41382.157	424853
2A792	-120004.192	41382.157	424854	2A792	-120002.994	41382.157	424854
2A793	-120004.192	41382.157	424855	2A793	-120002.994	41382.157	424855
2A794	-120004.192	41382.157	424856	2A794	-120002.994	41382.157	424856
2A795	-120004.192	41382.157	424857	2A795	-120002.994	41382.157	424857
2A796	-120004.192	41382.157	424858	2A796	-120002.994	41382.157	424858
2A797	-120004.192	41382.157	424859	2A797	-120002.994	41382.157	424859
2A798	-120004.192	41382.157	424860	2A798	-120002.994	41382.157	424860
2A799	-120004.192	41382.157	424861	2A799	-120002.994	41382.157	424861
2A800	-120004.192	41382.157	424862	2A800	-120002.994	41382.157	424862
2A801	-120004.192	41382.157	424863	2A801	-120002.994	41382.157	424863
2A802	-120004.192	41382.157	424864	2A802	-120002.994	41382.157	424864
2A803	-120004.192	41382.157	424865	2A803	-120002.994	41382.157	424865
2A804	-120004.192	41382.157	424866	2A804	-120002.994	41382.157	424866
2A805	-120004.192	41382.157	424867	2A805	-120002.994	41382.157	424867
2A806	-120004.192	41382.157	424868	2A806	-120002.994	41382.157	424868
2A807	-120004.192	41382.157	424869	2A807	-120002.994	41382.157	424869
2A808	-120004.192	41382.157	424870	2A808	-120002.994	41382.157	424870
2A809	-120004.192	41382.157	424871	2A809	-120002.994	41382.157	424871
2A810	-120004.192	41382.157	424872	2A810	-120002.994	41382.157	424872
2A811	-120004.192	41382.157	424873	2A811	-120002.994	41382.157	424873
2A812	-120004.192	41382.157	424874	2A812	-120002.994	41382.157	424874
2A813	-120004.192	41382.157	424875	2A813	-120002.994	41382.157	424875
2A814	-120004.192	41382.157	424876	2A814	-120002.994	41382.157	424876
2A815	-120004.192	41382.157	424877	2A815	-120002.994	41382.157	424877
2A816	-120004.192	41382.157	424878	2A816	-120002.994	41382.157	424878
2A817	-120004.192	41382.157	424879	2A817	-120002.994	41382.157	424879
2A818	-120004.192	41382.157	424880	2A818	-120002.994	41382.157	424880
2A819	-120004.192	41382.157	424881	2A819	-120002.994	41382.157	424881
2A820	-120004.192	41382.157	424882	2A820	-120002.994	41382.157	424882
2A821	-120004.192	41382.157	424883	2A821	-120002.994	41382.157	424883
2A822	-120004.192	41382.157	424884	2A822	-120002.994	41382.157	424884
2A823	-120004.192	41382.157	424885	2A823	-120002.994	41382.157	424885

※現況道路全体を里道とする根拠は乏しく、現況6.0m弱の道路幅員
全てを里道とした平成15年の立会に疑問符?
(昭和15年実施の区画整理図上の里道の図上読取幅員約4.0m。
多分2間幅の道路)
但し、東側と西側では南北間の位置にズレがある。

測量図隅切り
忘れ!現況隅切り
なし!

※既設境界標と測量図データとのチェック:概ねOK

S37/空中写真重ね図 縮尺=1/250

所在・宮崎市

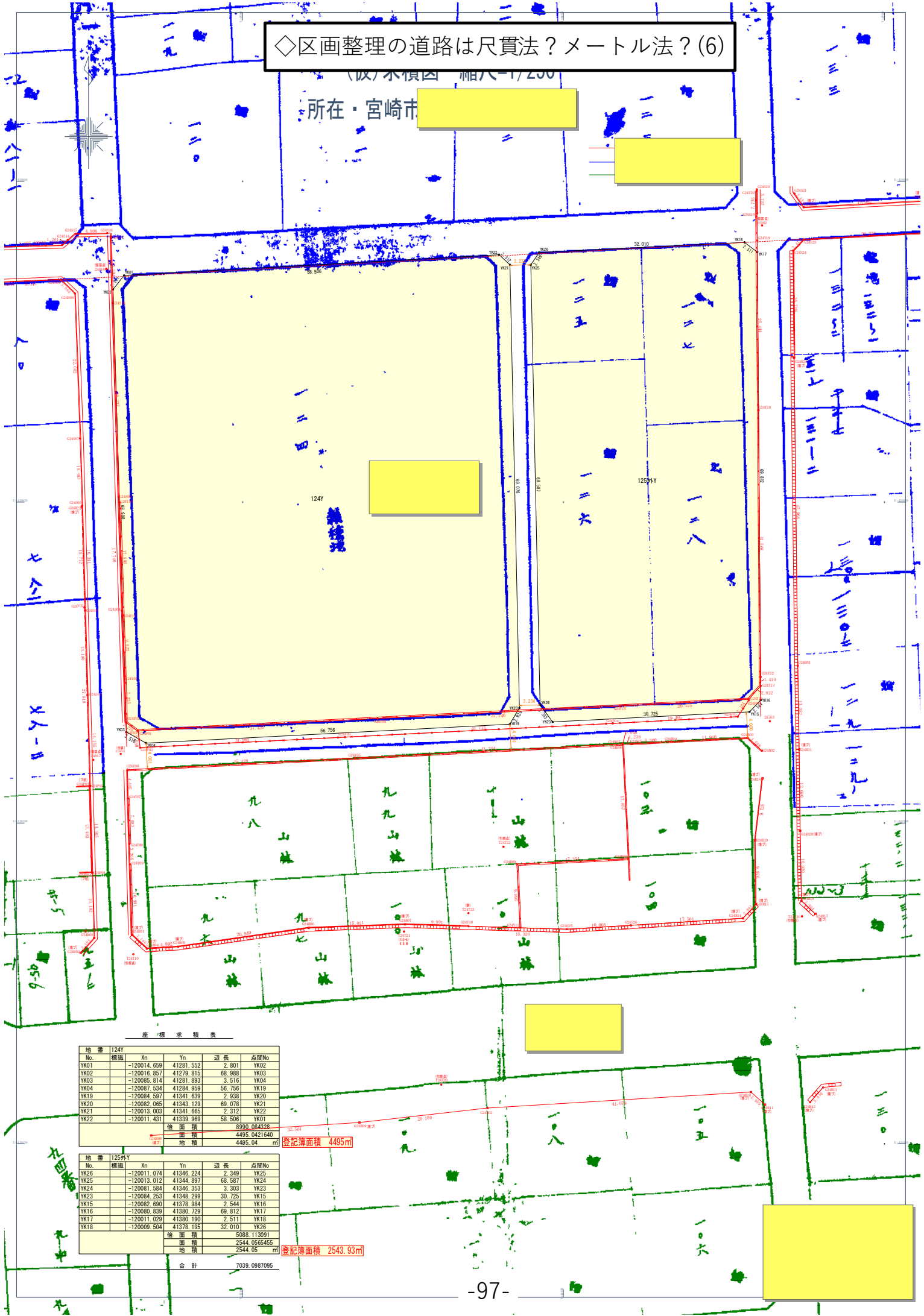


※本地域で行われた「浄土江区画整理は」昭和15年頃完了、
敷地には昭和37年当時官舎が建て混んでおり、現況(朱線)と変わらず、
区画整理図の東西での南北方向のズレは確認出来ない。
よって、東西方向と南北方向の辺長の違い、図形自体の歪みは作図上の
誤りであると思われる。

◇区画整理の道路は尺貫法？メートル法？(6)

(仮)不償因 相入=1/250

所在・宮崎市



座標求積表

地番 124Y					
No.	標高	Xn	Yn	辺長	点間No
YK01		-120014.659	41281.552	2.801	YK02
YK02		-120016.857	41279.815	68.888	YK03
YK03		-120085.814	41281.893	3.516	YK04
YK04		-120087.534	41284.959	56.756	YK19
YK19		-120084.597	41341.639	2.938	YK20
YK20		-120082.065	41343.129	69.078	YK21
YK21		-120013.003	41341.665	2.912	YK22
YK22		-120011.431	41339.969	58.506	YK01
				倍面積	8990.084328
				面積	4495.0421640
				地積	4495.04

登記簿面積 4495m

地番 125外Y					
No.	標高	Xn	Yn	辺長	点間No
YK26		-120011.074	41346.224	2.349	YK25
YK25		-120013.012	41344.897	68.587	YK24
YK24		-120081.584	41346.353	3.303	YK23
YK23		-120084.253	41348.299	30.725	YK15
YK15		-120082.690	41378.984	2.544	YK16
YK16		-120080.839	41380.729	69.812	YK17
YK17		-120011.029	41380.190	2.511	YK18
YK18		-120009.504	41378.195	32.010	YK26
				倍面積	5088.113091
				面積	2544.0566455
				地積	2544.05

登記簿面積 2543.93m

合計 7039.0987095

昭和十一年

宮崎市浄土江町土地区画整理

都市計畫宮崎地方委員會

土34号
永年保
10

二	切土	三六〇〇	四九〇〇	米	〇〇	一〇一	合	幅員 五〇米
	盛土	三三〇〇	一六〇〇	米	〇〇	〇九	合	
	土羽打		二二一〇	果	一〇	〇二	合	
	砂利		八一六	米	一〇	〇一	合	幅員 五〇米
	計					〇八	合	
三	切土	三四〇〇	三六〇〇	米	〇〇	〇八	合	
	盛土	一五〇〇	四二〇〇	米	〇〇	〇九	合	
	土羽打		九一〇〇	果	一〇	〇一	合	
	砂利		二二〇〇	米	一〇	〇三	合	
	多管		二七〇〇	米	一〇	〇一	合	
	計					〇三	合	
四	切土	二六〇〇	二一〇〇	米	〇〇	〇一	合	
	計					〇一	合	

五	切土	二五〇〇	一一九〇	米	〇〇	〇二	合	幅員 五米
	盛土	二二〇〇	四〇〇〇	米	〇〇	〇一	合	
	土羽打		一五〇〇	果	一〇	〇一	合	
	多管		二七〇〇	米	一〇	〇一	合	
	計					〇三	合	
六	切土	二六〇〇	二二六〇	米	〇〇	〇三	合	幅員 六米
	計					〇三	合	
七	切土	一一〇〇	七三六〇	米	〇〇	〇五	合	幅員 六米
	計					〇五	合	
八	切土	二四〇〇	二八八〇	米	〇〇	〇六	合	幅員 六米
	計					〇六	合	
九	切土	三九〇〇	一五六〇	米	〇〇	〇一	合	幅員 四米
	計					〇一	合	

◇宮崎県文書センターで見つかった「浄土江土地区画整理設計書」(3)

56

計	10	切土	六二〇〇	三六六〇	米	〃	七三三二	幅員 六米
							六三三二	
計	11	切土	三六〇〇	二二七〇	米	〃	四七五二	幅員 六米
							四七五二	
計	12	切土	五六〇〇	二二四〇	米	〃	四四八〇	幅員 四米
							四四八〇	
計	13	切土	五八〇〇	二二二〇	米	〃	四六四〇	幅員 四米
							四六四〇	
計	14	切土	一五七〇	九四二〇	米	〃	一八八〇	幅員 六米
							一八八〇	
計	15	切土	一一五〇〇	四六〇〇	米	〃	二二〇〇	幅員 四米
							二二〇〇	
計	16	切土	二七三〇〇	一五五八〇	米	〃	二二六〇	幅員 六米

計	17	切土	一六八〇〇	一〇〇八〇	米	〃	三三六〇	
							三三六〇	幅員 六米
計	18	切土	八〇〇〇	三二〇〇	米	〃	七〇〇〇	幅員 四米
							七〇〇〇	
計	19	切土	一一〇〇〇	四八〇〇	米	〃	九六〇〇	幅員 四米
							九六〇〇	
計	20	切土	二二六〇〇	一三六八〇	米	〃	二七六〇	幅員 六米
							二七六〇	
計	21	切土	一〇八〇〇	四三二〇	米	〃	八六四〇	幅員 四米
							八六四〇	
計	22	切土	二二〇〇〇	一三八〇〇	米	〃	二七六〇	幅員 六米
							二七六〇	
計	23	切土	五〇〇〇	九〇〇〇	米	〃	一八〇〇	
							一八〇〇	幅員 六米

◇昭和31年当時の土地分筆登記申請書（1）

受 附 録 登 録 台	土地分筆登記申請書	受 附 録 登 録 台
不動産の表示 登記の通り	昭和三拾年五月九日 分筆	受 附 録 登 録 台
登記の目的	分筆の登記	受 附 録 登 録 台
登録税	金 拾 円	受 附 録 登 録 台
不動産登記法施行 規則第四拾條第四 款に依り申出	登記原簿を被申出書面が初めに存在し、	受 附 録 登 録 台
附属書類	委任状 差通 申請書前添 差通	受 附 録 登 録 台
登記所の表示	宮崎地方建設局 青島出張所	受 附 録 登 録 台
申請の年月日	昭和三十一年五月九日	受 附 録 登 録 台
右のとおり登記を申請します。		
宮崎市土手加江田		
申請人 杉田		
宮崎市淀川町三丁目		
[Red Stamp]		

Dr. C. S. 1874

④ 24 号 1 号 2 号

一四五 能 輪 五 步

現代の知識

11

23

一、因船檢回安。

番 外 区 求 順 位 奪

公卿名臣

25

25

一四九 龍虎山

順區光番

~~15~~

己卯年五月廿九日

$$N-N-N$$

疏

17

受託番号	一九二	号	印刷
報酬額金	五〇〇	円	

司法書士

姓名:

◇昭和31年当時の土地分筆登記申請書(3)

[illegible]

候補者の政見経歴
NHK放送局の電

経

経

経

5月15日
木 - 放送

宮崎二区

政見放送

5月16日
木 - 放送

宮崎二区

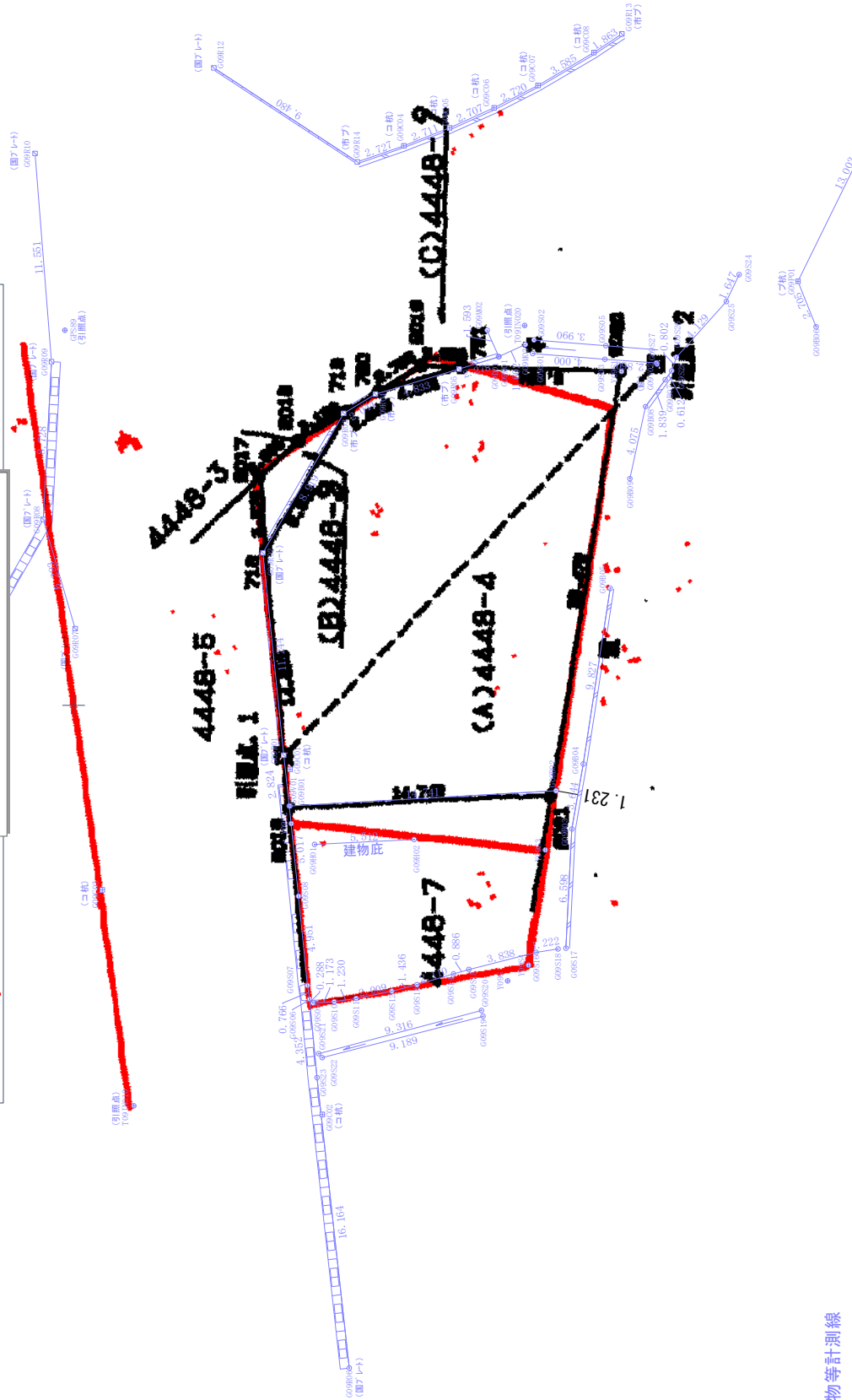
5月12日
木 - 放送

宮崎一・二区

経歴放送

◇昭和31年当時の土地分筆登記申請書(5)

◇昭和31年当時の土地分筆登記申請書（6）



- 現況構造物等計測線
- 昭和33年平板測量復元線
- 平成15年分筆登記復元線

道路

6.00

道路幅はm表示

◇昭和36年作成の分筆測量図

39.43尺×50.6尺 (6尺=1間)
6.572間×8.433間=55.42坪

34.51尺×57.65尺
+ 39.43尺×6.6尺

5.752間×9.608間
+ 6.572間×1.10間
=62.49坪

単位
尺

縮尺
三〇〇分一

宮崎市

一〇六番
分筆測量図

34.50尺×58.05尺
+ 38.37尺×6.6尺

5.75間×9.675間
+ 6.395間×1.10間
=62.66坪

38.37尺×52.13尺 (6尺=1間)
6.395間×8.688間=55.56坪

6.00

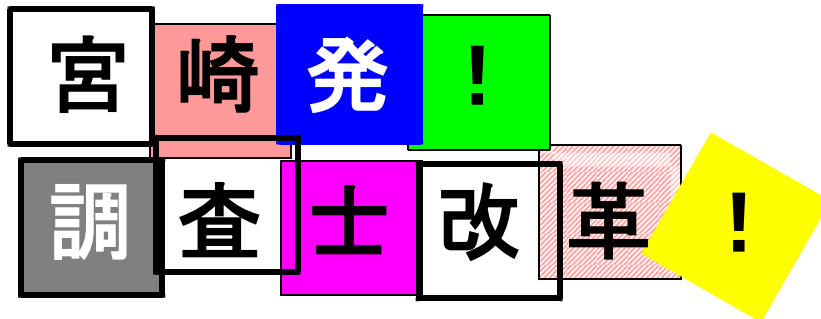
道路

昭和三十六年一月二三日 実測

土地調査士
家産

□知らんよね！平成14年の「調査士改革」？

平成14年度三地区研修会資料



「今、調査士は何をすべきか・・・」

宮崎境界情報ネットの立上げについて」

宮崎県土地家屋調査士会

総務部長 鎌田 隆光



宮崎県土地家屋調査士会

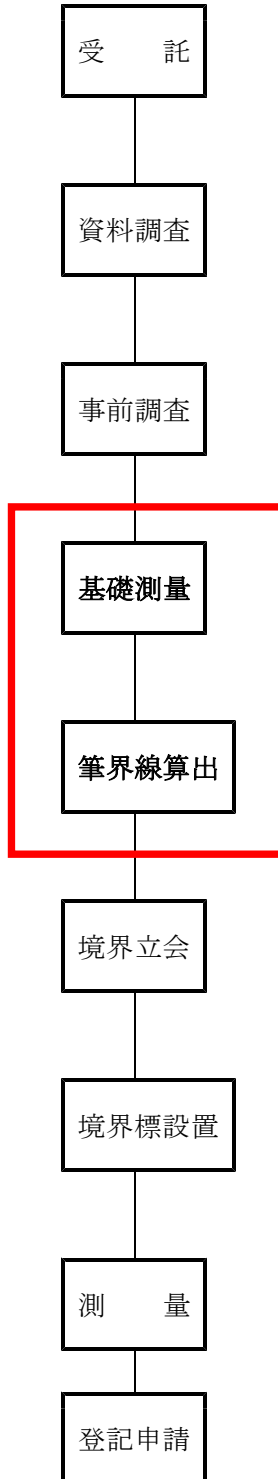
(社) 宮崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

◇調査士業務の一般的な流れ（1）

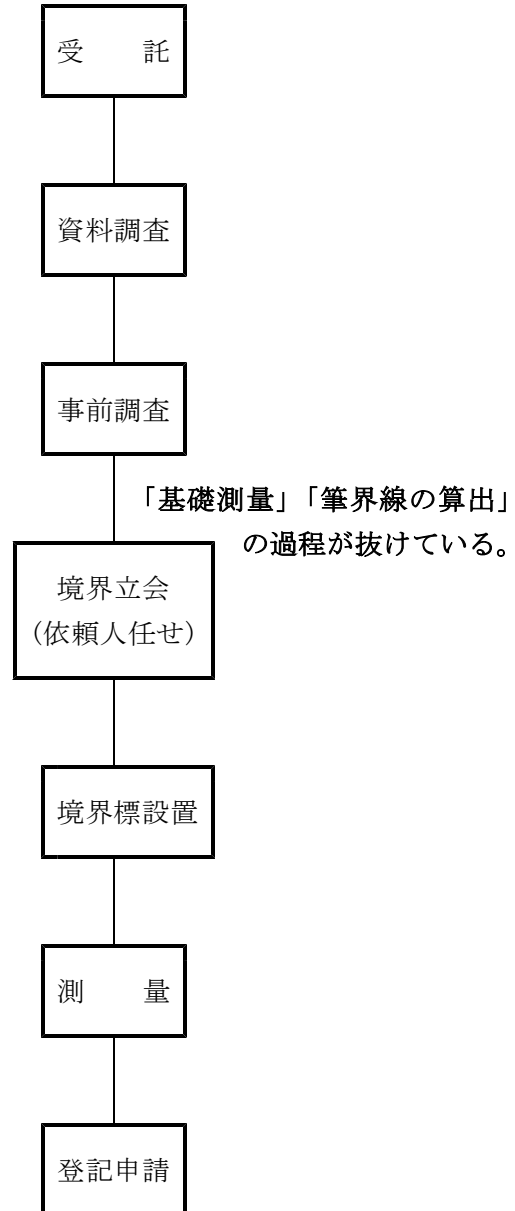
3. まず、言われたところを測る業務からの脱却！

今のままの作業手順で心配ありませんか？

調査・測量要領に従った作業手順



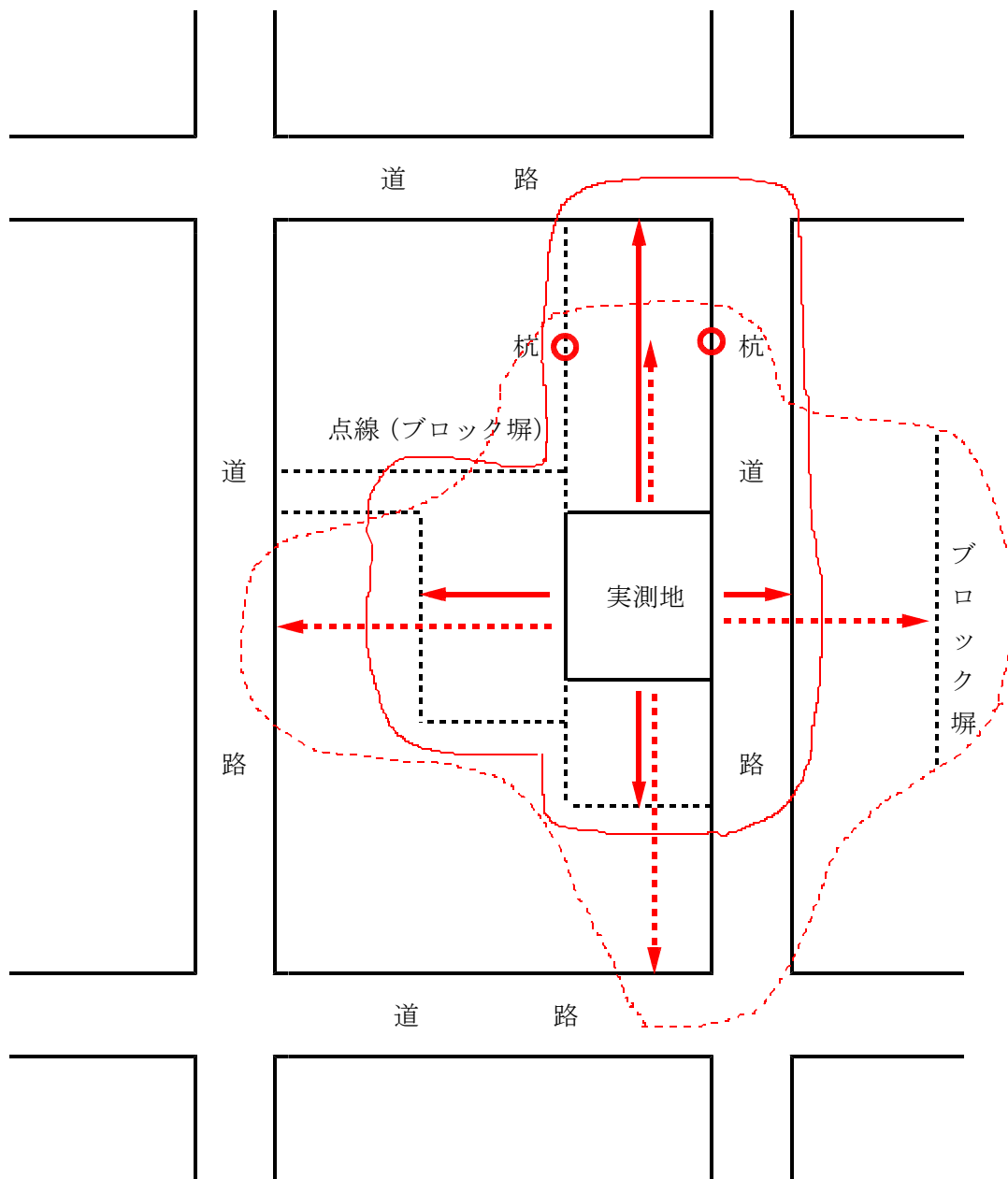
問題があると思われる例



- 現況優先の業務対応
- 調査士が扱うのはあくまで「公法上の境界」
- 現況に移動、誤りがあれば、調査士の責任が問われる可能性「大」

◇調査士業務の一般的な流れ（2）

筆界を算出するのに必要な測定の範囲



基本方針

実測地の周囲について、字図、測量図との比較、対照が可能になるように、原則として、東西南北（前後左右）の方向について、実測地の回り（少なくとも）1筆について現況測量を行う。（不明確な場合は、明確な構造物まで）

甲2322番3



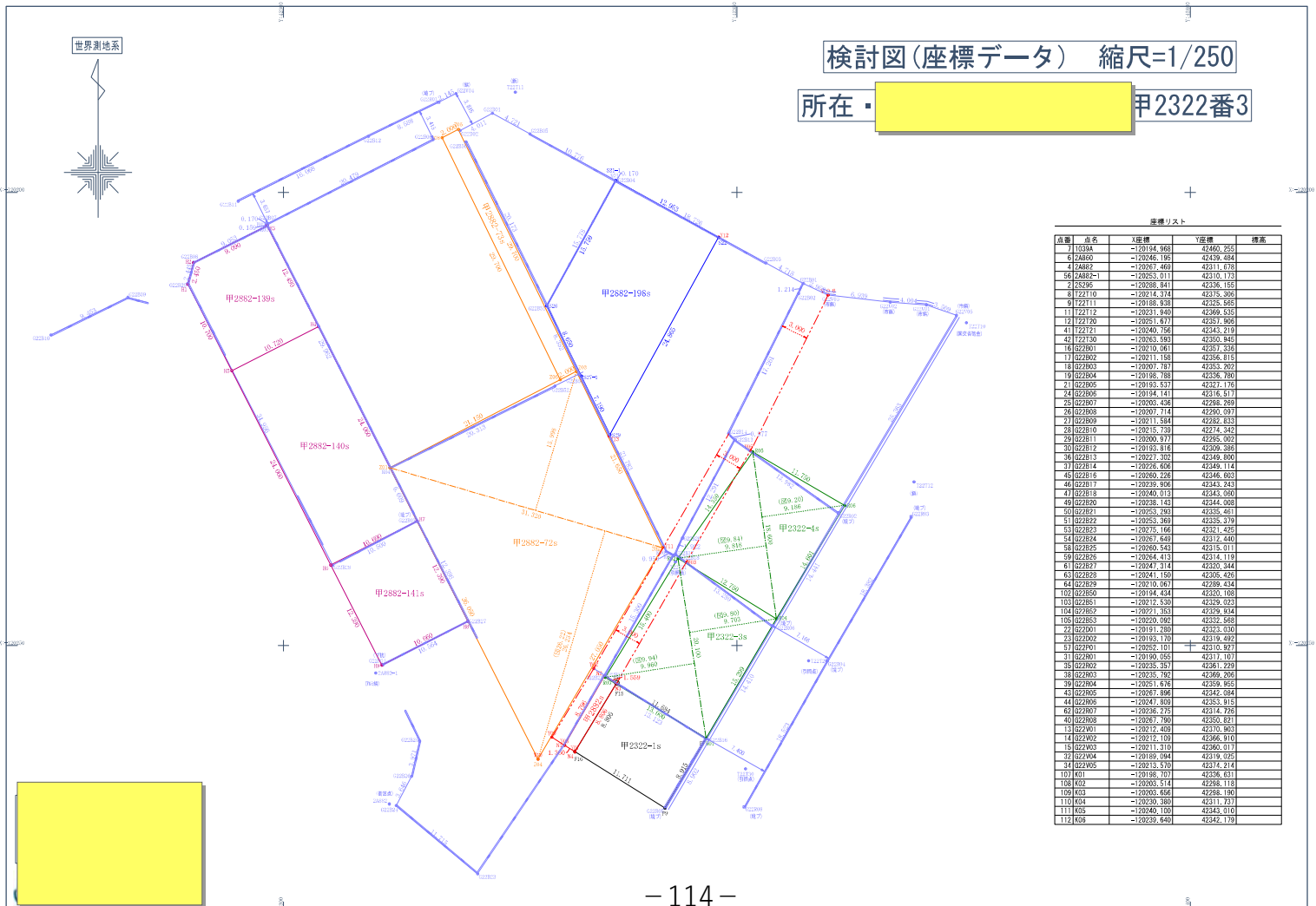
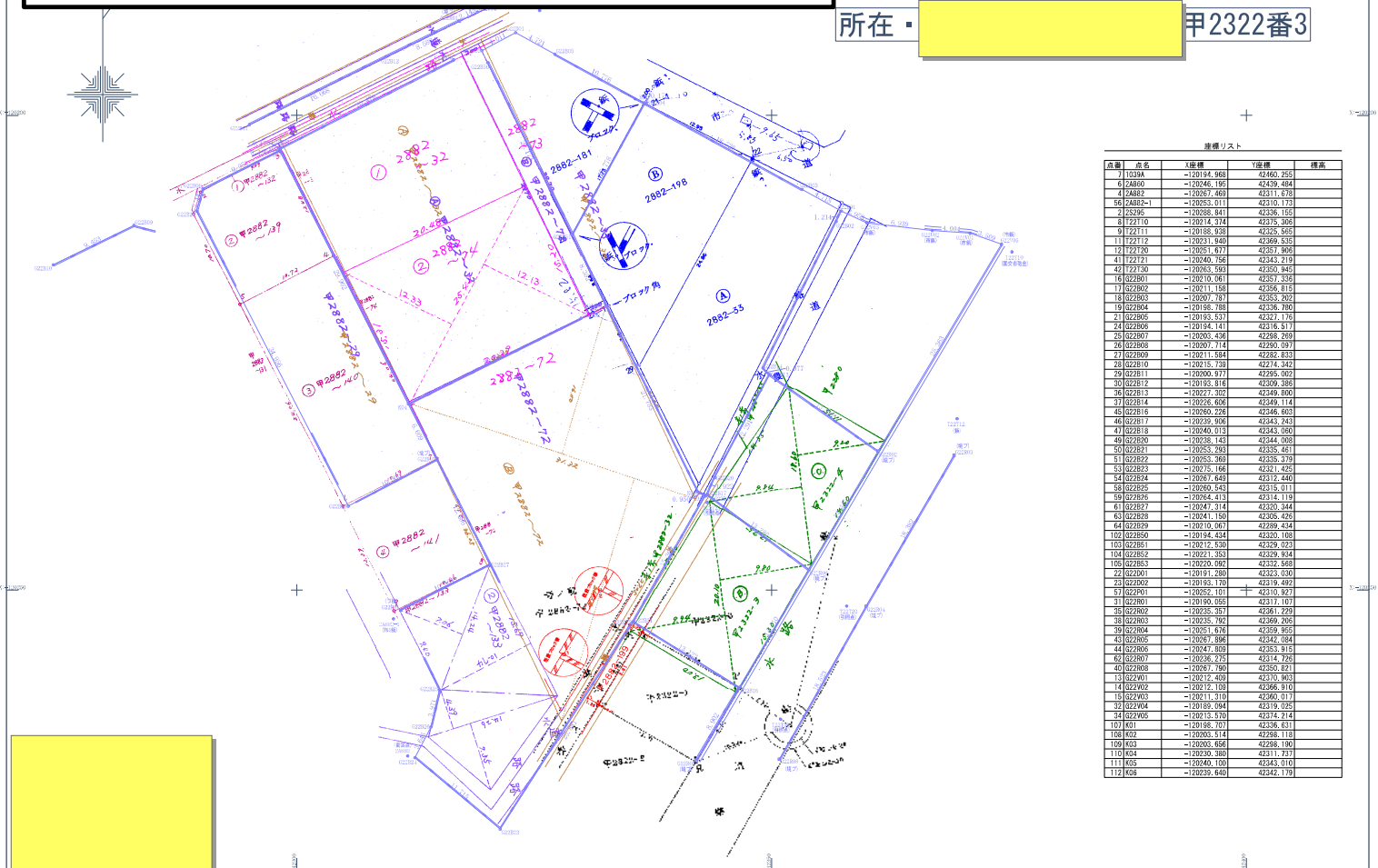
◇字図上にある里道・水路が地積測量図にない！(3)

検討図(測量図)

縮尺=1/250

所在・

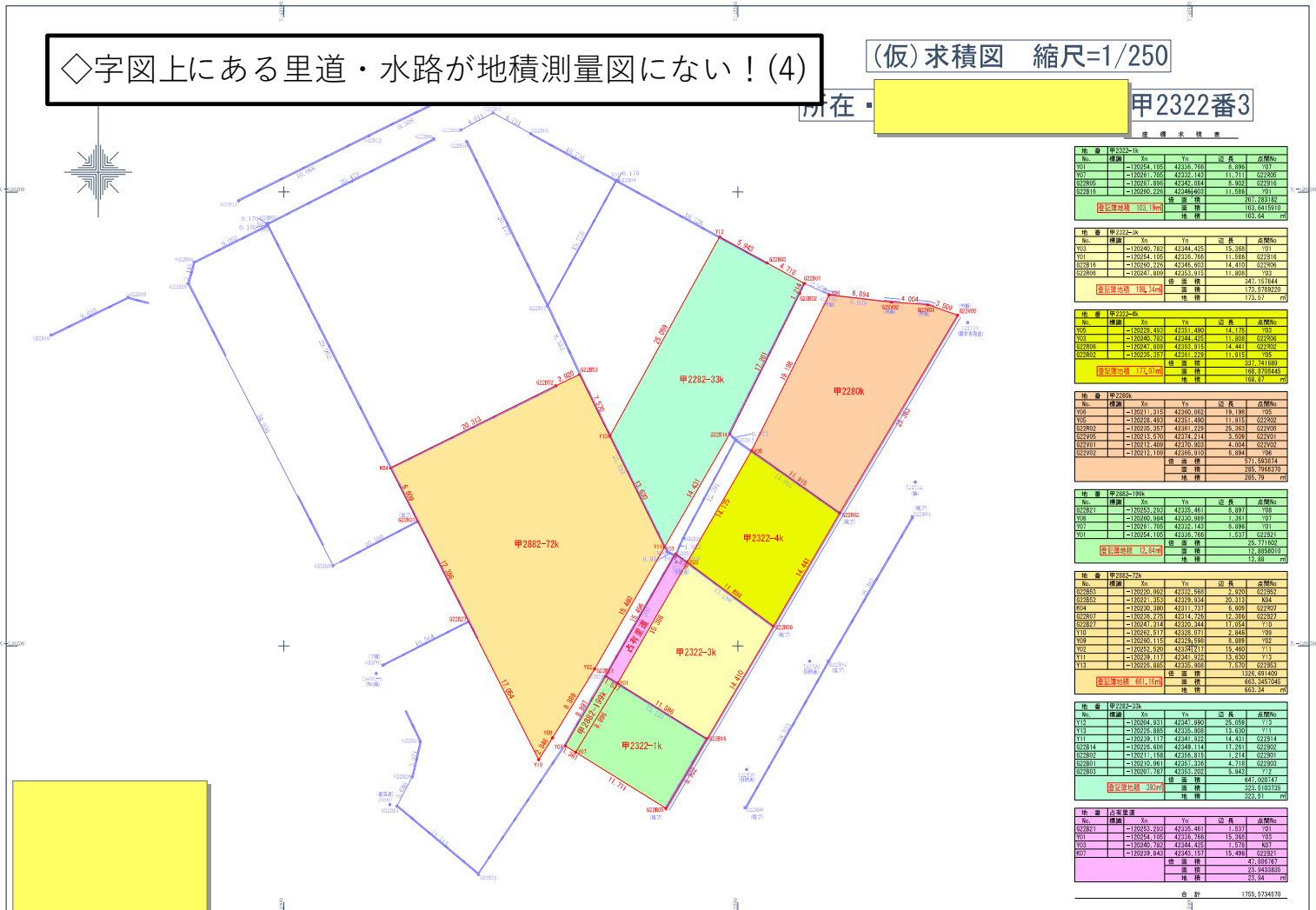
甲2322番3



◇字図上にある里道・水路が地積測量図にない！(4)

(仮)求積図 縮尺=1/250

所在・ 甲2322番3



確定測量図 縮尺=1/250

所在・ 甲2322番3
72地先里道

世界測地系

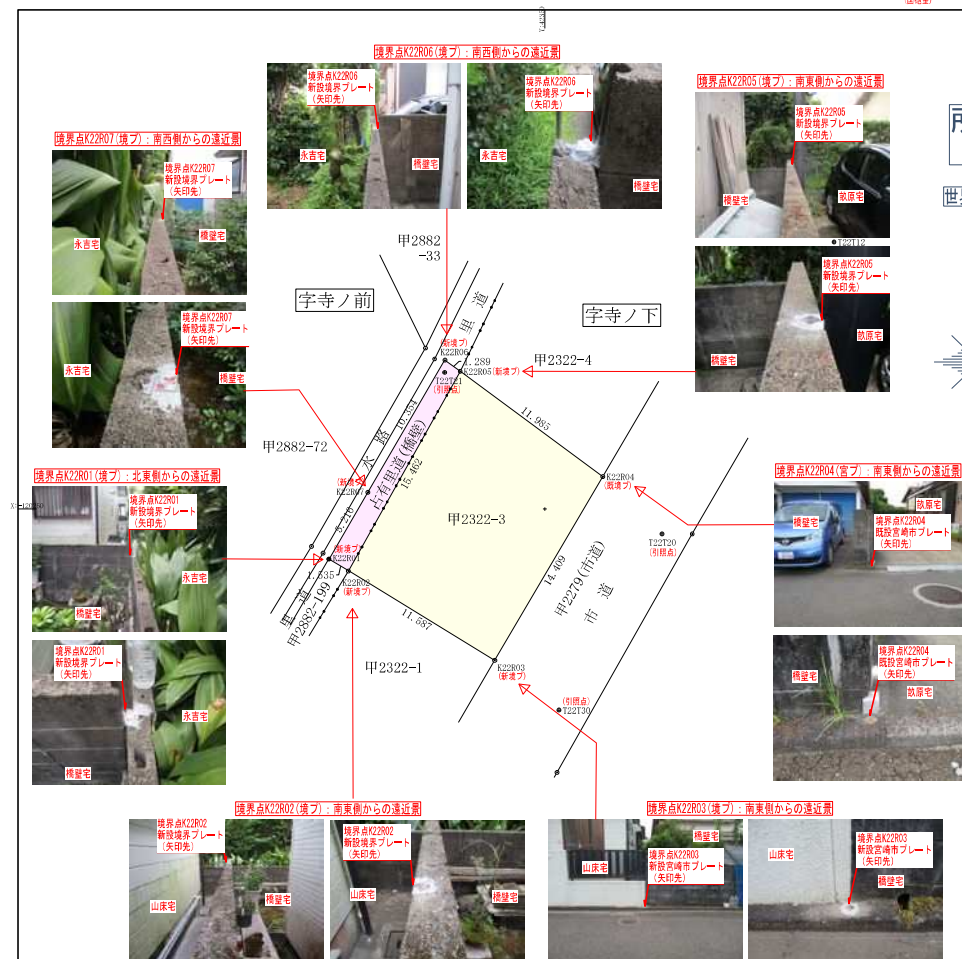
基本三角点等の座標一覧表

測点名	X座標	Y座標
1039A (前区三角点)	-120194.968	42460.255
2A680 (前区特約点)	-120246.195	42439.494
2A882 (前区特約点)	-120211.469	42311.678
2A882-1 (引照点)	-120253.011	42310.173
2S295 (前区補勘点)	-120288.841	42336.155
T2210 (国文特約点)	-120214.374	42375.306
T2211 (画)	-120188.938	42326.565
T2212 (右照点)	-120231.940	42369.535
T2213 (右照点)	-120195.859	42338.192
T2213-1 (右照点)	-120190.660	42316.834
T22120 (引照点)	-120251.677	42357.906
T22121 (引照点)	-120240.756	42343.219
T22130 (引照点)	-120263.593	42350.945

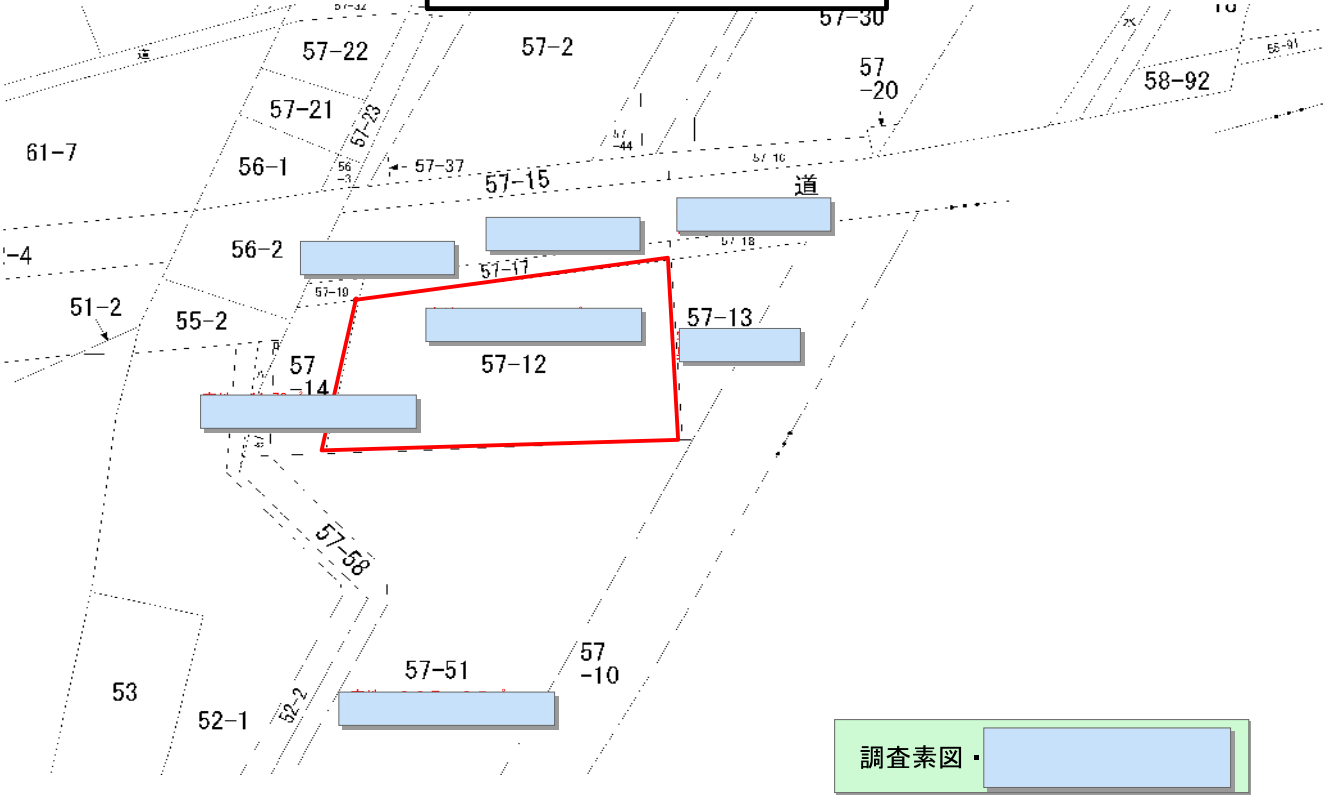
座標求積表

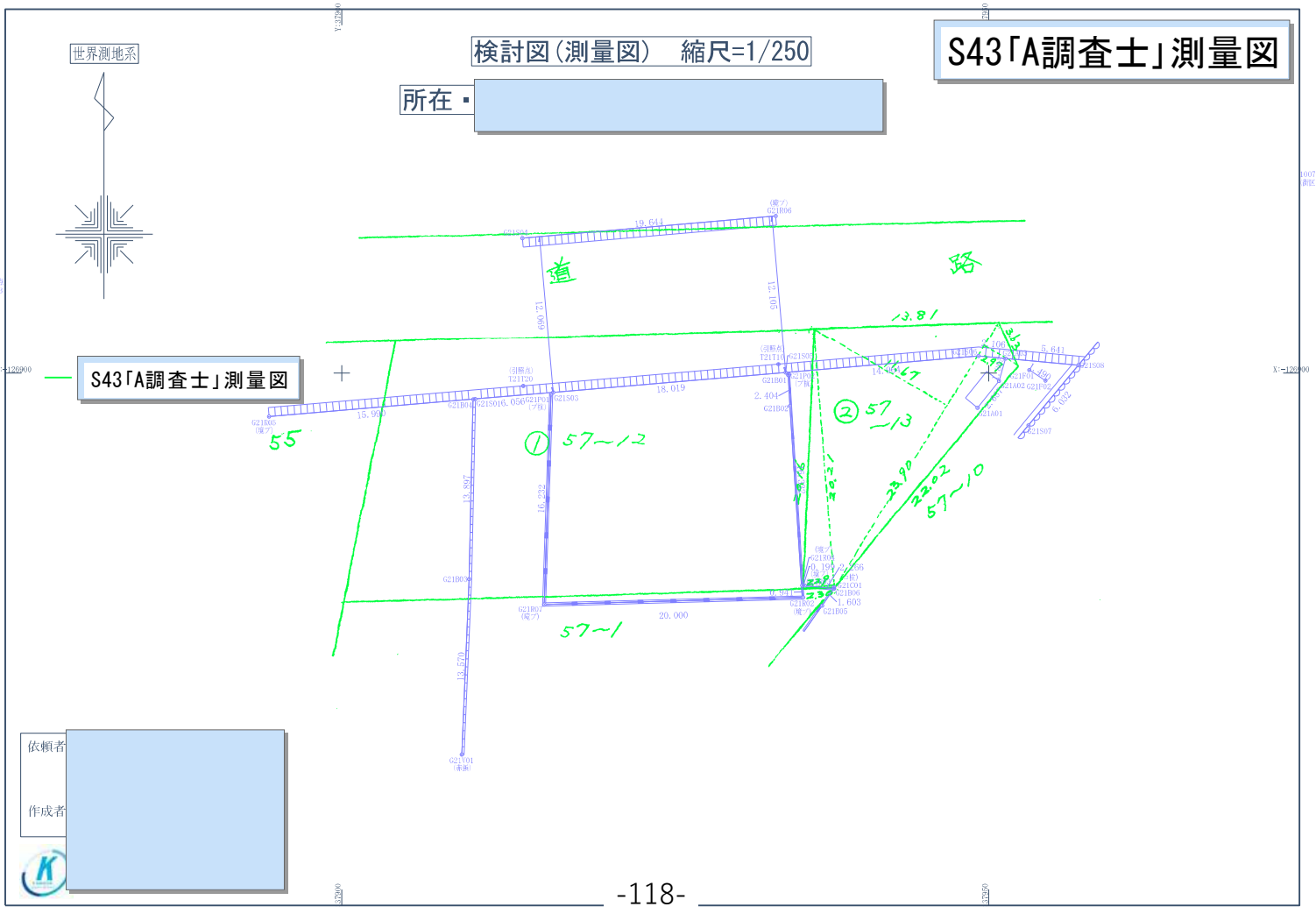
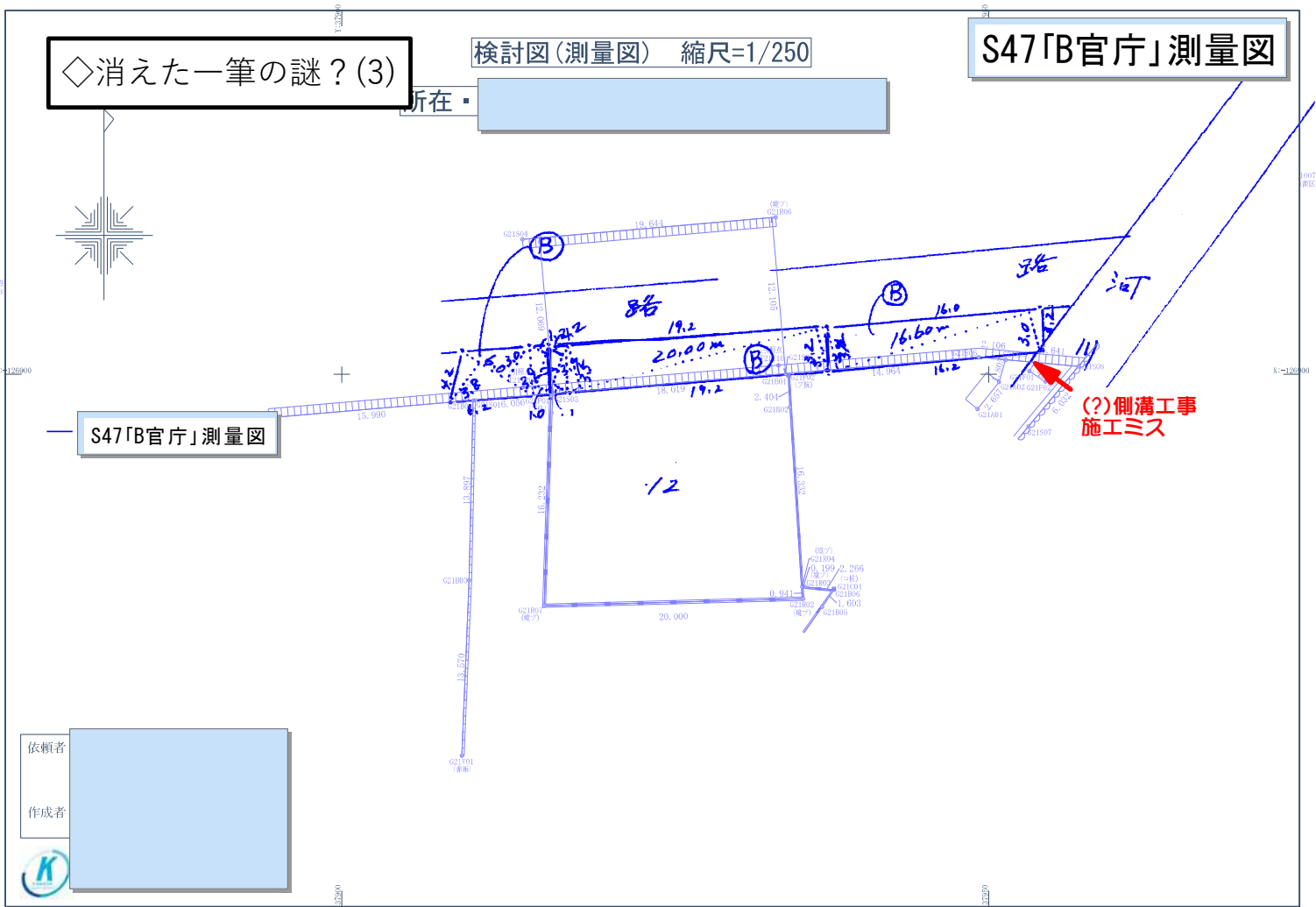
地番	面積	Yn	Yn+1	距離
甲2322-3	198.34m ²	42344.271	42344.271	15.462
K22R05	198.34m ²	42344.271	42344.271	15.462
K22R02	198.34m ²	42344.271	42344.271	15.462
K22R03	198.34m ²	42344.271	42344.271	15.462
K22R04	198.34m ²	42344.271	42344.271	15.462

地番	面積	Yn	Yn+1	距離
甲2322-3	198.34m ²	42344.271	42344.271	15.462
K22R05	198.34m ²	42344.271	42344.271	15.462
K22R02	198.34m ²	42344.271	42344.271	15.462
K22R03	198.34m ²	42344.271	42344.271	15.462
K22R04	198.34m ²	42344.271	42344.271	15.462



◇消えた一筆の謎？（1）





◇消えた一筆の謎？(4)

検討図(測量図) 縮尺=1/250

S54「C調査士」測量図

何のための分筆登記？
所有権範囲と相違箇所の是正分筆(?)
しかし、所有権はそのまま下記に

S54「C調査士」測量図

依頼者

作成者



測点名	X 座標	Y 座標
2B053	-126894.144	37872.209
1007A	-126884.447	37975.834
T21T10	-126899.292	37933.745
T21T20	-126900.976	37914.026
G21A01	-126902.670	37949.136
G21A02	-126900.594	37950.795
G21A03	-126898.863	37951.305
G21B01	-126900.128	37934.488
G21B02	-126902.527	37934.642
G21B03	-126915.900	37909.844
G21B04	-126902.007	37910.158
G21B05	-126917.950	37937.125
G21B06	-126916.636	37938.043
G21C01	-126916.543	37938.030
G21F01	-126899.752	37953.128
G21F02	-126900.561	37954.379
G21P01	-126901.632	37916.180
G21P02	-126900.083	37934.563
G21R02	-126917.322	37935.648
G21R03	-126916.397	37935.790
G21R04	-126916.383	37935.591
G21R05	-126903.354	37894.380
G21R06	-126887.851	37933.538
G21R07	-126917.856	37915.655
G21S01	-126901.985	37910.311
G21S03	-126901.469	37916.345
G21S04	-126889.561	37913.969
G21S05	-126899.836	37934.299
G21S06	-126898.663	37949.209
G21S07	-126904.018	37953.066
G21S08	-126899.380	37956.922
G21V01	-126929.458	37909.276

S57「D調査士」測量図

検討図(測量図) 縮尺=1/250

所在

何故か？57番38が
敷地内に移動！

S57「D調査士」測量図

依頼者

作成者

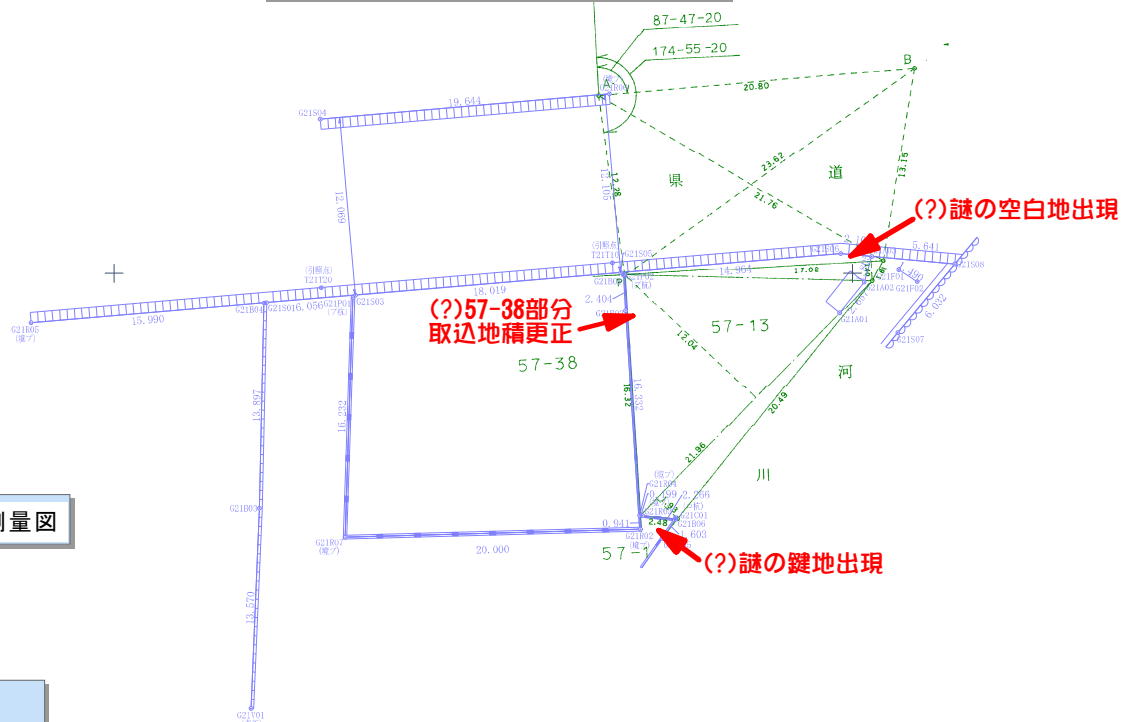


◇消えた一筆の謎？(5)

検討図(測量図) 縮尺=1/250

S63「E調査士」測量図

所在・



S63「E調査士」測量図

依頼者

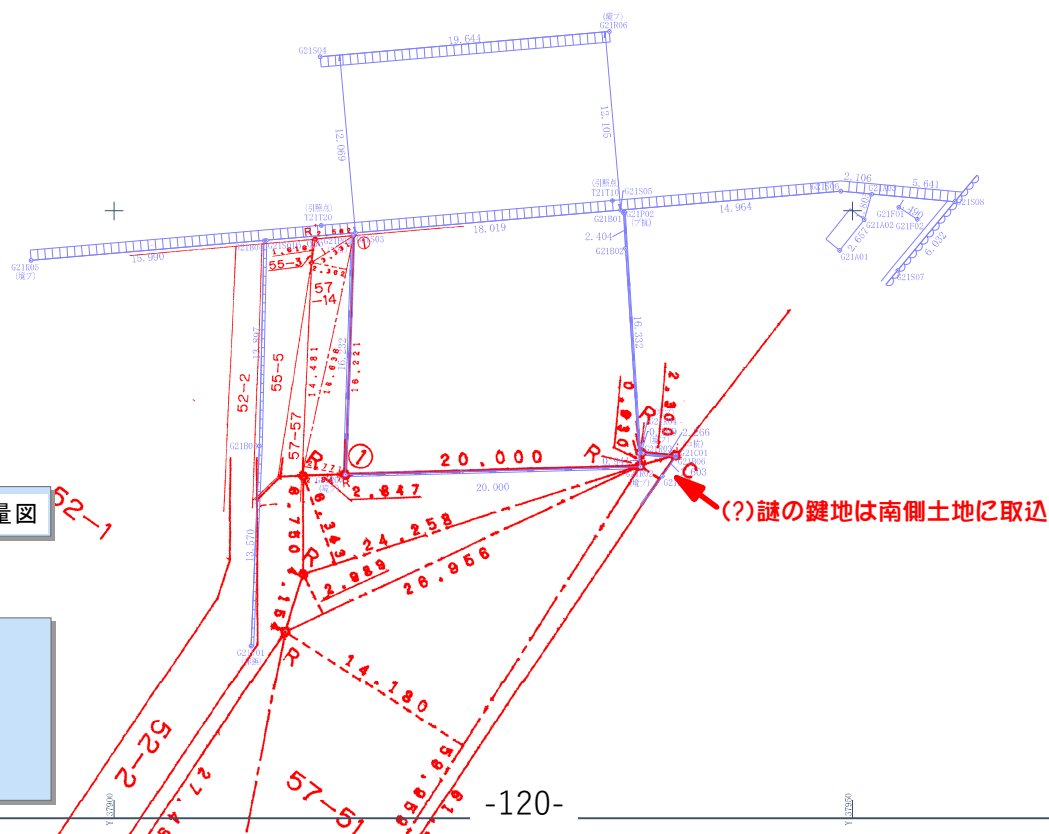
作成者



H6「F調査士」測量図

検討図(測量図) 縮尺=1/250

所在・



H6「F調査士」測量図

依頼者

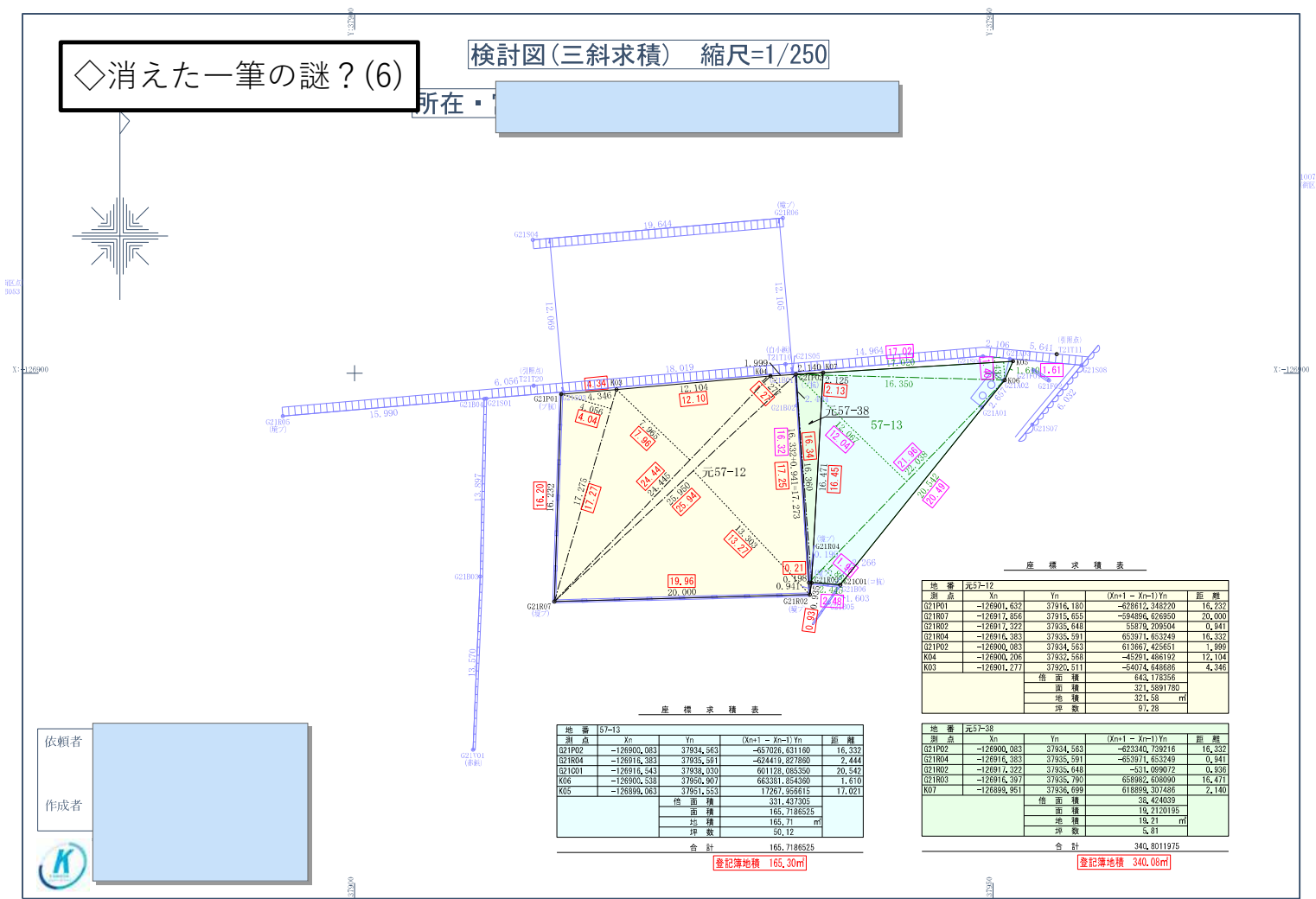
作成者



◇消えた一筆の謎？(6)

検討図(三斜求積) 縮尺=1/250

所在・



確定測量図 縮尺=1/250

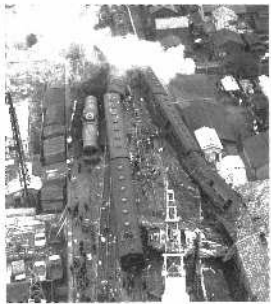
所在・



◆◆◆ 宮崎県土地家屋調査士会の歴史年表 ◆◆◆

年代	法制度の変遷	調査士会・法務局の動き	社会情勢
昭和25年	土地家屋調査士法制定 〔法律第228号〕 ◎国民の土地・建物の権利の明確化に寄与することを目的として土地家屋調査士法が制定された。 ◎調査士となる資格①高等学校、又は実業学校において測量に関する科目を修め卒業し、測量に関し2年以上の実務経験を有する者②測量士、又は測量士補となる資格を有する者③土地家屋調査士試験に合格した者④現に土地台帳、又は家屋台帳の調査・測量、又は申告手続に関して実務経験7年以上を有する者とした。 土地家屋台帳法一部改正 〔法律第227号〕 ◎従来、地租及び家屋税の課税台帳的性格の土地台帳、家屋台帳を土地、建物の物理的現況を正確に公示する制度に変えた。台帳の所管庁が税務署から登記所に移管された。	◇全国土地家屋調査士会連合会設立  ワンマン宰相	対日講話条約調印 朝鮮戦争勃発
昭和26年	土地家屋調査士法一部改正 〔法律第195号〕 ◎土地家屋調査士となる資格に、建築士となる資格を有する者を追加。 不動産登記法の一部改正 〔法律第150号〕 ◎人福帳形式の登記簿をバインダー化し、登記用紙を表題部、甲区、乙区の別葉とし、土地登記簿は地番順、建物登記簿は家屋番号順に編綴することとした。	◇宮崎市農民会館において設立総会開催され、宮崎県土地家屋調査士会が発足した。 （昭和26年7月9日） ◇調査士会事務局を宮崎市旭通2丁目農民会館内に置いた。 ◇初代会長櫛間貞春が就任した。 （昭和26年7月1日～昭和27年7月17日）	日米安全保障条約締結  「羅生門」
昭和27年	土地家屋調査士法一部改正 〔法律第268号〕 ◎法令の整備のため、所要字句の改正した。 農地法制定〔法律第229号〕	◇2代会長小川琢磨が就任した。 （昭和27年7月17日～昭和30年6月5日）	ヘルシンキオリンピックに戦後初参加 日本電信電話公社が発足
昭和30年		◇3代会長福田松次が就任した。 （昭和30年6月5日～昭和47年8月29日）	アルミ1円硬貨の発行

□宮崎土地家屋調査士会の50年誌に見る業務変遷 (2)

年代	法制度の変遷	調査士会・法務局の動き	社会情勢
昭和31年	土地家屋調査士法一部改正 〔法律第19号〕 ◎土地家屋調査士会の強制設立、及び会員の強制入会制度が導入され、会則を定め、法務大臣の認可が必要になった。学校卒業者の実務経験年数が5年に変更された。	◇法定宮崎県土地家屋調査士会設立総会（昭和31年8月5日） ◇入会金3,000円 会費 200円/月 ◇章紙制度導入 10円/件 （最低購入枚数 20枚/人）	仲武景気
昭和32年	不動産登記事務取扱手続準則制定 ◎登記手続に関して事務取扱の細目が定められた。	◇神門出張所、西都出張所、山代出張所、南郷出張所、日向出張所の各登記所でバインダー化作業が完了した。	
昭和33年		◇都城支局、佐上原出張所、川南出張所、椎葉出張所の各登記所でバインダー化作業が完了した。	
昭和35年	土地家屋調査士法一部改正 〔法律第14号〕 ◎調査士となる資格を土地家屋調査士試験に合格した者に限定した。但し、測量士、測量士補、建築士の資格を有する者は、測量に関する試験を免除。 不動産登記法一部改正 〔法律第14号〕 ◎登記制度（登記簿）と台帳制度（土地台帳及び家屋台帳）を統合一元化し、地図、建物所在図を登記所に備え付け、表示に関する登記には申請義務が課せられ、合併制限が設けられた。 不動産登記法施行細則一部改正 ◎地積測量図等の規格が制定され、地積測量図は300分の1、建物図面は500分の1、各階平面図は200分の1の縮尺で作製することになった。	◇調査士会事務局を宮崎市高千穂通3丁目264番地に変更した。 （昭和35年8月1日） ☆平板測量、コンパス測量による三斜求積が主、（プランメータも可とされた） ☆立会については、官民境界の立会は行われず、現況により確認されていた。民間の境界については一応境界立会が行われていたが、現況及び境界木等により確認するのが慣例で、地価との兼ね合いもあり、現在よりもかなり鷹揚であった。 ☆基本的には字図に分割線を記入するという観点から1筆全部を実測し、公簿面積による按分計算で測量図を作製し提出されていたようだが、机上分筆等もあった模様である。	カラーテレビ放送開始 当時の測量図 （資料A） 当時の測量図 （資料B）
昭和37年	建物の区分所有等に関する法律改正 〔法律第69号〕 不動産登記法施行細則一部改正 ◎従前の測量図は単に「地積の測量の結果を明確にする」とあったものを「方位、地番、隣地の地番並びに地積及び求積の方法を記載した」とした。 不動産登記事務取扱準則一部改正 ◎昭和32年準則全文改正、地籍図を法第17条地図に指定。測量の誤差限度は、宅地、鉱泉地は1/100、田、畑、塩田は2/100、山林、原野は3/100であった。	◇北浦出張所で台帳一元化作業が完了した。 ○一元化後の地積測量図建物図面等の様式が統一され、永久保存されることになる。	キューバ危機  三河島事故

□宮崎土地家屋調査士会の50年誌に見る業務変遷 (3)

年代	法制度の変遷	調査士会・法務局の動き	社会情勢
昭和38年		◇北浦出張所で表題部改製、新設が完了した。	
昭和39年	不動産登記法一部改正 〔法律第18号〕 ◎合筆、合併登記に登記済証を添付、2筆以上の不動産を共同担保とする際は必ず共同担保目録を添付する。	◇延岡支局で表題部改製、新設が完了した。 ◇川南出張所、本庄出張所、山田出張所の各登記所で台帳一元化作業が完了した。	当時の測量図 (資料㉔)
昭和41年	土地家屋調査士法一部改正 〔法律第98号〕 ◎調査士会の機構を整備、会の運営及び会員指導、連絡の強化が図られた。調査士会、調査士連合会に関する条文の改正、新設がなされた。	◇高千穂支局、小林出張所の各登記所で台帳一元化が完了した。	中国文化大革命
昭和42年	土地家屋調査士法一部改正 〔法律第36号、第66号〕 ◎土地家屋調査士会に法人格が与えられた。 登録免許税法施行	◇都城支局で表題部改製、新設が完了した。	公害対策基本法公布
昭和43年	都市計画法施行 	◇調査士会事務局を宮崎市清水1丁目1番14号に変更した。 (昭和43年6月10日) ◇高千穂支局、西都出張所、日向出張所の各登記所で表題部改製、新設が完了した。	
昭和44年		◇表示登記専門官制度が採用された。(法務局) ◇日之影出張所で台帳一元化作業が完了した。	
昭和45年		◇神門出張所で表題部改製、新設が完了した。 ◇野尻出張所で台帳一元化作業が完了した。 ◇法制定20周年記念式典 (自治会館)	人口1億人突破
昭和47年	庶民宰相	◇4代会長河野喬が就任した。 (昭和47年9月9日～昭和54年5月20日) ◇小林出張所でメートル法書替作業が完了した。	札幌冬季オリンピック

□宮崎土地家屋調査士会の50年誌に見る業務変遷（4）

年代	法制度の変遷	調査士会・法務局の動き	社会情勢
昭和48年	 ハイセイコー	◇南郷出張所でメートル法書替作業が完了した。 ○官民境界確認（境界査定）が行われ始めた。 ○トランシットによる測量が一部会員により行われ始めた。但し、計算は算盤、貞数表、手回し計算機だった。「チン！チン！」	昭和52年当時の測量図 (資料⑩)
昭和50年		◇宮崎地方法務局庁舎が落成した。 ◇調査士会事務局を宮崎市旭2丁目2番地32号に変更した。 (昭和50年10月29日) ○関数電卓が使われ始めた。 「デカイ！箱！」	ベトナム戦争終結
昭和52年	不動産登記施行細則・不動産登記事務取扱手続準則改正 ◎土地、建物の表示登記が住民票添付になった。 ◎地積測量図・土地所在図・地役権図面・建物図面・各階平面図の図面様式が二つ折りに適応した様式に変更された。 ◎地積測量図は原則250分の1の縮尺で作製し、境界標がない場合は近傍の恒久的地物との距離、角度等の位置関係を記載することになった。 ◎地積測量図は1筆毎に作製することになった。(従前は同一申請人であれば、複数筆の作製が可能であった。) ◎測量における誤差の限度が、地域別に精度区分甲2、乙1、乙3の三段階に定められた。	◇「調査・測量実施要領」(日調連)初版が作成された。 ◇登記官制が導入された。(法務局) ○地積測量図に境界標、引照点を記載するようになった。 ○境界立会が一応定着した。  ピンクレディー	「調・測要領」(初版) (資料⑪)
昭和53年	土地家屋調査士法一部改正 〔法律第82号〕 ◎司法書士法が全面的に改正されたことに伴い、認可から登録に字句等の一部改正があった。	◇本局において巡回方式実地調査が導入された。	「調・測要領」 (改訂版) (資料⑫)
昭和54年	土地家屋調査士法一部改正 〔法律第66号〕 ◎調査士の職責が明確化された。 ◎審査請求手続に関する権限が付与された。 ◎法務大臣による調査士資格の認定制度が導入された。 ◎決格事由が整備された。	◇5代会長濱田治兵衛が就任した。 (昭和54年5月20日～平成元年5月26日) ◇連合会自家共済に加入	ソ連軍アフガニスタン侵攻

□宮崎土地家屋調査士会の50年誌に見る業務変遷 (5)

年代	法制度の変遷	調査士会・法務局の動き	社会情勢
昭和54年	◎口述試験制度が導入された。 ◎懲戒処分として業務停止の最長期間が2年とされた。 ◎調査士会に所属会員への注意勧告権が付与された。 ◎連合会に法務大臣に対する建議権が付与された。		
昭和55年	民法一部改正〔法律第51号〕 ◎相続について配偶者の相続分が引き上げられた。 ◎相続について兄弟姉妹の代襲相続がその子までと限定された。 ◎寄与分の規定が新設された。	◇「調査・測量実施要領」(日調連)第二版が作成された。 ◇表示登記の口記念講演録「判例から見た境界」発刊(伴喬之輔弁護士)	
昭和57年	 歴史教科書問題	◇宮崎市字大瀬町、大字瓜生野地区において「法第17条地図作製作業」を実施した。(期間昭和57年4月～昭和58年3月、面積1,085平方km、筆数2,562筆、総経費17,297,230円) 「口当2,000円で大変やったー！」 ◇調査書の様式がB5版からB4版に変更され、筆界確認欄等が充実した。 ◇本局にコインコピー機が設置された。	「調・測要領」 (九州ブロック版) (資料㉔)
昭和58年	土地家屋調査士法一部改正〔法律第44号〕 ◎建築法の一部改正に伴い、字句を訂正した。 建物の区分所有等に関する法律一部改正〔法律第51号〕 不動産登記法一部改正〔法律第51号〕 ◎区分建物の専有部分と敷地利用権の一体性の原則が採用され、土地と区分建物の分離処分が原則として出来ないことになった。 ◎区分建物の敷地権に関する登記が定められた。 ◎合併制限において、登記原因・日付・目的・受付番号が同一の質権、抵当権は合併可能になった。	◇「調査・測量実施要領」(九州ブロック版)が作成された。 ◇法務局の「土地建物実地調査要領」が作成された。 ◇都城支局にコインコピー機が設置された。 ○「法務局実地調査要領」が定められたことにより筆界認定方法の改善されるとともに、実地調査の強化が図られた。 ○同様に筆界確認欄の記載が充実した。 ○区分所有建物に敷地権が発生するようになった。 ○官公署の登記嘱託書にも実地調査書の添付が義務付けられた。	日本海中部地震 「宮崎地方法務局 実地調査要領」 (資料㉕)
昭和59年		◇延岡支局にコインコピー機が設置された。	グリコ・森永事件

□宮崎土地家屋調査士会の50年誌に見る業務変遷（6）

年代	法制度の変遷	調査士会・法務局の動き	社会情勢
昭和60年	土地家屋調査士法一部改正 〔法律第86号〕 ◎土地家屋調査士の登録事務が法務局から日本土地家屋調査士会連合会に委譲された。 ◎公共嘱託登記受託組織の法人化が認められた。 ◎調査士会の会則中「会費に関する規程」が法務大臣の認可事項から除かれた。 登記手数料令一部改正 ◎収入印紙から登記印紙での納付に変更された。（閲覧200円、謄本400円） 電子情報処理組織による登記事務の円滑化のための措置等に関する法律制定	◇登記特別会計制が導入された。 ◇日南支局、高千穂支局、西都出張所、川南出張所、小林出張所、日向出張所の各登記所にコインコピー機が設置された。 ◇地積測量図が複製出来るコンピューターが使われ始めた。 「コンピューターが勝手に図面を書いちゃる！不思議！」 ◇同様にワープロが使われ始めた。 ◇光波測距機が使われ始めた。 「暫くはいつもテープで検測しちゃった！」 ◇売買等の場合、実測の際に境界立会の印鑑（認印）を貰うようになり始めた。	日本航空ジャンボ機墜落   日航機墜落事故
昭和61年	 ブーニン来日	◇社団法人宮崎県公共嘱託土地家屋調査士協会が設立された。（昭和61年2月5日） ◇調査士会館建設用地を取得した。（宮崎市旭2丁目13番1） ◇高鍋出張所、串間出張所、高城出張所の各登記所にコインコピー機が設置された。 ◇写真入り会員名簿作成（法制定35周年記念）	チェルノブイリ原子力発電所事故 「調・測要領」 （第3版） （資料①）
昭和63年	不動産登記法一部改正 〔法律第81号〕 ◎電子情報処理組織による登記事務の処理（コンピューター化）に対応する改正を行った。	◇「調査・測量実施要領」（日調連）第3版が作成された。 ◇延岡支局で地図整備モデル作業が実施された。	
平成元年		◇6代第会長樋口亮一が就任した。（平成元年5月26日～平成6年5月26日） ◇地図整備5ヵ年計画が策定され、日名支局で地図整備作業が実施された。	消費税導入 「調・測要領」 （解説書） （資料①）
平成2年	登記手数料令一部改正 ◎閲覧300円、謄本500円	◇宮崎市江平東2丁目にバックアップセンターが完成した。 ◇日向出張所で地図整備作業が実施された。 ◇調査・測量実施要領の解説書が作成された	
平成3年	登記手数料令一部改正 ◎謄本600円	◇本局で地図整備作業が実施された。	ソビエト連邦崩壊

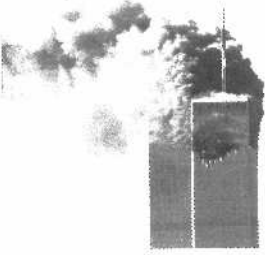
□宮崎土地家屋調査士会の50年誌に見る業務変遷 (7)

年代	法制度の変遷	調査士会・法務局の動き	社会情勢
平成4年		○本局の地図整備作業が完了した。 ○佐土原出張所での登記事務のコンピューター移行作業が完了した。 ◇調査士会事務局を宮崎市旭2丁目2番2号に変更した。(平成4年2月25日) ◇調査士会館が落成した。	
平成5年	土地家屋調査士法一部改正〔法律第89号〕 ◎行政手続法の改正に伴い、処分時は意見陳述のための聴聞の機会が設けられた。 登記手数料令一部改正 ◎閲覧400円、謄本800円 不動産登記法一部改正〔法律第22号〕 ◎建物の合体に関する登記手続が大幅に整備された。(合体建物の所有権保存登記も同一登記で申請可能になった。) ◎登記申請代理権の不消滅に関する規定が新設された。 ◎保証書において登記申請に係わる不動産と管轄を異にする保証人の保証が可能になった。	○九州ブロック協議会の当番会を担当した。(会長会、新人研修会、担当者会同) ○延岡支局、日南支局の登記事務のコンピューター化が完了した。	北海道南西沖地震
平成6年	 イチロー200本安打	◇7代会長野田喜久至が就任した。(平成6年5月26日～平成9年5月23日) ○串間出張所の登記事務のコンピューター化が完了した。 ○都城支局で地図整備作業が実施された。 ○境界標全国設置キャンペーン「杭を残して、悔いを残すな!」を実施した。	
平成7年		○本局の登記事務のコンピューター化が完了した。 ○本局に地図管理システムを導入した。	
平成8年		○高千穂支局、高鍋出張所、西都出張所の登記事務のコンピューター化が完了した。 ○日南支局で地図整備作業が実施された。 ○宮崎地方法務局出張所の統廃合に反対する旨の総会決議を行った。	

□宮崎土地家屋調査士会の50年誌に見る業務変遷（8）

年代	法制度の変遷	調査士会・法務局の動き	社会情勢
平成9年	 タイガーウッズメジャー初制覇	○調査・測量実施要領Ⅰ、Ⅱ（日調練）第4版が作成された。 ○西都出張所、西米良出張所が高鍋出張所に統合された。 ○川南出張所で登記事務のコンピューター化が完了した。 ○8代会長広末 誠が就任した。（平成9年5月23日～平成11年5月28日） ○宮崎支部の北部が児湯支部として支部を分割した。 ○日南支局に地図管理システムを導入した。	消費税5%に変更 「調・測要領」 (H19改訂版) (資料㉔)
平成10年	登記手数料令一部改正 ◎閲覧500円、謄本1,000円	○都城支局の登記事務のコンピューター化が完了した。 ○川南出張所が高鍋出張所に、高岡出張所が本局に統合された。 ○水上要蔵連合会会長講演会を開催。 ○宮日新聞にQ & Aを連載。	
平成11年	土地家屋調査士法一部改正 〔法律第151号、第160号〕 ◎欠格事由を成年被後見人又は被保佐人と改正した。 KOME	○小林出張所、高崎出張所の登記事務のコンピューター化が完了した。 ○神門・田代及び椎葉の各出張所が日向出張所に、高崎出張所が都城支局に統合された。 ○8代会長河野俊治が就任した。 ○法務局土地建物実地調査要領が改訂された。 ○法務局要領が改正された事により、原則として全地測量になり、立会証明書の添付が必要になった。又、実地調査書の様式が変更された。	「実地調査要領」 (H11宮崎地方法務局) (改訂版) (資料㉕)
平成12年	 高橋尚子選手金メダル	○串間出張所が日南支局に統合された。 ○「調査・測量実施要領」を会則位置付けした。 ○九州ブロック協議会の当番会を担当した。（会長会、新人研修会、担当者会同、ゴルフ大会） ○伊能ウォークのサポートを担当した。 ○専門士業団体協議会の当番会を担当した。 ○香川保一先生の調査士制度50周年記念講演会を開催した。 ○日向出張所の登記事務のコンピューター化が完了した。	

□宮崎土地家屋調査士会の50年誌に見る業務変遷 (9)

年代	法制度の変遷	調査士会・法務局の動き	社会情勢
平成13年	 同時多発テロ	○えびの、高城、本庄の各出張所での登記事務のコンピューター化が完了した。 ○本局、口南、延岡、高千穂の各支局での「登記情報提供サービス」が始まった ○えびの出張所を小林出張所に、佐土原出張所の新富町分を高鍋出張所に、高城出張所を都城支局に、本庄出張所を本局に統合した。	
平成14年		○佐土原出張所を本局に統合した。 ○本局の商業・法人登記事務のコンピューター化が完了した。	
平成15年	司法書士法及び土地家屋調査士法一部改正 〔法律第151号、第160号〕 ○土地家屋調査士法人制度が創設された。 ○試験制度が一部改正された。 ○市民一般からの懲戒申出制度が創設された。 ○会則から報酬額に関する事項が削除された。 ○研修、情報公開に関する事項が追加された。 ○紛議の調停制度が創設された。	○延岡支局の商業・法人登記事務のコンピューター化が完了した。  阪神タイガース優勝	
平成16年	不動産登記法の一部改正 〔法律第123号〕 不動産登記令の一部改正 ○申請書がA版横書き化した。	都城支局、日南支局、日向支局で商業・法人登記事務のコンピューター化が完了した。	
平成17年	不動産登記規則の一部改正 不動産登記事務取扱手続準則の一部改正 ○書面申請と併存して、オンライン申請制度が導入された。 ○登記済証に代わり、登記識別情報の制度が導入された。 ○保証書制度が廃止され、資格者代理人による本人確認制度が導入された。 ○紙登記簿の規定を見直して、コンピューター登記簿を前提とする制度にする。 ○地図等を電磁的記録にする制度とする。 ○全地球積が原則となった。		

お疲れ様！